

令和6年度

国の予算編成に対する  
東京都の提案要求  
(最重点事項)

令和5年11月



東京都では、本年6月に令和6年度の国の施策及び予算に対する提案要求を取りまとめ、要請活動を行ってまいりました。

このたび、都として、最重点事項に位置付けた項目につきまして、改めて予算編成に対する提案要求として取りまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和5年11月

東京都

# 目 次

事 項 名	頁
令和6年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（概要）	1
「国と都の実務者協議会」に係る協議事項	4
<b>1 地方分権改革</b>	10
1 真の分権型社会の実現	11
<b>2 行財政改革</b>	15
1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	16
2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	18
3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
4 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組【新規】	22
5 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援	24
<b>3 災害対策</b>	27
1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	28
2 首都直下地震等への備え	30
3 帰宅困難者対策の推進	33
4 マンション防災の推進	35
<b>4 都市整備</b>	37
<b>（1）都市づくり・防災</b>	
1 建築物の耐震化の推進	38
2 木造住宅密集地域の整備促進	46
3 総合的な治水対策の推進	53
4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	70
5 大規模水害対策の推進	71
6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82
7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
8 下水道事業における財源の確保	85
9 不法係留船対策の推進	88
10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	90
11 市街地の開発に係る諸事業の推進	91
12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	98
13 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	104
<b>（2）道路・鉄道</b>	
14 東京外かく環状道路の整備促進	108
15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	111
16 国道等の整備推進	119
17 道路・橋梁事業の推進	121
18 都市鉄道ネットワーク等の強化	132
19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	137
20 連続立体交差事業の推進	139
21 無電柱化事業の推進	141
<b>（3）基地対策・空港・港湾</b>	
22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
23 米軍基地対策の推進	151
24 小笠原航空路の整備促進	154
25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	156
26 島しょ港湾等の防災対策の推進	159
<b>5 環境・エネルギー</b>	160
1 電力需給ひっ迫への対応	161
2 気候変動対策の推進	165
3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
7 公園整備事業等の推進	210
8 熱中症対策の推進	214
9 道路環境対策の推進	216
10 有機フッ素化合物対策の推進	218
11 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	221
12 食品ロス削減施策の推進	224

事 項 名		頁
	13 プラスチック対策の推進	226
	14 国立公園の活用	228
<b>6</b>	<b>福祉・保健・医療</b>	230
	1 少子社会対策の推進	231
	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	3 児童相談体制の一貫した充実強化	243
	4 高齢社会対策の推進	246
	5 障害者施策の推進	257
	6 保健医療施策の推進	272
	7 新興・再興感染症対策の充実	275
<b>7</b>	<b>生活・産業</b>	280
	1 国際金融・経済都市の実現	281
	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	3 スタートアップ支援の推進	288
	4 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	298
	5 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築	300
	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301
	7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	303
	8 M I C E推進施策の強化	304
	9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	306
	10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	308
	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309
	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
	13 障害者の就業支援策の一層の充実	316
	14 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	318
	15 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	321
	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324
	17 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	326
	18 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	327
	19 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	329
<b>8</b>	<b>スポーツ・教育</b>	330
	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	331
	2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の拡充等	333
	3 学校における働き方改革の実現	336
	4 学校施設の空調設備整備に対する支援	338
	5 教育のデジタル化の推進に向けた支援	340
<b>9</b>	<b>治安対策</b>	347
	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	348
	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	350
	3 総合的な治安対策の充実・強化	352
	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365
参 考	1 府省庁別提案要求事項一覧	367
	2 所管局別提案要求事項一覧	371

※ 【新規】は、最重点事項に新たに追加されたもののことである。

# 令和6年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（概要）

## 最 重 点 事 項

1	<p><b>「人」 -人口構造・人材の質-</b></p> <p><b>① 安心して育児・介護と仕事をできる社会づくり</b></p> <p>○ <b>少子社会対策の推進</b>          育児休業給付金の給付率引き上げ、大都市のニーズに柔軟に対応した認証保育所への十分な財政支援          男性の育児休業取得促進に向けた機運醸成・取組の支援          小学校就学後も利用できる育児短時間勤務制度等の法整備</p> <p>○ <b>児童相談体制の一貫した充実強化</b>          児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化、児童相談所の職員の専門性向上・人材確保</p> <p>○ <b>ライフ・ワーク・バランスの推進</b>          柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進          非正規雇用を含むテレワークの促進に向けた導入・定着支援</p> <p>○ <b>高齢社会対策の推進、保健医療施策の推進、障害者施策の推進</b>          物価高騰の影響や都市部の特性を踏まえた介護報酬・診療報酬・障害福祉サービス等報酬への反映          介護支援専門員の給与が業務の専門性に見合うよう、処遇を改善</p> <p><b>② 誰もが活躍できる社会の実現</b></p> <p>○ <b>女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実</b>          女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実、女性の再就職に向けた施策の強化          いわゆる「年取の壁」に関連した正確な理解の促進や企業の自主的な取組の支援、制度の見直し</p> <p>○ <b>障害者の就業支援策の一層の充実</b>          障害者雇用促進に向けた企業への周知・事業者への支援</p> <p>○ <b>学校における働き方改革の実現</b>          小学校における副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充等の財政支援</p> <p>○ <b>教育のデジタル化の推進に向けた支援</b>          一人1台端末更新について、国主体の安定的かつ恒久的なスキームの構築及び補助金による十分な財政支援</p> <p><b>③ 世界で活躍できる高度人材の育成</b></p> <p>○ <b>大学における人材育成及び機能強化（真の分権型社会の実現）</b>          23区内の大学における定員増を抑制する規制の早期撤廃          補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境整備</p> <p>○ <b>スタートアップ支援の推進</b>          初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育の推進</p>
2	<p><b>経済 -国際競争力の向上-</b></p> <p><b>① イノベーションを促進する総合的な支援</b></p> <p>○ <b>スタートアップ支援の推進</b>          「Tokyo Innovation Base」における連携した支援プログラム等の展開・推進、海外投資家の誘致</p> <p>○ <b>「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等</b>          島しょ地域や山間部における電力確保や衛星通信の活用を補助制度へ組み込む等の見直し、実効性ある財政支援</p> <p>○ <b>次世代モビリティの社会実装の推進【新規】</b>          L4自動運転車両の着実な社会実装に向けた一層の技術支援、社会受容性を高める分かりやすい情報発信等          空飛ぶクルマの機体認証やバーティポート整備条件など諸制度の構築、社会受容性の向上への支援</p> <p><b>② 国際金融・経済都市の実現</b></p> <p>○ <b>国際金融・経済都市の実現</b>          デジタルノマドビザや外国人投資家向けビザの早期創設、スタートアップビザの制度見直し          トランジションファイナンスの国際的な普及、セキュリティトークンの発行・流通の促進に向けた環境整備</p> <p>○ <b>資産運用立国の実現【新規】</b>          公的年金等の機関投資家が運用残高の一定割合を新興資産運用業者に拠出する制度の構築          プライム市場における英文IR情報開示義務化を速やかに実現</p> <p>○ <b>観光産業の早期回復に向けた取組の充実</b>          観光産業の確実な回復・持続的な成長のため、収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援</p> <p>○ <b>「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援</b>          両大会の開催・準備に係る人的・財政的支援や情報保障の充実など、具体的な取組の検討</p>

### ③ 都市基盤整備と物流機能の強化

#### ○ 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

羽田空港の機能強化・国際化に向け、空港容量拡大に向けた方策の検討  
ビジネス航空について、発着枠の有効活用や駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化

#### ○ 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の事業期間内の完成に向けた財源確保及び更なる機能拡充支援

#### ○ 都市鉄道ネットワーク等の強化

交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線※の整備促進  
※羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）、品川地下鉄（南北線）  
東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面）

都市鉄道の整備に必要な十分な財源の確保  
臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置の実施  
JR中央線複々線化などの事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりの検討

#### ○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等

渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連結路（地下）の早期事業化  
広域防災拠点施設へのアクセス強化に資する首都高速晴海線の整備推進  
本線料金所撤廃などにつながるETCの更なる普及促進

### ④ 東京グリーンビズの推進

#### ○ 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充【最重点化】

樹林地等について、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置

#### ○ 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置

#### ○ 公園整備事業等の推進

公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保及び制度充実

#### ○ 道路・橋梁事業の推進

街路樹の充実について、都市の美しい景観と緑陰を確保するため、国道における一層の維持管理の充実

#### ○ 総合的な治水対策の推進

グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源確保、国費率の引上げ、制度拡充

### 3 エネルギー・安全保障 -安全・安心の確保-

#### ① エネルギー安定確保の実現

##### ○ 電力需給ひっ迫への対応

安定した供給力確保、強固な電力ネットワーク整備、節電マネジメント(DR)への支援など必要な方策の実施  
国による特別高圧電気料金及びLPガス料金の価格高騰対策の主体的な実施

##### ○ 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

物価高騰等の影響を踏まえ、地域の実情に即した取組を実施できるよう十分かつ確実な財政支援

#### ② 脱炭素化の推進

##### ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

2030年の再生可能エネルギー割合を38%以上の高みを目指すとした方針に沿った取組の最大限加速  
広域的な電力融通及び出力抑制の最小化等、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組強化

##### ○ 気候変動対策の推進

IPCCの第6次評価報告書を踏まえ、2050年カーボンニュートラルまでの道筋の早期明示  
エンボディドカーボンの削減のため、建築におけるライフサイクルCO2排出量把握評価の手法整備  
東京港における水素活用を含む脱炭素化の推進

##### ○ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

中小企業の設備投資等への更なる支援や、カーボン・クレジット市場に参加しやすい仕組みの構築

#### ③ 水素社会の実現に向けた取組の加速

##### ○ 水素社会の実現に向けた取組の加速

改定後の「水素基本戦略」を踏まえた具体的な施策の早期実施  
水素ステーションの整備促進に向けた規制緩和や財政支援、整備の進め方等に関する国・都・業界団体等での連携  
グリーン水素のあらゆる分野での活用に向けた財政支援・規制緩和、環境価値の評価の確立  
海外都市と都との取組も活かしながら、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を推進  
パイプラインを含む水素供給ネットワーク構築に向けた支援、一元化された法令等の整備

#### ④ 東京の強靱化・安全保障への対応

##### ○ TOKYO強靱化プロジェクトの推進

「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けた財源確保や制度の拡充・創設  
インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組の強化

##### ○ 総合的な治水対策の推進、道路・橋梁事業の推進

5か年加速化対策に対する必要な財源確保及びその後の財源確保に向けた必要な規模の中期計画策定

##### ○ 建築物の耐震化の推進

住宅の耐震改修における減税措置の一定期間の延長・対象建築物の拡大

##### ○ ライフライン施設の耐震化などの推進

光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築

##### ○ 無電柱化事業の推進、島しょ港湾等の防災対策の推進

単独地中化方式など多様な事業手法が活用できる制度設計、島しょ地域における無電柱化推進支援

##### ○ 大規模水害対策の推進

広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進

河川事業が先導して高台まちづくりを進められる実効性のある仕組みの構築

##### ○ マンション防災の推進

マンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや災害時の地域との連携等の重要性に関する普及啓発の取組強化

##### ○ 新興・再興感染症対策の充実

新型コロナとの闘いで得た知見等を、レガシーとして保健医療政策全般に反映

迅速な情報把握のための、電子カルテ情報の標準化や、保健・医療・介護分野のシステムとの連動性の向上

安全保障の観点も踏まえた、国産の医薬品・ワクチンの開発・実用化の支援

公衆衛生医師や疫学研究に関する人材など、感染症に対応できる人材の育成・確保

##### ○ 有機フッ素化合物対策の推進

科学的根拠に基づく健康影響や環境に関する評価の明確化、対策の検討、自治体への支援等

##### ○ ミサイル攻撃に関する対策の推進

国としての対応の全体設計及びリスク評価の明示、実効性ある避難施設確保策等の推進

国民に対するミサイル発射にかかる警報の正確かつ迅速な発令

#### 4 行財政改革・地方分権改革の推進

##### ① デジタル活用による行財政改革の推進

##### ○ デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組【新規】

国と地方自治体が一体となった行政サービスの一覧（制度レジストリ）等の整備や、

法令等の見直しによる行政の垣根を越えた情報連携の推進

##### ○ 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援

区市町村の標準準拠システムへの移行経費について、上限を設けず必要な財源等を措置

##### ② 真の分権型社会の実現

##### ○ 真の分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革、地方税源の拡充や安定的な地方税体系の早急な構築

# 「国と東京都の実務者協議会」に係る要求内容について

## 1 国と東京都の実務者協議会について

東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、平成31年1月に国と東京都の実務者協議会を設置し、都と関係省庁との間で具体的な協議を進めている。

国と東京都が協議を行い、首都東京が抱える様々な課題を解決しながら、首都として「稼ぐ力」を高めていくとともに、東京が首都としての役割をしっかりと果たし、我が国の活力の増進に貢献していくために取り組んでいく。

## 2 国への提案要求内容との対応一覧表

以下の表は、国と東京都の実務者協議会（第6回：令和5年7月26日開催）における協議事項の11項目23施策に対応する、都の提案要求内容を取りまとめたものである。

項目番号	施策番号	国への提案要求内容	対応頁
<b>1 首都圏空港・港湾機能の充実</b>			
<b>1 羽田国際空港の機能強化</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。</li> <li>2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。</li> <li>羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空について現状で定められている発着枠の有効活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化を図ること。</li> </ul>	145
		<ul style="list-style-type: none"> <li>都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。</li> <li>今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。</li> </ul>	148
<b>2 横田基地の民間航空利用</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。</li> </ul>	151
<b>3 小笠原航空路の整備促進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。</li> <li>航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。</li> </ul>	154
<b>4 東京港の国際競争力強化</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の事業期間内の完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。</li> <li>青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。</li> <li>今後の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について支援を行うこと。</li> </ul>	156
		<ul style="list-style-type: none"> <li>震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の耐震強化岸壁について、事業期間内の完成に向けて整備を推進すること。</li> <li>震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。</li> </ul>	158
<b>2 幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等</b>			
<b>5 東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の整備促進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。</li> </ul>	108

項目番号	施策番号	国への提案要求内容	対応頁
	6	<b>高速道路網の整備推進等</b>	
		・交通が集中する江戸橋JCTの渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連絡路（地下）を早期に事業化すること。	111
		・都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する首都高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。	113
		・首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を積極的に活用すること。	111
		・日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。 ・築地川区間のうち、新京橋連絡路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。	117
	7	<b>国道等の整備推進</b>	
		・国道357号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。 ・国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。	119
3		<b>首都圏鉄道網の拡充</b>	
	8	<b>鉄道ネットワーク等の強化促進</b>	
		・交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要な十分な財源を確保すること。 ・答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。 ・答申第371号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置を講じること。 ・JR中央線複々線化などの事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。	132
4		<b>都市強靱化の推進</b>	
	9	<b>豪雨・高潮対策の推進</b>	
		・都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。 ・護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。 ・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間） ・下高井戸調節池（神田川）等	55
		・都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。	70
		・低地帯において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。	78
		・大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。	71
		・東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。	59
		・首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。	73
		・東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。	80

項目番号	施策番号	国への提案要求内容	対応頁
10		<b>首都直下地震への備え</b>	
		・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。	38
		・住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。	43
		・延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。	46
		・木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。	48
		・首都直下地震の切迫性を踏まえ、延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。	121
		・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。	141
		・自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。	33
		・首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。 ・地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。	30
		・「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。	33
・マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと。	35		
11		<b>都市インフラ機能の維持・保全</b>	
		・橋梁やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。	125
		・下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。 ・管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。	85

項目 番号	施策 番号	国への提案要求内容	対応頁
<b>5 スタートアップの推進</b>			
<b>12 スタートアップの総合的な支援の推進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Tokyo Innovation Base」、国機関も入居してスタートアップ支援策を共同して実施するとともに、国の関連施設において、連携した支援プログラム等を展開・推進すること。</li> </ul>	290
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、国内外のイベントの利活用、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を一体的に進めること。</li> </ul>	289
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。</li> </ul>	291
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。 国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組について、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとするとともに、自治体が参画できる法制度の整備を進めること。</li> </ul>	292
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。</li> </ul>	297
<b>6 国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善</b>			
<b>13 金融系企業参入促進に係る各種支援、戦略的な特区制度等の活用による規制緩和</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。</li> <li>・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。</li> </ul>	281
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルノマドビザを早期に創設するなど、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和を行うこと。</li> </ul>	293
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）が入国可能となる在留資格の創設に向けた検討を加速し、早期に実現を図ること。なお、検討に当たっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業等が可能となるような活動を認めること。</li> </ul>	281
<b>14 外国人の受入環境の整備促進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。</li> </ul>	132
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。</li> </ul>	308
<b>15 国立公園の活用</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。 また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。 その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。</li> </ul>	228

項目 番号	施策 番号	国への提案要求内容	対応頁
<b>7 エネルギー・脱炭素化の推進</b>			
<b>16 エネルギーの安定確保、脱炭素社会の実現</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売電気事業者等が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援を行うこと。</li> <li>・電気・エネルギー料金の高騰抑制対策を講じること。</li> <li>・エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること。</li> </ul>	161
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車等）のエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。</li> </ul>	183
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定後の「水素基本戦略」を踏まえ、水素社会の実現に資する具体的な施策が早期に実施されるようロードマップを作り、国として最大限の役割を果たすこと。加えて「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組や技術開発支援を進めるなど、水素の社会実装化に向けた取組を加速すること。</li> <li>・大型車両に対応可能な水素ステーションの整備の進め方等について、都や自治体、業界団体等と議論する場をつくり、連携して取り組むこと。水素ステーションに対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備、運営の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。供給能力増強に伴う工事費及び休業損失、経年による機器交換費等、水素ステーションを継続的に運営するために必要な支援を行うこと。</li> <li>・水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や障壁の高さの基準見直し、保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。</li> <li>・高圧設備の使用時間に応じた補修に係るコスト低減に向け、関連業界等への働きかけを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発を支援すること。また、補修の時期や費用を評価する仕組みと評価人材の育成を検討すること。</li> <li>・脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、水素利用に関する規制緩和、運用コストへの支援及び製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。また、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するとともに、CO<sub>2</sub>フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。</li> </ul>	197
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。</li> </ul>	181
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。</li> </ul>	189
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電源供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。</li> <li>・FC型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うこと。</li> <li>・ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。</li> </ul>	179
<b>8 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、戦略的な特区制度の活用</b>			
<b>17 経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。</li> </ul>	24
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。</li> <li>・島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。</li> </ul>	298
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との円滑な連携など、都が取り組む官民連携データプラットフォームの構築を支援すること。</li> </ul>	300

項目 番号	施策 番号	国への提案要求内容	対応頁
<b>9 女性・障害者の活躍推進</b>			
<b>18 働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備する等両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。</li> </ul>	239
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。</li> </ul>	231
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。</li> </ul>	311
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。</li> </ul>	314
<b>19 障害者の法定雇用率引上げに伴う企業への支援</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の法定雇用率2.7パーセントへの段階的な引上げや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。</li> </ul>	316
<b>10 少子・高齢社会への備え</b>			
<b>20 大都市特有の保育ニーズへの対応に向けた取組の推進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。</li> </ul>	231
<b>21 福祉人材定着のための仕組みづくり</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。</li> <li>・現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること</li> </ul>	246
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士宿舍借上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。</li> <li>さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。</li> <li>加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。</li> </ul>	235
<b>22 認知症施策の総合的な推進</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。</li> </ul>	255
<b>11 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への支援</b>			
<b>23 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催・準備に向けた各種支援</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・両大会の開催・準備について、人的・財政的支援、国所管施設の使用料免除、セキュリティの確保、海外の選手・関係者の出入国時の感染症対策、査証や関税等の取扱いを含む出入国対応、更に競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化、情報保障の充実など、国が行う主体的取組を具体的に検討の上、各省庁と連携して取り組むこと。</li> </ul>	331

# 1. 地方分権改革

# 1 真の分権型社会の実現

## 1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

### <現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化を進めてきた。

こうした中、令和5年5月29日に財政制度等審議会が取りまとめた建議では、東京への税収の集中が続いており、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要である旨の記載がなされている。

しかし、地方税に地方交付税などを加えた人口一人当たりの財源で見れば、東京都は全国平均以下の水準である。また、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度

について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地方法人課税における税源の偏在是正措置のような都市の財源を狙い撃ちにする制度は、地方分権に反する不合理なものである。限られた財源の奪い合いではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

## 2 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)

(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京23区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 特に「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

### <現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京23区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成30年5月に制定し、同年10月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理につくることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成14年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、

東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、通信技術の向上やコロナ禍を契機に多様化したライフスタイルなど、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると云わざるを得ない。

そのため、都は、規制の導入が検討されていた当時から明確に反対を表明し、法成立後も、国に対して繰り返し早期撤廃を要望してきた。

令和4年度に開催された国の有識者会議にあわせて、都は、これまでの早期撤廃に加え、特に人材の育成が急務となっている「デジタル分野などの先端分野」については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が、日本全国で活躍できる環境を整備するよう求めてきた。しかし、同会議では、「高度なデジタル人材については、本規制の限定的な例外措置を講ずることを検討すべき」との方向性が示されたものの、対象が特定の分野に限られた不十分な内容であった。

本年6月には改正省令が公布・施行され、「高度なデジタル人材」について、一定の要件を満たすものに限り、23区内でも定員増が可能となったが、社会経済情勢の変化が激しい今日において、時代の要請に応えた人材を迅速・柔軟に育成していくためには、「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」についても先行して規制を撤廃し、直ちに23区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

また、本規制の撤廃とともに、大学自体の機能強化も重要である。国は成長戦略において科学技術・イノベーションを一丁目一番地に掲げ、大学改革や研究力強化等に取り組んでいるが、これらをより効果的に実施し、大学の国際競争力を確保・強化するためには、研究活動における補助金申請等にかかる事務負担を減らし、研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

#### <具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 特に我が国の持続的な発展に不可欠な「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

## 2. 行財政改革

# 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## <現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人の力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

## <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

(労働時間)

##### 第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略) )

#### ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

##### 第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

#### ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### ② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

## 2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局)

子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、誰もが安心して働き続けられるよう、仕事と子育ての両立に向けた社会づくりが不可欠である。そのためには、子供が生まれた時だけでなく、子供の成長に合わせて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子どもを育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

### <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

### ○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

#### ① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
  - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）
    - (ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
    - (イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
    - (ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
    - (エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）
  - イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

#### ② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

### 3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政措置に当たっては、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 定額減税の実施に際しては、個人住民税の減収分の全額を地方特例交付金で措置するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対しても、全ての自治体において財政負担が一切生じることのないよう、国の責任において確実に財源を確保すること。

#### <現状・課題>

燃料費や物価高騰の影響が長期化する中、国と地方自治体は、引き続き、物価高騰等の影響から国民生活や事業活動を守るための取組を進めていかなければならない。

物価高騰は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けた対策などは、主として国が一元的に行うべきであるが、地方で対応すべきと整理した場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置すべきである。

財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用

いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、令和5年11月2日に公表された国の総合経済対策において、所得税・個人住民税の定額減税を実施し、個人住民税の減収分については、全額国費で補填する方針が示されたところである。国の政策に基づく減税については、国の責任において実施すべきであり、全ての自治体の歳入に影響を与えないよう、確実に代替財源を確保するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切な財政措置を講じるべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 財政支援に当たっては、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じるとともに、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 定額減税の実施に際しては、個人住民税の減収分の全額を地方特例交付金で措置するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対しても、全ての自治体において財政負担が一切生じることのないよう、国の責任において確実に財源を確保すること。

## 4 デジタルの力を活用した社会変革へ向けた取組

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、ベース・レジストリの整備及び普及に向けた取組を推進すること。
- (2) マイナンバーカードの利活用を更に促進するため、マイナポータルやアプリの早期改善を実施すること。
- (3) 住民ニーズに即したデジタル活用施策を早期に展開するために、国の諸手続の見直しを行うこと。

### <現状・課題>

日本は、今後、人口減少による働き手の減少が想定されており、それは公務の担い手も例外ではない。一方で、社会の成熟に伴い、都民のニーズは多様化・複雑化しており、これまでと同様のやり方では、行政に求められるサービスの水準を維持することは困難である。

デジタルには、スピードアップ、スケールアップ、クオリティアップという力があり、デジタルの力を最大限発揮し、行政サービスのあり方に大きなイノベーションを引き起こすことで、都民一人ひとりのニーズに合ったきめ細かなサービスをタイムリーに届けることが可能となる。

都は、令和5年9月に「東京デジタル2030ビジョン」を公表し、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルのあり方を提言し、一人ひとりに最適化されたサービスを行政の垣根を越えてタイムリーに届けるための変革に挑んでいる。

「東京デジタル2030ビジョン」では、プッシュ型の行政サービス提供に向け、先行して制度レジストリの試行・整備を進めていく予定であり、2030年代までに、一人ひとりのニーズに応じた最適なサービスを組み合わせ提供していくことを目指している。

プッシュ型サービスを普及させ、国民の利便性を向上させるには、全国レベルでのベース・レジストリの整備と行政の垣根を超えた情報連携が必要である。国においては、その実現に向けて、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、データ共有のための法的根拠の整備、実現に向けた工程表の策定などについて速やかに具体化を進めるべきである。

また、地方自治体が行う給付サービスは世帯年収など生計を同一にする世帯単位に給付が行われることが多い。さらに、新生児を含め一定の年齢に達しない被養育者に関する手続については養育者による代理登録等が必要となるが、マイナポータル上で家族関係や同一生計者の情報が確認できず、自治体の本格利用の妨

げとなっている。

加えて、現状では、マイナポータルアプリをインストールしていても、何の手続についてどのような申請が必要なのか、利用者が都度ログインしないと把握することができない、いわゆるプル型の仕組みになっている。

都は、都民や事業者の利便性向上の観点から、プッシュ型行政サービス等の実装に向けた取組を推進しているが、現状では、自治体が独自利用事務を追加する際には、個人情報保護委員会への届出を行うと共に、マイナンバー条例の改正を行う必要がある。今後はマイナンバーの利活用拡大が見込まれることから、国は、マイナンバーの利用により自治体に過度な制約や負担が生じないように、届出の受付期間が限定され利用開始までに時間を要する現状について改善を図るとともに、独自利用事務に関する手続の簡素化についても早急な検討をすべきである。

また、住民票など区市町村の保有情報を都の独自利用事務で新たに活用するためには、J-LISのシステム（中間サーバ）を介したデータ連携が必要となるが、情報連携時に取得可能なデータ量の制限により、情報の一括更新に支障をきたす場合や、新たに情報連携を開始する際に、特定個人情報保護評価の公表やシステム改修が必要になる場合があるなど、長い調整期間を要している。

国は、令和5年10月に設置されたデジタル行財政改革会議において、デジタル行財政改革が目指す社会課題の解決に向けて、規制・制度改革等と組み合わせ、デジタル技術の社会実装等を進めるための支援策等を検討するとしている。

自治体間や民間とのマイナンバー情報連携など、個人情報を含む情報の連携・相互利用に係る制度的な制約や技術的課題を解消し、接続の自由度向上を図るとともに、データ連携などの技術的な実装に関する国側のワンストップ窓口を設置するなど、マイナンバーおよびマイナンバーカードを活用した新サービスの立案から実装までの時間短縮を図る必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。特に、各行政機関でデータを共有するための根拠、ベース・レジストリ整備における各行政機関の役割分担、法令における位置付けなどについて速やかに具体化に向けた取組を推進すること。
- (2) マイナンバーカードの利活用を更に促進するため、マイナポータルにおける家族関係や同一生計者の情報の付与や、マイナポータルアプリにおけるプッシュ通知機能の活用など、早期改善を図ること。
- (3) 都民や事業者の利便性向上を目的とした自治体におけるマイナンバーの独自利用においては、国への届出に要する時間や事務処理などについて、自治体に過度の制約や負担が生じないように制度や手続の見直しを行うこと。
- (4) 自治体間や国及び民間とのマイナンバーを含む個人情報の情報連携を新たに行う場合にも、国への手続に要する時間や事務処理などについて、自治体に過度の制約や負担が生じないように制度や手続の見直しを行うとともに、技術的な課題の解消に向けた措置を講じること。

## 5 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援

（提案要求先 デジタル庁・総務省）  
（都所管局 デジタルサービス局）

- （1）「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- （2）統一・標準化を進めていくに当たっては、デジタル基盤改革支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措置すること。
- （3）標準準拠システムへの移行については、区市町村の過度な負担とならないよう、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うとともに、大都市特有の事務を有する区市町村の状況を踏まえた柔軟な移行完了期限の設定など、必要な措置をとること。
- （4）ガバメントクラウドの運用に当たっては、現在の運用経費等の縮減が実現できるよう、利用料の引下げなど、必要な措置をとること。
- （5）区市町村の移行作業の実施に当たって開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返還等が求められないよう措置すること。

### <現状・課題>

地方自治体においては、令和4年9月に国が改定した「自治体DX推進計画【第2.0版】」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、

住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和4年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング（以下「アンケート等」という。）によると、計画に基づく取組を着実に推進するに当たり、今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。

国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする」などの見直しを図ったが、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うことや、柔軟な移行完了期限の設定など、区市町村の負担軽減をさらに図る必要がある。

また、制度所管府省庁より、令和5年3月までに各種標準仕様書が公表又は改定されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図るべきである。

また、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援（デジタル基盤改革支援補助金）を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から支援の拡充を求める意見があった。地方自治体におけるDXを推進するに当たり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

なお、国において、令和3年度から令和4年度にかけて実施した先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証を実施したが、ガバメントクラウドに移行してコスト増となるケースも見られ、利用料の引下げなどの措置も必要である。

さらに、「デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ&A（第5版）」では、「正当な理由なく令和7年度までの移行ができなかった場合には、交付決定の取消しや補助金の返還等が必要となる場合がある」とされているが、開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、補助金の返還等が求められることが懸念されており、全額返還等が求められないよう措置するべきである。

<具体的要望内容>

- (1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- (2) 統一・標準化を進めていくに当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の設定を見直すとともに、デジタル基盤改革支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措置すること。
- (3) 標準準拠システムへの移行については、稼働予定時期が集中することにより、区市町村の過度な負担とならないよう、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム」の適用を速やかに行うとともに、大都市特有の事務を有する区市町村の状況を踏まえた柔軟な移行完了期限の設定など、必要な措置をとること。
- (4) ガバメントクラウドの運用に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、現在の運用経費等の縮減が実現できるよう、利用料の引下げなど、必要な措置をとること。
- (5) 令和7年度までの統一化・標準化に向けた区市町村の移行作業の実施に当たり、移行作業が集中し開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返還等が求められないよう措置すること。

# 3. 災 害 对 策

# 1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 政策企画局・都市整備局・建設局)

「TOKYO強靱化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

## <現状・課題>

これまで東京は、災害にたびたび襲われ、新型コロナウイルスなど感染症の脅威にもさらされてきた。今後も、大規模な風水害や地震、火山噴火、新たな感染症の流行などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

令和4年4月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。また、同年5月に策定した東京都の新たな首都直下地震等の被害想定でも、自然災害のリスクが改めて確認された。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都東京においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。

また、新型コロナウイルス感染症との長きにわたる闘いは、私たちの意識や行動にも変化を及ぼしており、ゆとりある都市空間やスムーズビズなどの取組が重要との認識も広がっている。

こうした災害の危機に直面する中であっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定した。

本プロジェクトでは、2040年代に目指す強靱化<sup>じん</sup>された東京の実現に向け、5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」及び「感染症」）及び複合災害に対して、インフラ整備に主眼を置きつつ、ソフト対策も組み合わせ、実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040年代までの総額で15兆円、今後10年間で6兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靱化<sup>じん</sup>を図ることは、東京を守ることに留まらず、日本全体を災害に強くするためにも重要であることを踏まえ、長期にわたる本プロジェクトを推進していくために必要な財源を、安定的・継続的に確保する必要がある。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、将来の担い手の確保が急務であるとされている。さらには、建設業の人材確保は、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、幅広く関係することから、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な新規・拡充事業を着実に実施していかねばならない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの自然災害への対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) 「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参 考

【TOKYO強靱化プロジェクトの事業規模】

(1) 総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち今後10年間
15 兆円	6 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040年代までの事業規模を示している。

※一部の事業は完了が2040年代を越えるものがある。

(2) 事業規模（概算）の内訳

区 分	事業規模（概算）の内訳	
		うち今後10年間
激甚化する風水害から都民を守る	6.6 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.5 兆円	3.7 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	0.6 兆円	0.6 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.6 兆円	0.3 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

※プロジェクト策定時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

## 2 首都直下地震等への備え

### 1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)  
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

#### <現状・課題>

平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が施行された。

平成26年3月には、法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるとともに、平成27年3月には、基本計画が変更され、首都中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後10年間で達成すべき減災目標や当該目標を達成するための施策に係る具体目標等が定められた。しかし、当該目標に向け、国が責任を持って取り組む施策が明確になっていない。

一方、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部を震源とする地震など、相次ぐ大地震等の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送、り災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。

また、令和4年5月に、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発災後の時間軸に応じた被害の様相を明らかにするとともに、令和5年5月に修正した東京都地域防災計画震災編において、2030年までの減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化を図ることとした。法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画(以下「地方計画等」という。)を作成することができるものとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

加えて、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められ

ている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、設備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3,500万人を超える住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

## 2 国土強<sup>じん</sup>靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)  
(都所管局 総務局)

国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画に位置付けられた強<sup>じん</sup>靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

### <現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強<sup>じん</sup>靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強<sup>じん</sup>靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強<sup>じん</sup>靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強<sup>じん</sup>靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

### <具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強<sup>じん</sup>靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

### 3 帰宅困難者対策の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)  
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

#### <現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

令和4年8月には、内閣府は「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」を公表した。ここでは、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策を検討していくこととしているが、特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

また、東京都は新たな被害想定に基づき、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

### <具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。  
さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。
- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
  - ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
  - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
  - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
  - ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

### 参 考

#### ○ 一時滞在施設確保状況（令和5年7月現在）

【施設数】1, 239か所

（国等28、都立225、区市町村313、民間673）

【受入人数】約47.0万人※

（国等約1.6万人、都立約9.0万人、区市町村約10.5万人、民間約25.9万人）

※66万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。数は令和4年5月に試算。）に対し、約71%

## 4 マンション防災の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)  
(都所管局 住宅政策本部・総務局・生活文化スポーツ局)

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと。

### <現状・課題>

今年<sup>2023</sup>は近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目であり、より一層、防災に対する住民の意識が高まってきている。

この100年の間に都民の居住形態は大きく変化し、東京都においてはマンションが主要な居住形態として広く普及しており、総世帯数の3分の2の都民がマンション等の共同住宅に居住している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編（令和5年5月修正）において、マンションの防災力向上について明記した。

一般的に、マンションは、災害に対して強靱性を持つ構造物であるが、東日本大震災の際はマンションの建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続できなくなる事態が発生した。またマンションの高層階ほど、家具等の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。

マンション防災に関連する制度には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の改正により創設され、令和4年4月に開始した管理計画認定制度や東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。また、一部の自治体では、避難所として協定を結んだマンションへの設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

今年8月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」（国土交通省）（以下「検討会とりまとめ」という。）では、管理計画認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。

「検討会とりまとめ」では、管理計画認定制度における防災活動についての認定基準のあり方を検討するとされたが、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要であるほか、防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
- (2) 防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施の取組を必須項目とするなど、管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう制度を拡充するとともに、管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して財政的な支援を行うこと。また、こうした防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。
- (3) エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- (4) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

## 4. 都 市 整 備

# 1 建築物の耐震化の推進

## 1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の適用期限を令和7年度まで延長すること。
- (2) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算について助成対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

### <現状・課題>

東日本大震災では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、令和3年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業について、現在、令和5年度末までに着手したものとされている耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、建物所有者や地方公共団体が、耐震化に向けて着実に取り組めるよう、国が、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としている令和7年度まで延長すること。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、令和2年度から10%引き上げられたところであるが、さらに、実態に合った限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の $I_s$ 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施した場合には助成の対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 平成26年度の税制改正において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額（改修工事費の2.5%を限度とする。）の減額措置が講じられた。  
当該措置は、令和5年度の税制改正において3年間延長し、令和7年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

## 参 考

### ○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用
- ・平成19年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和7年度末までに総合到達率(\*1)99%、かつ、区間到達率(\*2)95%未満の解消、令和17年度末までに総合到達率100%の達成が目標

(\*1) 都県境入口からある区間\*に到達できる確率

(\*2) 区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

### ○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

\*令和5年度末までに着手したものが対象。

- 耐震診断（補助限度額1,050円/m<sup>2</sup>～3,670円/m<sup>2</sup>）
- 耐震改修・建替え・除却（補助限度額51,200円/m<sup>2</sup>）

### ○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

#### ■ 現行（東京都の場合）

地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業 2/5	地方自治体 (都 1/3 及び区市町村 1/6)	自己負担 1/10
------------------------------	-----------------------------	--------------

#### ■ 提案

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-------------------	-------	------

○要望する特に倒壊の危険性の高い建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度以降、東京都実施）

通常の建築物の場合

⇒建築物：51, 200円/㎡、マンション：50, 200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（10%引き上げ）

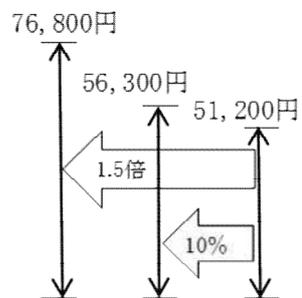
⇒建築物：56, 300円/㎡、マンション：55, 200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（1.5倍）

⇒建築物：76, 800円/㎡、マンション：75, 300円/㎡

■ 現行（東京都の場合）

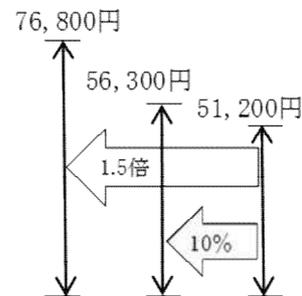
Is値0.3未満の建築物の  
助成単価の限度額（㎡当たり）



都 11/15		区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

■ 提案

Is値0.3未満の建築物の  
助成単価の限度額（㎡当たり）



国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

○段階的改修の助成拡充

- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高いIs値0.3未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値0.3以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

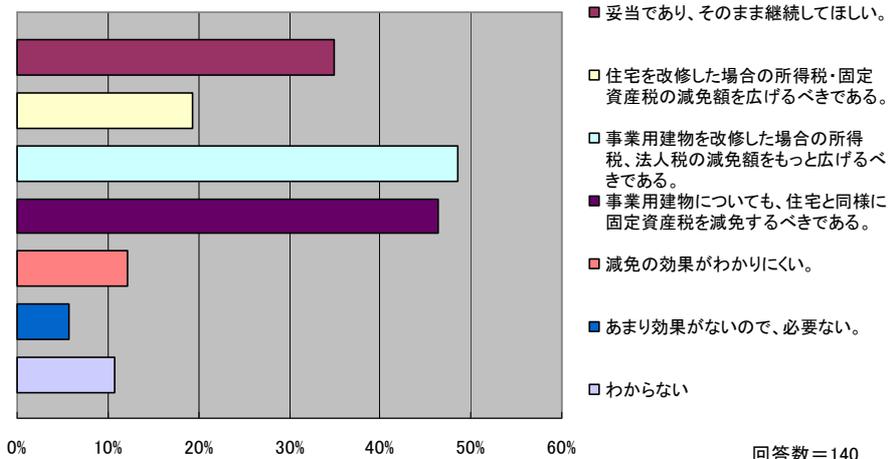
○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況

(2019.1 末時点)

Is 値	棟数
0.3 未満	1,247
0.3 以上 0.6 未満	1,253
0.6 以上、除却済等	2,230
不明（未診断、診断中）	109
合計	4,839

○税制上の優遇措置に係るアンケート結果

「平成19年8月 モデル路線沿道建物所有者アンケート」



## 2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。
- (2) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

### <現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和7年度までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の100万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。
- (2) 平成18年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和57年1月1日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和4年度の税制改正において2年間延長され、令和5年度末までとされているが、令和6年度以降も延長すること。

また、令和4年5月、10年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る

固定資産税の減額措置の対象外となっている平成13年1月1日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参 考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

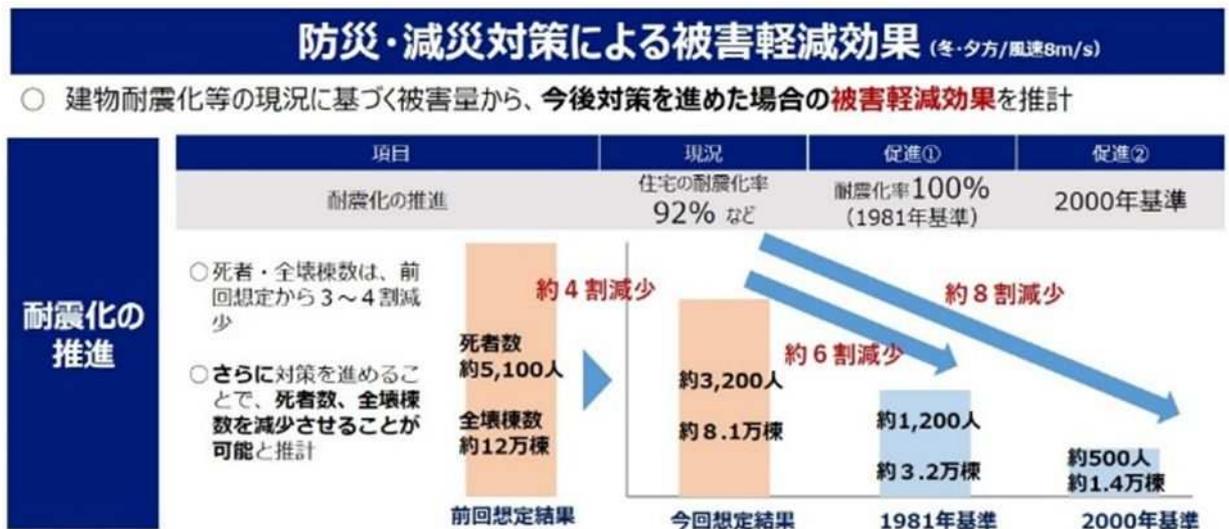
	制度概要（主な要件等）								
耐震診断	<p>補助率：地方公共団体が実施する場合 国1/2                      地方公共団体以外が実施する場合                      国1/3 + 地方公共団体1/3</p>								
耐震改修等	<p>補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。）                      補助率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない。）。</p> <p>①耐震改修工事費 × 23.0%（国11.5% + 地方公共団体11.5%）                      工事費の23.0%について、国費で1/2（交付限度額41.9万円/戸）を補助</p> <p>②耐震改修工事費</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>100万円未満の場合</td> <td>20.4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上200万円未満の場合</td> <td>30.6万円</td> </tr> <tr> <td>200万円以上300万円未満の場合</td> <td>50.9万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上</td> <td>の場合 71.3万円</td> </tr> </table> <p>各金額について、国費で1/2を補助</p> <p><b>住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成30年度創設】</b></p> <p>対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度PDCAサイクルを実施する区市町村</p> <p>交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額                      交付対象限度額：100万円                      （ただし改修工事費の8割を限度とする。）</p> <p>交付率：1/2</p> <p>対象建築物：マンションを除く住宅</p> <p>※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、地階を除く階数が原則として3階以上のもの</p>	100万円未満の場合	20.4万円	100万円以上200万円未満の場合	30.6万円	200万円以上300万円未満の場合	50.9万円	300万円以上	の場合 71.3万円
100万円未満の場合	20.4万円								
100万円以上200万円未満の場合	30.6万円								
200万円以上300万円未満の場合	50.9万円								
300万円以上	の場合 71.3万円								

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和4年5月 首都直下地震等による東京の被害想定」



## 2 木造住宅密集地域の整備促進

### 1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

#### <現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約8,600ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約67%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
  - ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
  - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
  - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更に促進するため、補助採択要件を不燃化率70%以上の場合と同程度の安

全性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件(都の延焼遮断帯形成基準\*を参照)にすること。

(例)

・幅員20mの場合、不燃化率60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

(2) 震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

### 参 考

#### 1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助26号線、補助29号線など

・都の不燃化率の目標値(延焼遮断帯の形成基準)

幅 員	沿道の不燃化率
27m以上	—
24m以上27m未満	40%
16m以上24m未満	60%
11m以上16m未満	80%

#### 2 公園の整備

【現行国費率】用地取得1/3、整備1/2

【防災上、整備が必要な公園】都立篠崎公園、都立和田堀公園ほか

## 2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。  
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。
- (6) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備するなど新たな取組に対し、支援策の更なる拡充を講じること。

### <現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており、約8,600ha存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成28年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み平成30年度に改正された建築基準法（昭和25年法律第201号）を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する取組を推進する必要がある。

民間建設型都市再生住宅等整備事業については、補助対象となる移転対象地区が限定されていることや、一般住宅等と合築する場合において、設計費の補助割合が面積按分されることから、民間事業者の利用が促進されず、事業の推進が困難となっている。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和2年1月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年12月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

#### <具体的要求内容>

(1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業によ

る戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。

③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
- ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
- ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。

(2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。

(3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。

(4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税や工事費相当額の一部の所得税からの控除などの税制上の優遇措置を講じること。

(5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

(6) 木密地域の高齢者などが安心して住める移転先の確保に向け、民間事業者を活用した移転先の整備等を更に促進するため、民間建設型都市再生住宅等整備事業の助成制度について、対象地域の拡充や、設計費補助の要件緩和を図ること。

参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率  
 地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2  
 （重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）  
 市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
- ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
  - ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
  - ・ 個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

- 3 新たな防火規制  
 （平成15年3月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。</li> <li>・ 延べ面積が500㎡を超えるものは、耐火建築物とする。</li> </ul>
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

- 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満60歳以上）
融資限度額	<p>「保証ありコースの場合」</p> <p>2,000万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額</p> <p>「保証なしコースの場合」</p> <p>5,000万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額</p>

融資金利	「保証ありコースの場合」 1. 97%（全期間固定金利）  「保証なしコースの場合」 3. 77%（全期間固定金利）  ※いずれも令和5年10月1日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

5 民間建設型都市再生住宅等の助成制度

(1) 都市再生住宅等に入居できる者

- ・住宅市街地整備計画に定める施行区域の整備に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者

(2) 補助対象

- ・共同施設整備等（都市再生住宅に係る部分）、家賃対策補助

### 3 総合的な治水対策の推進

#### 1 生命や財産を守る治水事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

##### <現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

##### <具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化<sup>じん</sup>のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

また、5か年加速化対策後も、今後策定される国土強靱化<sup>じん</sup>実施中期計画において、当初予算をはじめ、継続的に財源を確保すること。

参 考

【国土交通省令和5年度予算の動向（予算概要（令和5年1月23日）より）】

○令和5年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和5年度	令和4年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,502	52,480	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※5か年加速化対策の3年度分は、令和4年度の第2次補正予算により11,166億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和5年度	令和4年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	10,188	10,021	1.02

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※5か年加速化対策の3年度分は、令和4年度の第2次補正予算により3,084億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「『未来の東京』戦略」（令和3年3月）では、「災害の脅威から都民を守る強靱で美しい東京」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくことを掲げており、「『未来の東京』戦略 version up 2023」（令和5年1月）においても、激甚化する風水害に対して取組を更に加速するとしている。

○「TOKYO強靱化プロジェクト」（令和4年12月）においても、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する5つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。

【東京都における治水対策の必要性】

**東京都は人口・経済の集中地域**

全国の1/170の面積に、人口の1/9（約1,400万人）と経済活動の1/5（約116兆円）が集中！

**全国比2%を占める東京都の浸水被害**

浸水面積は全国の0.1%  
しかし、被害額は2%にのぼる

水害統計調査結果の10か年平均値（H23～R2）

**東京の河川1kmあたりに住む人口は全国平均の約19倍**

東京の河川は守るべき人々が多く、投資効果が高い河川1kmあたりに住む人口\*（人/km）

\*東京（全国）の人口/東京（全国）の法定河川延長

**未だ道半ばの治水対策**

【洪水対策】河川の安全度達成率※1（令和4年度末時点）

63% 〔対策強化流域※2 時間75/65%対策〕 81% 〔一般の流域 時間50%対策〕

※1：河川の目標整備水準に対応する対策の達成度を表す指標。  
※2：神田川や野川などの10流域を集計している。

【地震対策】M8クラスの海溝型地震等で堤防等の施設が**一部損傷**

**首都東京に暮らす  
1,400万都民の命と暮らしを守る総合的な治水対策を推進！**

## 2 都市型水害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

都は、時間50ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、近年、時間50ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため、平成24年11月に、年超過確率1/20の規模（区部時間最大75ミリ）の降雨に目標整備水準を引き上げ、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処する「整備方針」を策定した。この方針に基づき、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を本格化している。

さらに、将来の気候変動の影響を見据え、「未来の東京」戦略において令和12年度（2030年度）までとしていた総貯留量約150万立方メートルの調節池の新規事業化の目標年度を前倒しすることとし、神田川など10河川において新たな調節池の事業化に向けた取組を行っている。また、将来1.1倍の増加が見込まれる降雨量などに対応するため、地下河川を含めた新たな整備手法の検討を進めており、その結果を踏まえ、施設整備を実施していく。

内水氾濫対策としては、区部において、年超過確率1/20の規模の降雨（時間75ミリ）への対応を目標として、浸水の危険性が高い67地区を重点化するなど、下水道施設整備を推進している。このうち、経営計画2021で重点化した57地区について、令和7年度末までに全ての地区で事業完了又は着手するとともに、令和4年3月に策定した下水道浸水対策計画2022で重点化した10地区について、調査設計に着手するなど、早期の事業化に向けた取組を行い、浸水対策を更に加速していく。

多摩地域では、市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

### <具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

(2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

- ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
- ・ 下高井戸調節池（神田川）
- ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
- ・ 石神井川上流地下調節池
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曾東調節池
- ・ 谷沢川分水路

(3) 下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

**【重点地区】**

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒
- ・ 世田谷区代沢
- ・ 杉並区久我山
- ・ 豊島区池袋本町
- ・ 葛飾区金町
- ・ 江戸川区中央                    など計67地区

**【流域下水道雨水幹線の整備】**

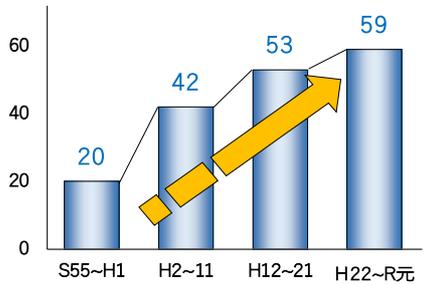
- ・ 空堀川上流域南部地域

(4) 都が実施する気候変動を踏まえた今後の施設整備の検討に当たり、必要な助言等を行うこと。

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50mm を上回る豪雨回数



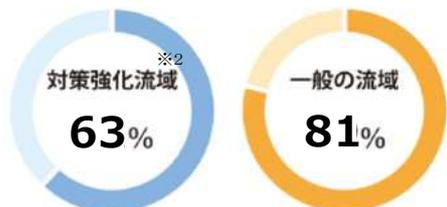
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率<sup>※1</sup>(R5年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標。

※2: 年超過確率1/20規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】

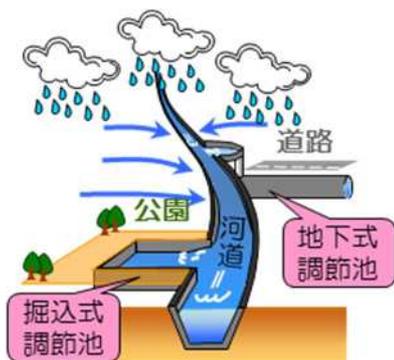


環状七号線地下広域調節池整備状況

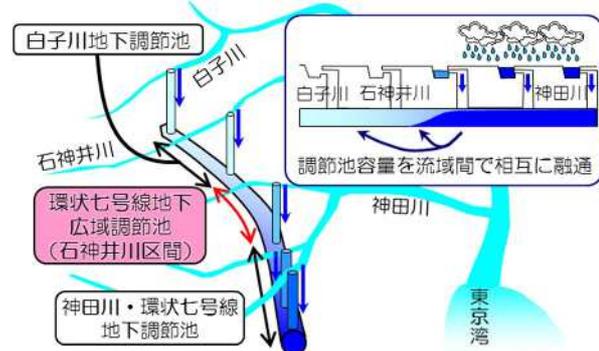


境川木曾東調節池イメージ

【レベルアップに対応する調節池等イメージ】



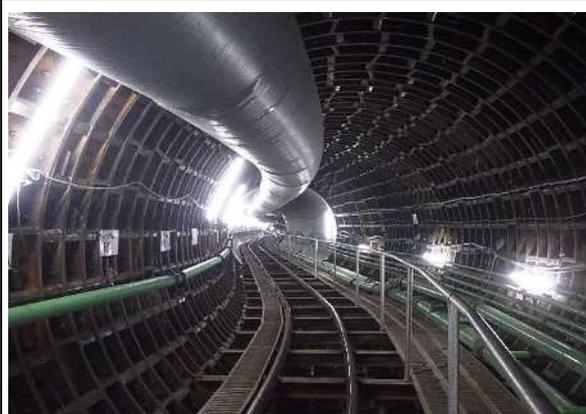
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備  
《千川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備  
《王子第二ポンプ所》



完成した雨水貯留施設  
《渋谷駅東口 (4,000 m<sup>3</sup>)》



雨水排水ポンプの増強  
《先行待機型ポンプ》

### 3 地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防及び水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。



## 4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

### <現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約16,000か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成25年伊豆大島では、24時間雨量824ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。また、令和元年東日本台風では、多摩を中心に日雨量600ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づく基礎調査（1巡目）による区域指定が、令和元年9月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、1巡目調査から5年経過した箇所において2巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも2巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成27年度から地方交付税交付金により手当されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税額を補正することへの対策や避難所等の移転に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を求める要望がある。

また、砂防堰堤構築などのハード整備（基幹事業）を行う区市町村に対しては、効果促進事業として土砂災害ハザードマップ作成の交付金が配分される一方、基幹事業を実施していない区市町村には、交付金が配付されないことから、ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度の創設が求め

られている。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家が被害を受ける危険性があるため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

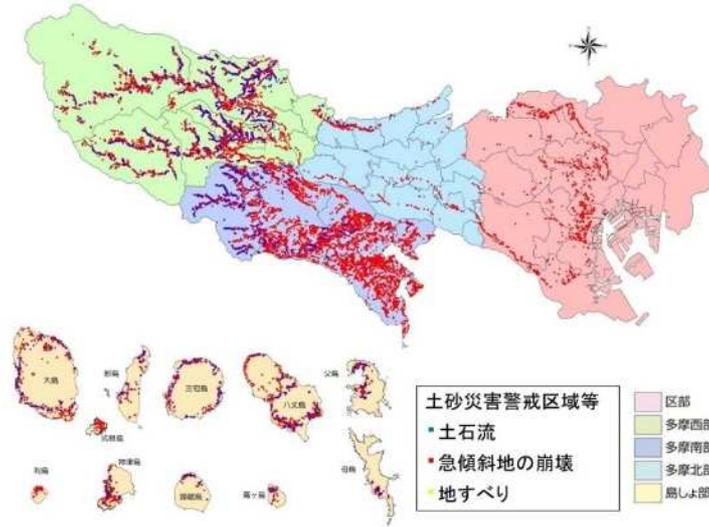
#### <具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
- (4) 基幹事業がない区市町村における土砂災害ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度を創設すること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政措置を創設すること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域内における区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成などを行う際の財政上の支援措置を講じること。  
また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
- (7) 地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間(令和7年度まで)を延長すること。
- (8) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約16,000か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

<令和5年8月末時点>

指定済み箇所数	
土砂災害警戒区域	15,586か所
土砂災害特別警戒区域	13,681か所

【整備状況】

<令和5年8月末時点>

区 分	全体計画	
	A	B
砂防事業	181 溪流	122 溪流
急傾斜地崩壊対策事業	70 地区	56 地区
地すべり対策事業	14 地区	14 地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1 / 3



## 5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

### <現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

また、更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めている。さらに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となった。令和5年5月には、河川敷地の更なる規制緩和に向けた社会実験の運用を開始し、民間事業者の参入を促進している。また、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

このような状況やコロナ禍を経た社会情勢の変化等を踏まえ、都は学識経験者等による検討会を設置し、令和5年6月に「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」をとりまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォークアブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

## 6 水質浄化の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

### <具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### 参 考

#### 【しゅんせつの実施状況】(令和5年3月時点)

河川名	しゅんせつ目標土量 (令和3年度～令和7年度)	しゅんせつ実施土量 (令和4年度)
隅田川	226.4千m <sup>3</sup>	58.3千m <sup>3</sup>
新河岸川	19.9千m <sup>3</sup>	6.0千m <sup>3</sup>
日本橋川	7.5千m <sup>3</sup>	0.0千m <sup>3</sup>

## 7 流域貯留浸透事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

### <現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、流域貯留浸透事業の採択要件では、地方自治体等が設置する300立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされており、小規模な貯留浸透機能を持つ施設については、財政支援の対象となっていない。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

### <具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。
- (3) レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

## 参 考

### 【整備状況】

<令和5年3月末時点>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設 (S58～)	110か所

## 8 海岸保全事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和4年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

## 4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を令和5年3月に改定し、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

### <具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

## 5 大規模水害対策の推進

### 1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)  
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

#### <現状・課題>

都内においても、近年の地球温暖化などにより大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年6月、内閣府・都と共同で、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和3年6月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」をとりまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨する」とした。そして、令和4年3月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」をとりまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和4年6月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和5年3月に、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、国も含めた関係機関間の具体的な調整・実施手順等を整理していく必要がある。

また、平成27年の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水するなど浸水被害が

発生している。荒川や利根川、多摩川等における水害対策は喫緊の課題であり、こうした対策への取組を速やかに進める必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。  
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。  
また、検討に当たっては、地方自治体の意見を十分取り入れること。
- (5) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

## 2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

### <現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量11,900m<sup>3</sup>/s(岩淵地点)に対し、洪水調節施設により5,700m<sup>3</sup>/sを調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約1,200万m<sup>3</sup>の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事实施上の工夫が公表された。

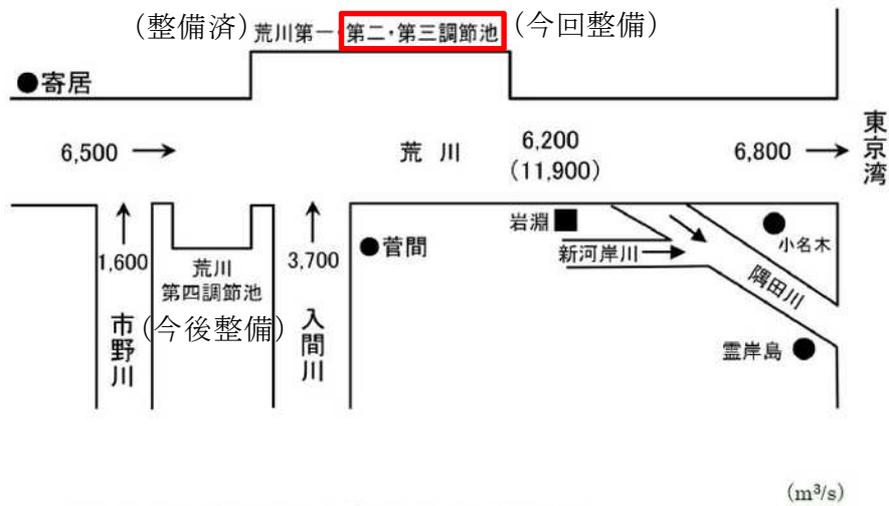
令和5年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

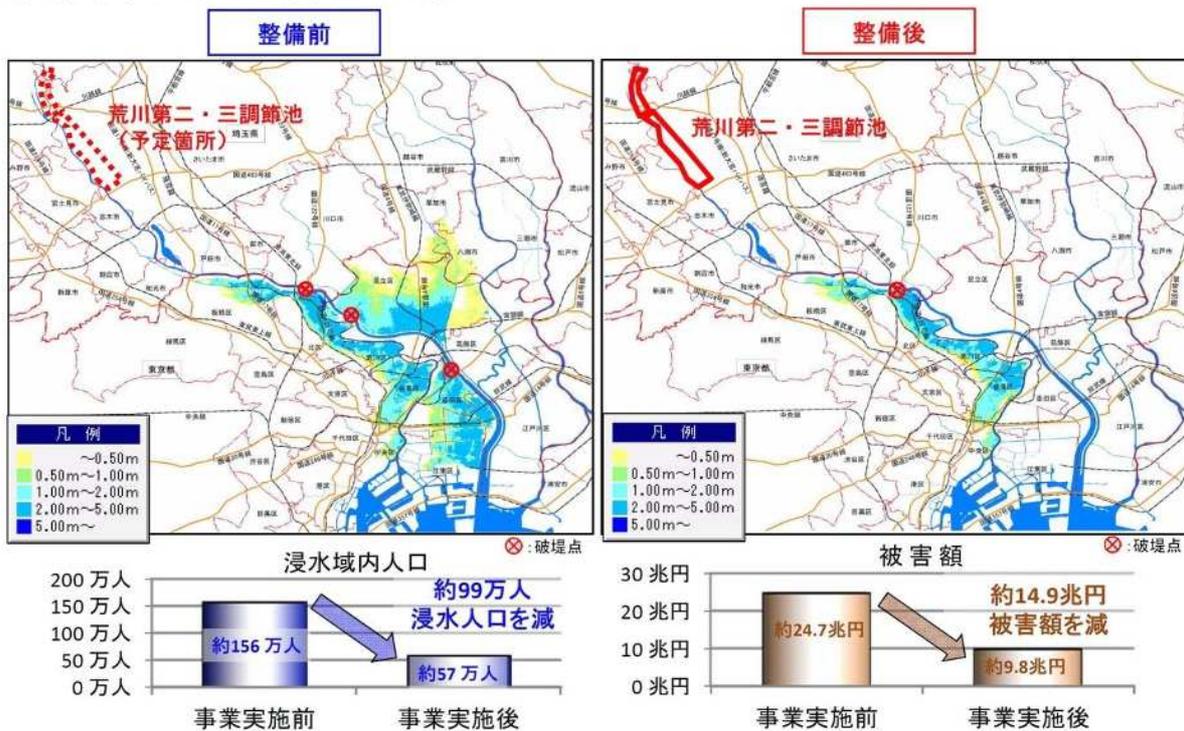
【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）



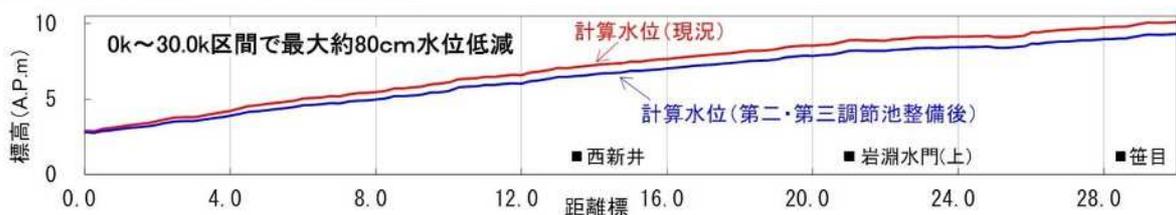
※（ ）は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞  
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



### 3 京成本線荒川橋梁架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

#### <現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、一たび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和3年9月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和5年2月に橋梁基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

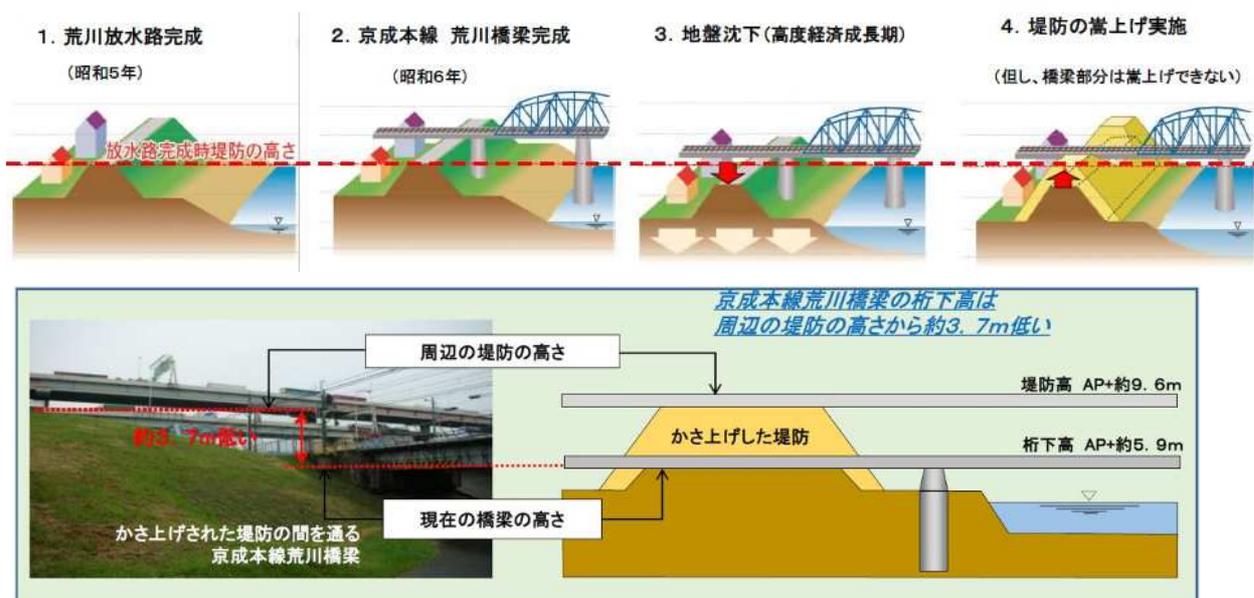
#### <具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

#### 参 考

荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和3年12月1日）

（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）



## 4 高規格堤防事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

### <現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を上げていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

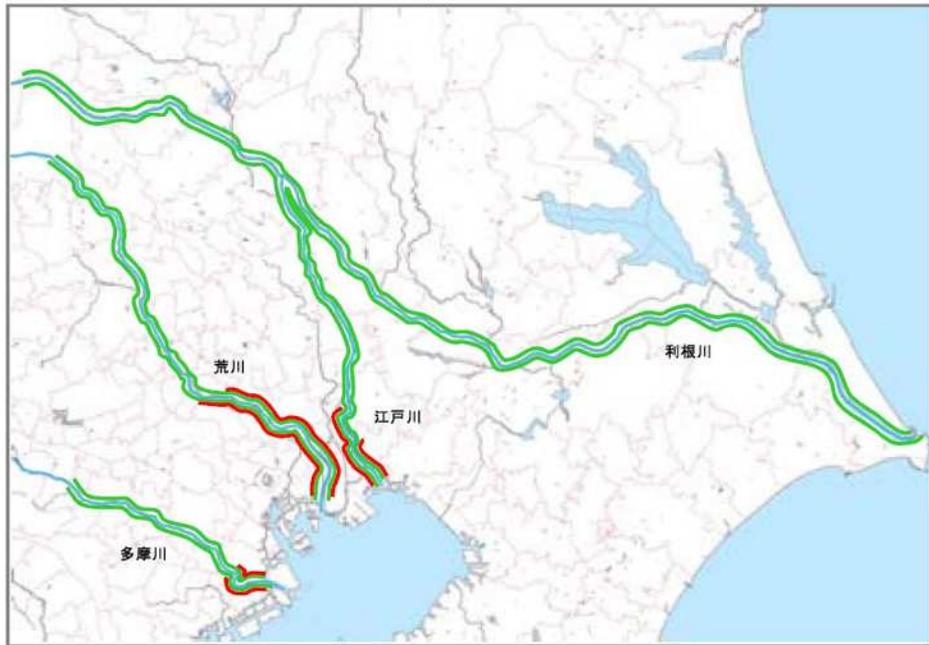
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

### <具体的要求内容>

- (1) 地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- (2) 高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に行い、実施するとともに共同事業者に必要な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- (3) 高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

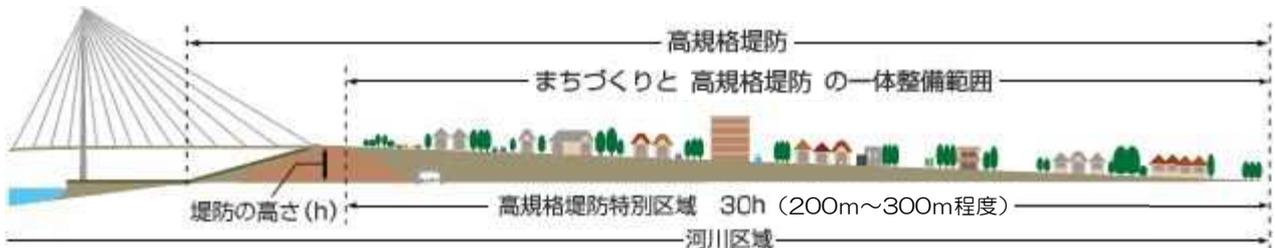
参 考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成24年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

## 5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置している。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進めており、同年12月にとりまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。

また、都においては、昨年末「TOKYO強靱化プロジェクト」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。更に、本年7月に改定された「国土強靱化基本計画」では、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

もう一つの手法である、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成についても、同じく令和3年度から、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

これらについては、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、引き続き、国や地元自治体と連携してモデル地区等での実践の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図ってい

く必要がある。

また、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、道路の高架部などについて、緊急安全確保先等としての活用を検討している。

#### <具体的要求内容>

- (1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。
  - ① 地元自治体の意向を踏まえ、高規格堤防を都市施設として都市計画に位置づける等により、河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みとすること
  - ② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと
  - ③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
  - ④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
  - ⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する固定資産税（家屋）の減税措置については引き続き期間延長を行うこと。
- (2) 「都市安全確保拠点整備事業」及び「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援ひいては高台まちづくりの推進につなげられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの実践の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。また、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、事業期間の延長を行うこと。
- (3) 大規模水害時において、首都高をはじめとする高速道路の高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携して取組を推進すること。

## 6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

### <現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面あるいは河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図に基づく、東京都における排水作業準備計画を令和4年8月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するとともに、浸水期間の短縮に向けた排水機能の強化について検討を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

### <具体的要求内容>

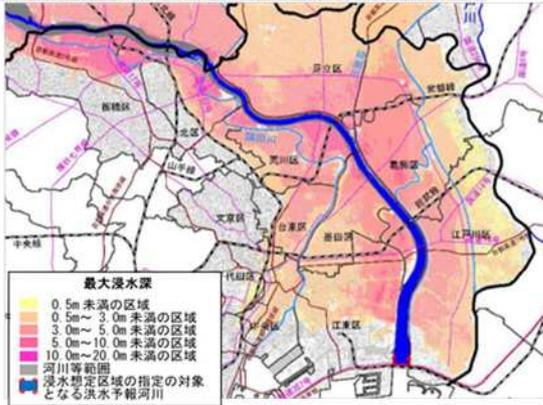
- (1) 大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

【荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月）】

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和2年12月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

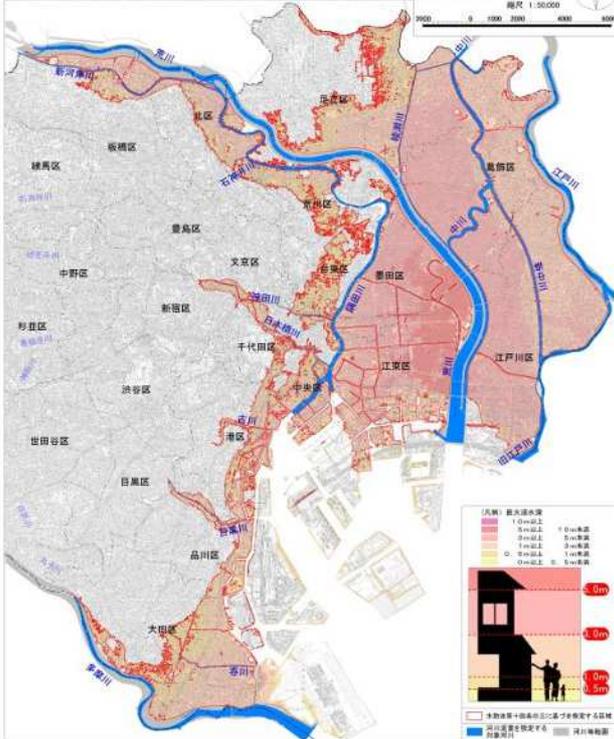


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

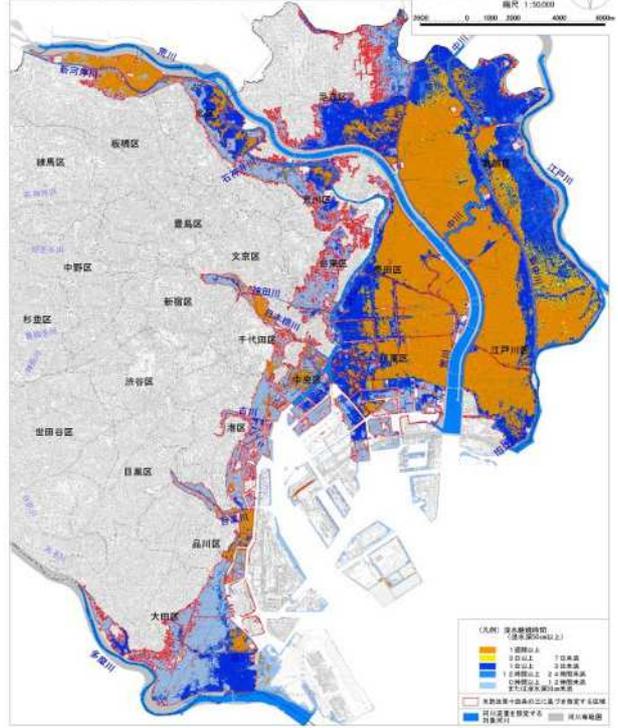


【東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月）】

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



## 6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・環境局・産業労働局・建設局)

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和3年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させるなど、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念がある。

- (1) こうした背景を受け、令和5年5月には、危険な盛土等を全国一律で規制する盛土規制法が施行された。今後、都は、新たな法制度に基づき、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。
- (2) 危険な盛土等の発生を防止するため、盛土規制法と併せ、建設発生土の発生側での取組として、建設発生土の搬出先を明確化することが必要であり、資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤードに関する新たな登録制度が創設された。建設発生土は都道府県境を超えて搬出される場合もあることから、国が一元的に管理する仕組みの確実な実施が求められる。
- (3) 盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない、認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。
  - ① 新たな法制度について、都民、国民への確実な周知、調査・災害防止措置費用の縮減策の検討や財政支援など、総合的な施策の充実を図ること。
  - ② 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により代執行に係る費用を求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法第13条の15に類似規定有）を創設すること。
  - ③ 危険な盛土等への抜本的な危険箇所対策、応急対策、詳細調査等のため

の財政支援制度については、申請や交付手続が簡素で、適宜要求を受け付ける制度とし、速やかな交付に努めるなど、柔軟かつ活用しやすい仕組みとすること。

④ 土砂等の無許可の埋立てや投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること。

(2) 建設発生土の適正処理を一層促進するため、以下の措置を講じること。

① 建設発生土等の発生から処分に至る流れについて、資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤードに関する新たな登録制度により、国が一元的に管理する仕組みを確実に実施すること。

② 盛土規制法とも連携し、発生者を含め、不適正な処理を行われないよう、法律等の確実な実施を行うこと。

(3) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。

① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。

② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

## 7 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)  
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

### <現状・課題>

平成25年11月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、国が平成26年3月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成27年3月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。また、都においても首都直下地震発生時に同様な被害がないように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

一方、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都が令和4年5月に公表した、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する新たな被害想定では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

加えて、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されるため、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

### <具体的要求内容>

- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

## 8 下水道事業における財源の確保

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。

### <現状・課題>

東京都では、下水道施設の老朽化対策とあわせて雨水排除能力の増強や耐震性の向上などを図る再構築を推進している。

東京都区部では、延長約1万6千キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数50年を超えた管きよの延長が既に全体の約22パーセントに達し、再構築を行わない場合、今後20年間で約69パーセントまで急増する。また、約8割が合流式下水道であるため、管きよの老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。

あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、97施設のうち約3割が稼働から50年を経過している。さらに、事業開始から50年を経過した多摩の流域下水道でも施設の老朽化が進行中であり、老朽化対策は喫緊の課題である。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

加えて、口径にかかわらず整備から50年を経過した管きよを交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成29年度末で終了しており、計画的に管きよの再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

### <具体的要求内容>

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活が確保されるよう、口径にかかわらず、下水道管の老朽化対策を実施できる新たな交付制度を恒久的に創設し、老朽化対策事業を支援すること。

## 参 考

### ○関係法令

#### 1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（国及び地方公共団体の責務）

##### 第十四条の五

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

#### 2 下水道法（昭和33年法律第79号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

##### 第三十四条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

#### 3 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

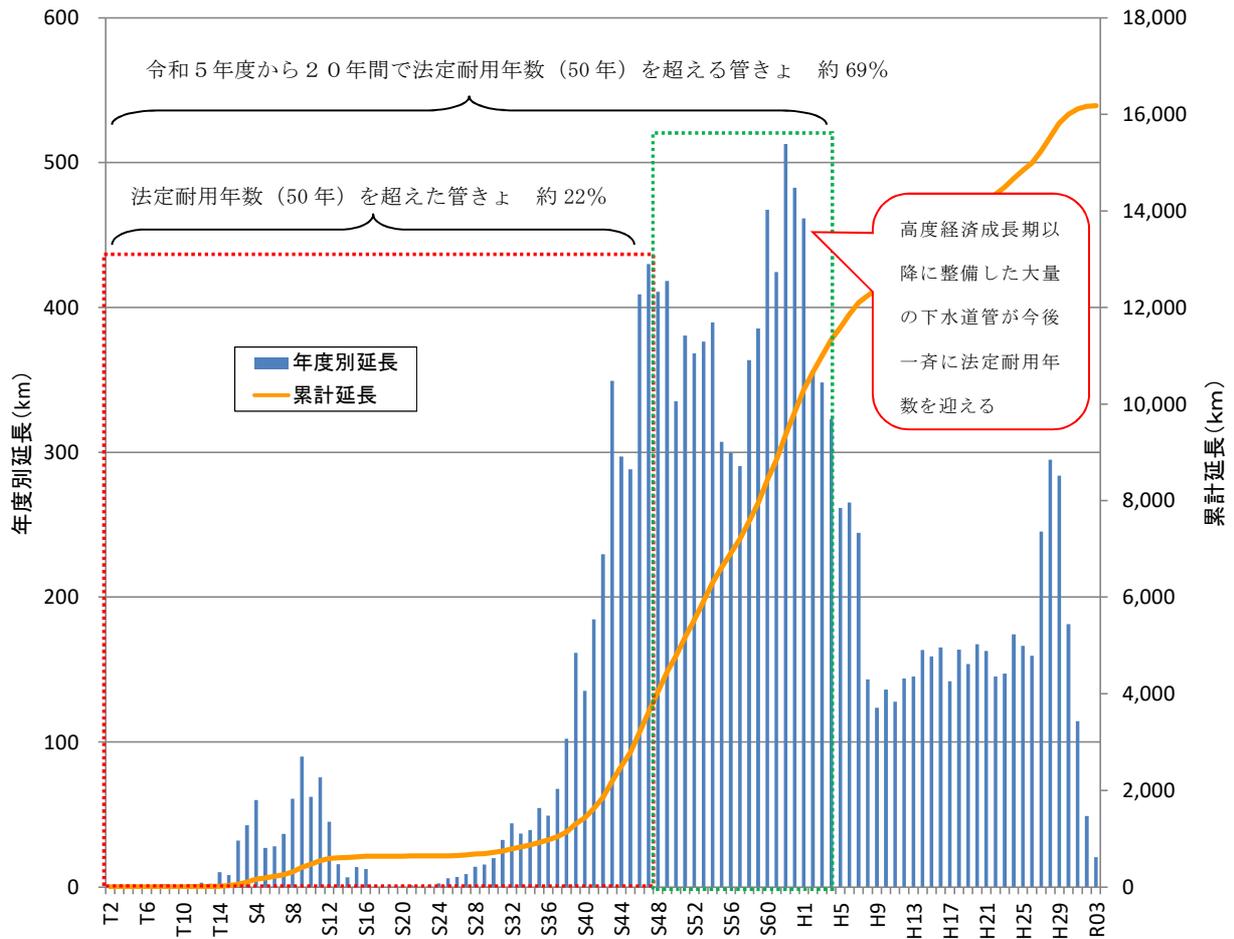
##### 第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

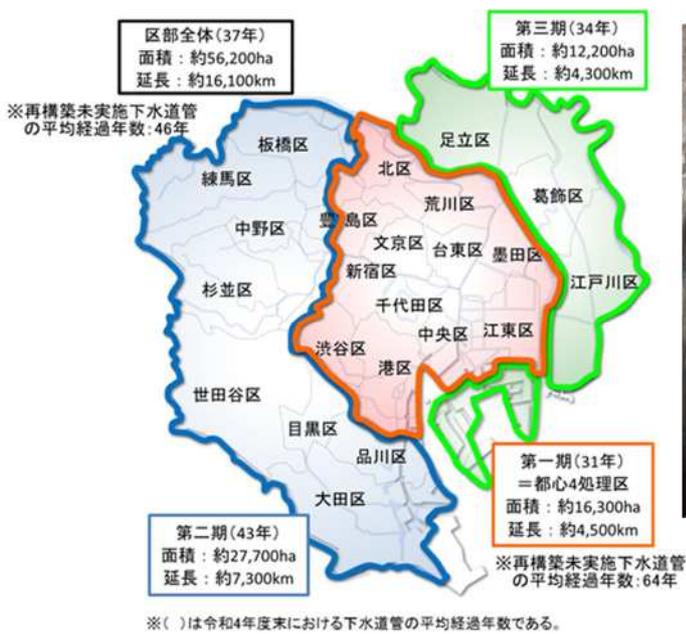
##### 三 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管きょ（年代別建設状況）】



【再構築エリアと平均経過年数、更生工法による幹線再構築】



更生工法による幹線再構築

## 9 不法係留船対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

### <現状・課題>

首都東京の河川には、現在約140隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

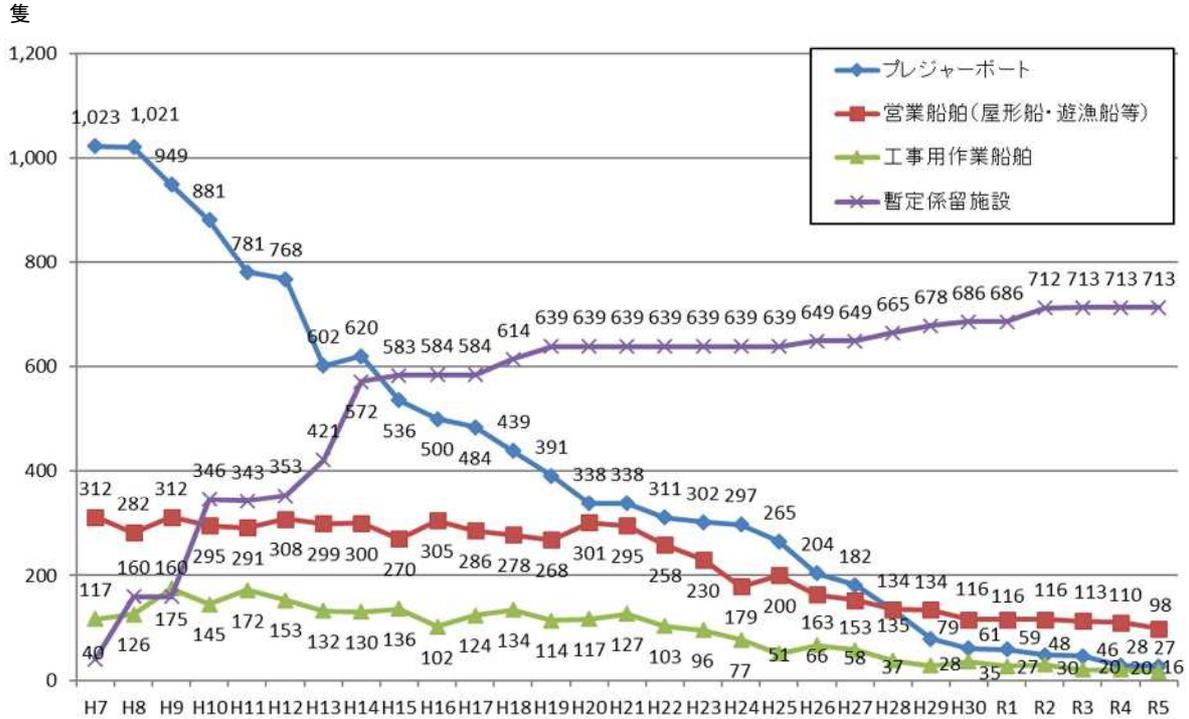
このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

### <具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

【都内河川の不法係留船の推移】



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

(単位：人)

資格	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
一級小型+特殊	868,628	874,221	881,483	889,360	895,820
二級小型+特殊	2,043,267	2,044,982	2,047,351	2,049,703	2,051,382
一級小型のみ	136,230	146,042	158,540	170,955	181,692
二級小型のみ	350,810	369,163	391,029	413,727	431,913
特殊のみ	185,020	195,405	208,016	221,400	231,465
計	3,583,955	3,629,813	3,686,419	3,745,145	3,792,272



## 10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

### <現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和5年8月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に51のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

### <具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

# 1 1 市街地の開発に係る諸事業の推進

## 1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

### <現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の50地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

- (3) 公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区、日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、あきる野市施行の武蔵引田駅北口地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、羽田空港跡地地区、中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

- (2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は令和5年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	8 ( 0)	0 ( 0)	8 ( 0)
区市町	2 ( 1)	19 (17)	21 (18)
都市再生機構	7 ( 3)	0 ( 0)	7 ( 3)
組合	0 ( 0)	5 ( 1)	5 ( 1)
個人	4 ( 1)	5 ( 0)	9 ( 1)
計	21 ( 5)	29 (18)	50 (23)

(令和5年8月31日現在)

## 2 市街地再開発事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

### <現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。  
現在、都内では59地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も行われている。これらの地区は、近年高騰している建設工事費の影響を大きく受けており、また、新型コロナ危機を契機として、変化する居住環境やオフィス需要へのニーズに即応したまちづくりの展開のため、確実な国費の導入が不可欠である。今後、東京駅前八重洲一丁目東B地区、浜松町二丁目地区などで事業が最盛期を迎え、また、自由が丘一丁目29番地区、東五反田二丁目第3地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。
- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進める必要がある。
- (3) 平成28年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

- (4) 現行法では、組合設立等の際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。
- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

#### <具体的要求内容>

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。  
また、昨年11月に制度化された建設工事費高騰の影響を受けた事業に対する支援策を継続するとともに、不動産市況の動向やコロナ後のまちづくり等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

### 3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

（提案要求先 国土交通省）  
（都所管局 都市整備局）

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

#### <現状・課題>

現在、都内では13地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

#### <具体的要求内容>

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率3分の1を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の2分の1に引き上げること。

### 4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先 国土交通省）  
（都所管局 都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

#### <現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされ、都内に約8,600ha存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一

体的に進める沿道のまちづくり)」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では8地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これにあわせ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

## 5 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 敷地内への新たな電柱設置を規制する制度を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに技術基準を示すこと。

#### <現状・課題>

- (1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

平成28年に施行された無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)では、市街地開発事業などが実施される場合には、道路上に電柱や電線を新たに設置しないようにするとされている。また、平成31年4月

の道路法施行規則の改正により、無電柱化の推進に関する法律第12条における電線の占用場所は、原則地中であることが明確化されたところである。

しかし、これらの法令は道路内を対象としていることから、敷地内への建柱については規制するすべがなく、土地区画整理事業や開発行為などの宅地開発においては、依然として電柱が新設される状況にある。

なお、都では、令和2年度から宅地開発の無電柱化を推進するため「宅地開発無電柱化パイロット事業」を開始し、令和4年度からは国が創設した補助制度も活用し「宅地開発無電柱化推進事業」として事業を拡充のうえ継続している。また、令和3年度から自治体が施行し新たに計画される市街地整備事業で都の補助を受けるものは、原則として地区内すべての無電柱化を義務化し、令和5年度から個人・組合・機構等施行においても義務化している。

- (2) 土地区画整理事業は、道路整備に併せて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。

土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、新たな財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 市街地開発事業や開発行為における区域内の無電柱化を推進するために、道路上だけではなく敷地内への新設電柱設置を規制できる制度を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化を推進するため、以下のとおり必要な財源の確保と制度の拡充、新たな技術基準の制定を行うこと。
- ① 都は、土地区画整理事業における区域内全ての無電柱化のため、都市計画道路以外の区画道路を含む全ての道路を対象とする補助制度の拡充を行った。国においても、全ての土地区画整理事業を対象に、無電柱化の費用に対する補助制度の拡充を図ること。
- ② 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準を新たに定めること。

## 1 2 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)  
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

### <現状・課題>

都内の分譲マンションは、約197万戸あり、総世帯数の約4分の1が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションは、市街地の構成要素として、まちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連しているなど、地域のまちづくりやコミュニティ形成にとって重要な存在となっている。

その一方で、経年とともに、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が確実に進行しており、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥れば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがある。

こうした事態を引き起こさないためにも、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開し、適正な管理と円滑な再生を促進していく必要がある。

都は、これらの課題認識を踏まえ、平成31年3月に、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）を制定し、令和2年度から、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度を活用しながら、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象とする管理状況の届出制度により把握した状況に応じて、区市町村と連携して管理組合に対する助言・支援等を行っている。

また、令和2年3月に「東京 マンション管理・再生促進計画」を策定し（令和4年3月改定）、老朽マンション等の適正な管理と円滑な再生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。

国においては、令和2年6月に公布されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替法」という。）の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）により、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成や、管理組合の作成する管理計画を認定する制度（以下「管理計画認定制度」という。）などのマンション管理適正化の仕組みが設けられ、マンションの建替え円滑化においても、マンションの除却の必要性に係る認定対象の拡充や要除却認定を受けた老朽マンションを含む団地における敷地分割などの制度が施行された。あわせ

て、令和5年度地方税制改正において、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置（長寿命化促進税制）が2年間の時限措置として創設されたが、長寿命化に資する大規模修繕工事の実施が条件とされており、資金面の制約などから申請のできるマンションは限定的と見込まれる。

また、今年8月には「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」が公表され、管理の適正化や建替え等の円滑化の諸課題について、現状と今後の施策の方向性が示された。国においては標準管理規約や管理計画認定制度などの見直しに関する検討を行うワーキンググループを設置し、施策の具体化に向けた検討を進めるところであるが、区分所有者、関係専門家、地方公共団体など広く関係者の意見も踏まえ実態に即した検討を行うことが重要である。

さらに、8割超の管理組合がマンション管理業者に管理業務を委託している現状（「平成30年度マンション総合調査」国土交通省）を踏まえると、マンションの適正な管理の促進を図るためには、マンション管理業の適切な実施を確保することが重要である。

マンション管理適正化法において、地方公共団体は管理組合の管理者等に対する助言・指導及び勧告が可能となるなど、管理の適正化に係る権限と責任の拡大が図られているが、マンション管理業者の登録や監督に関する業務については、引き続き国において実施されている。都道府県が、効果的かつ効率的に管理の適正化を推進していくためには、これらの業務に総合的に取り組んでいけるようにすることが必要である。

加えて、都は2050年までの「ゼロエミッション東京」の実現のため、都内の温室効果ガス排出量について、2030年までの50%削減（2000年比）することを目指した全庁的な取組を推進しており、住宅市街地におけるマンション、とりわけ既存マンションの環境性能の向上を図る取組を進めている。既存マンションへの太陽光発電設備等導入には区分所有者の合意形成が大きな課題であるため、国においても合意形成がより円滑に進むような措置を講じることが重要である。

「東京 マンション管理・再生促進計画」において掲げた施策の着実な推進には、国において、更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

#### <具体的要求内容>

〔管理計画認定制度における地方公共団体への支援等〕

- (1) マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度の運用に当たっては、地方公共団体による事業実施が円滑に行われるよう配慮し、適切な支援等を図ること。

〔マンションの管理水準の向上〕

- (2) マンション管理適正化法の運用に当たっては、優良な管理が行われているマンションや、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、管理計画認定制度における認定を取得したマンションに対する税制、金融等の支援策を更に充実させるなど、管理水準の向上の促進を図ること。

令和5年度地方税制改正において、管理計画認定制度における認定を取得したマンションが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った際にマンショ

ンに対する固定資産税額を減額するマンション長寿命化促進税制が創設されたが、管理計画の認定取得へのインセンティブをより高めるため、本特例措置について、対象となる要件を緩和するとともに、本措置の恒久化や対象税目の拡大などを図ること。その際、地方財政に大きな影響が生じないよう配慮すること。

〔既存マンション取引時における管理情報の開示促進等〕

(3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）で規定する重要事項説明の前の段階でも、既存マンションの購入予定者が管理組合の財務・管理に関する情報の開示を受けられるよう、マンション標準管理規約などの関係規定等を整備すること。

また、優良な管理が行われているマンションが市場で評価されるよう、管理組合による管理計画認定制度の利用の促進などを通じ、価格査定における維持管理に関する査定条件の充実等の措置を図ること。

〔マンション管理業者の適切な業務執行への都道府県の関与等〕

(4) 国が実施しているマンション管理業の監督状況を都道府県と共有する環境を速やかに整備すること。また、将来的には、都道府県が国と連携してマンション管理業者の適正な業務執行の確保に関与できる仕組みを講じること。

〔改修によるマンション再生の促進〕

(5) 改修に伴う専有部分の共用部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。

(6) 改修によるマンション再生に対する補助制度（優良建築物等整備事業の既存ストック再生型）及びバリアフリー改修や省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置を継続すること。

〔耐震性不足マンション等の早期解消〕

(7) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担が、より軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。

(8) 区分所有法の定める建替え決議要件の緩和など建替え決議の在り方について、法務省を中心として検討がなされているところであるが、耐震性が特に低いマンションや、まちづくりの観点から建替え等の必要性が高いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件を緩和（5分の4の特別多数決要件の引下げ、所在等不明の区分所有者等を除外した多数決とする仕組みなど）するとともに、建替えにおける借家人の同意要件を緩和するなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

〔既存不適格等により建替えが困難なマンションの再生の円滑化〕

(9) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。

また、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続で行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置も講じること。

(10) マンション敷地売却制度は、耐震性が不足するマンションに加えて外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものが対象とされているが、既存不適

格等で建替えが困難なマンションや、まちづくりの観点から除却の必要性が高いマンションについても適用の対象とするとともに、買受人が耐震性不足のマンションを改修し、継続して活用することができるよう既存マンションの除却を要件としないなど、適用要件の緩和も併せて措置すること。外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものという要件については、認定する自治体が円滑に取り組めるよう配慮すること。

- (1 1) 敷地に借地権等が設定されるマンションの土地所有権は、マンション建替法において権利変換の対象とならず、法による権利調整ができないことから、建替えの円滑化を図るため、権利変換ができる仕組みの整備を図ること。
- (1 2) 複数の開発整備事業を段階的に実施する区域において、老朽マンションを売却し、先行して整備された住宅を取得する区分所有者に対する税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

[既存マンションにおける太陽光発電設備導入の円滑化]

- (1 3) 既存マンションの屋上等の共用部分に太陽光発電設備等を導入する場合には、特別多数議決等の必要性が区分所有法等において明確に規定されていないため、導入検討の支障となるおそれがある。そのため、太陽光発電設備等の導入における共用部分の変更としての扱いを明確にするなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

参 考

(4) マンション管理適正化法におけるマンション管理業者の主な業務規制

	概 要
登録等 (法第44条)	マンション管理業を営もうとする者は、マンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。
管理業務主任者の設置 (法第56条)	事務所ごとに、事務所の規模を考慮して一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
重要事項の説明 (法第72条)	管理業務受託契約の締結の際は、重要事項等を記載した書面を交付するとともに、説明会を開催し、重要事項について管理業務主任者に説明させなければならない。
管理事務の報告 (法第77条)	管理業務主任者は、定期的にマンションの管理者等に管理事務に係る報告をしなければならない。
監督 (法第81条から法第83条まで)	上記その他の業務規制に違反した場合、国土交通大臣による行政指導、指示処分、業務停止命令、登録の取消し等の監督処分の対象となる。

(5) 改修に伴う専有部分の共用部分化などを特別多数決議で実施できる制度の導入

現行法上、専有部分と共用部分の所有関係に大きな変化を伴う工事の場合は、区分所有者全員の同意が必要となる。住戸や店舗等の専有部分を集会所やテレワークのためのコワーキングスペースなど共用部分に改修する等、将来的なニーズに対応できるよう特別多数決議により可能となるようにすべきである。

(7) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要 (主な要件等)
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補助率：地方公共団体が実施する場合 国1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国1/3 + 地方公共団体1/3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費 (建替えを含む。) 補助率： (1,000㎡以上のマンション) 1/3 (国1/6 + 地方公共団体1/6) 工事費の1/3について、国費で1/2を補助 (1,000㎡未満のマンション) 23.0% (国11.5% + 地方公共団体11.5%) 工事費の23.0%について、国費で1/2を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国 1 / 3	地方自治体 1 / 3	自己負担 1 / 3
------------	----------------	---------------

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000㎡以上のマンション)

国 1 / 6	地方 1 / 6	自己負担 2 / 3
------------	-------------	---------------

(1,000㎡未満のマンション)

国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%
------------	-------------	-------------

(8) ~ (11)

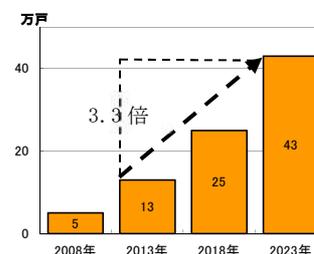
【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築40年以上の戸数の推移】

マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）（単位：件）

年度	15~24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	計
東京都	32	5	4	1	5	7	6	4	9	8	81
全国 (東京都分を含む)	66	11	3	5	9	8	2	14	10	12	140

注) 構造計算書偽装物件を除く。

築40年以上の戸数の推移



(12) まちづくりと連携した老朽マンションの再生を円滑化する仕組みの充実

東京の都心部などの老朽マンション等が集積する区域や大規模団地などにおいては、複数の開発整備事業を段階的に実施し、先行する事業において区分所有者の移転先となる受け皿住宅を確保することで、合意形成の促進や引越し・仮住居費用の削減、住宅の集約化による合理的な土地利用が可能となり、一体的なまちづくりを進める上で有効である。

このため、地区計画の目標や方針に沿って、複数の開発整備事業等が計画的に実施される区域では、まちづくりに協力する区分所有者が、不動産の譲渡所得に対する課税などにより不利益を受けないよう、市街地再開発事業におけるやむを得ない事情により転出する場合と同等の税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

## 1 3 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

### 1 空き家対策の促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)  
(都所管局 住宅政策本部)

地域の状況を踏まえた空き家の利活用等を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の円滑な施行に向けた措置を講じるとともに、既存制度の見直しにより、更なる空き家施策の拡充を図ること。

#### <現状・課題>

平成30年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約849万戸、東京都で約81万戸となっており、全住宅ストックの約1割を占めている。

空き家は、適切な管理がなされなければ、老朽化し地域の居住環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されることから、利活用を含む空き家の包括的な施策の推進が重要となっている。

東京都では、令和3年3月に策定した「『未来の東京』戦略」では、政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合を「これ以上増やさない（2.31%）（2025年度）」としている。さらに、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の一つに「空き家対策の推進による地域の活性化」を掲げ、令和5年3月に策定した「東京における空き家施策実施方針」では、「既存住宅市場での流通促進」、「地域資源としての空き家の利活用」、「利活用見込みがない空き家の除却等」の3つの視点に基づき、都内全体として、区市町村との適切な役割分担のもと、地域特性に応じた空き家施策を誘導・展開していくこととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、区市町村が地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等を進めているところであり、より実効的な取組を促進していくためには、更なる施策の充実が必要である。

#### (1) 適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置について

特措法を改正する法律において、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、当該管理不全空家等が特定空家等となることを防止するために必要な措置をとるよう指導、勧告することができることが規定されている。都内の区市町村においては、地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等が進められているところであるため、区市町村が運用しやすい仕組みであるとともに、所有者自身による適正管理が推進されるよう、より実効的な取組を促進するものにしていく必要がある。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

(3) 地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業（補助金）及び空き家再生等推進事業（交付金）では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村が円滑に制度を運用できるよう、管理不全空き家等として判断するための基準や管理不全の状態を解消するために必要な修繕等の範囲などについて、国においてガイドラインを示すとともに、指導・助言の段階から、管理不全の状態を解消するために必要最小限な修繕等に対する財政支援の仕組みを構築し、所有者自身による自発的な改善や、区市町村による積極的な指導・助言及び勧告の実施を促すこと。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）を改正し、令和元年度から改正された被相続人が老人ホーム等に入所していた場合と同様に、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合についても、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（当該譲渡の対価の総額が1億円を超えないものとする。）であれば、特例措置の対象とすること。
- (3) 地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

## 参 考

### (1) 管理不全空家等の所有者等に対する措置について

管理不全空家等に対し、ガイドラインに即した措置を区市町村長から指導・勧告することができる。勧告を受けた管理不全空家等は、固定資産税の住宅用地特例（1／6等に減額）が解除される。

### (2) 平成28年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が1億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

#### <適用期間>

平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。

#### <対象となる家屋についての主な要件>

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く。）
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

## 2 既存住宅流通の活性化

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 住宅政策本部）

既存住宅流通を促進する施策を総合的に推進すること。

#### <現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。さらに、令和5年度より、新たに地域金融機関に対し、リフ

リフォームによる価値向上を反映した担保評価モデルの構築を促す取組が開始されている。

東京都においても、平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定するなど既存住宅の流通促進に取り組んできた。

しかしながら、都内の既存住宅の流通シェアは依然として12.8%と低い状況に留まっている。その理由として、既存住宅を購入する場合、新築と比べ、建物・設備の品質や物件価格の妥当性等について不安を感じる人が多いことや、一定の品質を有する既存住宅であっても新築と比べ、取得時の税制優遇措置が十分ではないことなどが考えられる。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 平成25年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、内容が複雑で価格査定実務を行う宅地建物取引業者等にとって活用しづらいものとなっているため、簡便で統一的なものとするとともに、金融機関等にも広く普及を図ること。
- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、長期優良住宅等に加え住宅取得に関する税制優遇を幅広く見直し、いわゆる住宅ローン減税などについて、新築住宅のみならず一定の品質を有する既存住宅の取得においても、その品質や性能等に応じた更なる優遇措置を講じること。
- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

## 1 4 東京外かく環状道路の整備促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。

### <現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞緩和によるヒト・モノのスムーズな流れの確保、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルート確保など、様々な効果が期待されている。平成30年6月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの4つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。し

かしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を最大限発揮できておらず、未開通区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。また、大深度地下において本線とランプをつなぐ地中拡幅部について検討が進められてきている。

令和2年10月に発生した調布市での陥没事故以降、事業者は、地元で丁寧な説明を行った上で、家屋補償や地盤補修工事等を進めており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、大泉側本線及び東名・中央側ランプのシールドトンネル工事について、地元で説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、安全を最優先に、慎重に掘進作業を行っている。

今後の事業においては、引き続き再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細やかな対応が求められる。

一方、外環（東名高速～湾岸道路）については、首都圏三環状道路のいわば総仕上げの区間であり、羽田空港や京浜港へのアクセス性の強化など、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要があるものと考えられる。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会（第6回）」が、令和5年2月に開催され、その中で、社会情勢の変化に対応できるよう、計画の基本的な方針の取りまとめに必要な検討を進めることが確認されており、これらの議論も踏まえながら、計画を具体化するためのステップに早期に移行することが求められる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、令和2年10月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO東日本・中日本による東京外かく環状道路

(関越～東名) 事業連絡調整会議を活用し、都と十分に調整を図りながら進めること。

- (2) 地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に3区市に<sup>またが</sup>跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

- (3) 東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、計画の検討に必要な調査等を加速させ、早期に具体化すること。

具体的には、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえた上で、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、東名高速～湾岸道路間の全区間について、基本計画の決定を目指すなど、計画を早期に具体化すること。

## 1 5 高速道路網の整備推進及び有効活用等

### 1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏三環状道路に加え、首都高速都心環状線新京橋連結路（地下）の早期事業化や第二東京湾岸道路の計画の具体化など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

#### <現状・課題>

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

高速道路網の整備推進にあたっては、令和5年5月に道路整備特別措置法が改正され、料金徴収期間を延長し、高速道路の更新や進化のための財源の確保が可能となったところである。このため、更新事業だけでなく、進化事業についても有料道路事業を積極的に活用して整備を進める必要がある。

#### <具体的要求内容>

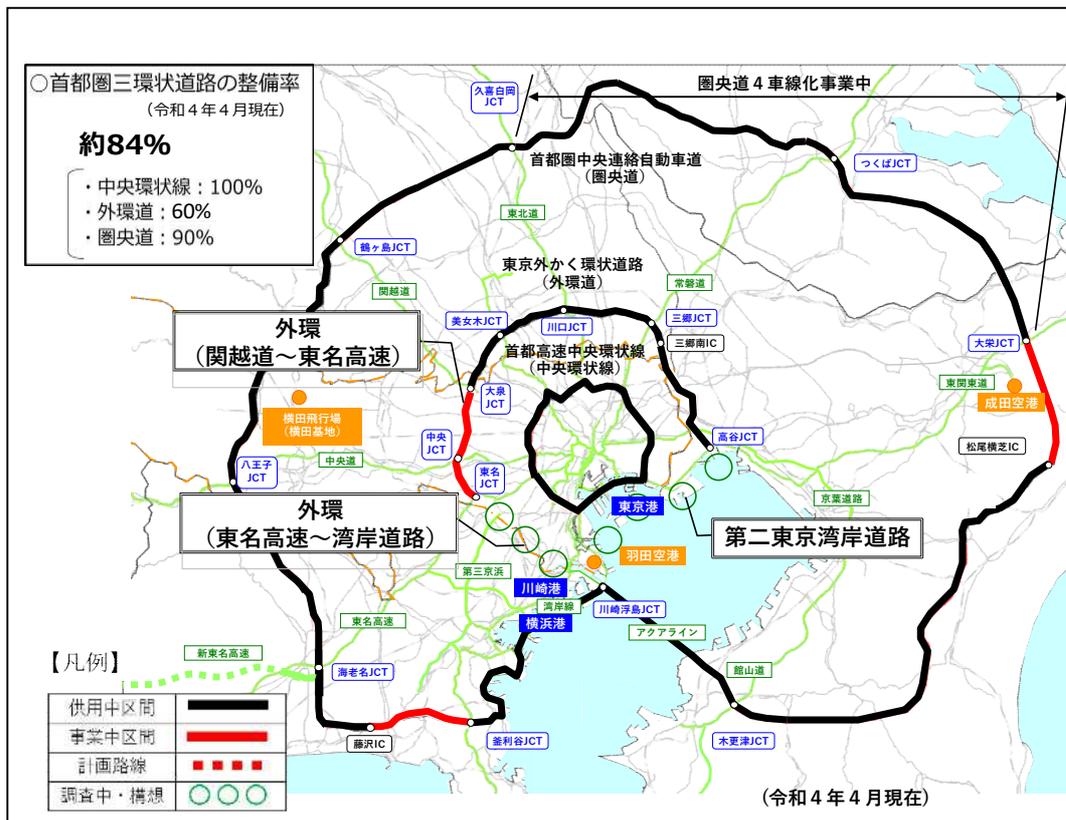
- (1) 首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の4車線化を推進すること。
- (2) 交通が集中する江戸橋JCTの渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連結路（地下）を早期に事業化すること。
- (3) 首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
- (4) 首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。進化事業の整備に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、有料道路事業を

積極的に活用すること。

(5) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

参 考

<首都圏三環状道路の整備状況>



<都心環状線新京橋連結路(地下)・晴海線延伸部>



## 2 首都高速晴海線の整備推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する首都高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること。

### <現状・課題>

晴海線は、都心と臨海部との連携を強化するとともに、臨海部の交通分散や利便性向上に寄与する路線として平成5年に都市計画決定された。これまでに晴海～東雲JCT間が開通しているが、築地～晴海間については未着手となっている。

未着手となっている晴海線延伸部（築地～晴海間）については、新京橋連絡路と連続したネットワークを形成することで、特に交通が集中する江戸橋・箱崎JCTなどの渋滞ポイントを避けた、都心と首都高速湾岸線の相互アクセスが可能となる。また、有明地区に位置する「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点※（有明の丘地区）」は内陸部へのアクセスが脆弱なところ、晴海線延伸部やそれに合わせた高速道路の出入口の整備によりアクセス性が強化され、首都東京の災害に対する強靱化が図られる。さらに、晴海線延伸部は、大規模更新を行う築地川区間に接続予定であることから、接続部については、大規模更新事業と一体的に実施する必要がある。以上のことから、高速道路の進化に該当する晴海線延伸部を早期に整備することが喫緊の課題である。

※東京湾臨海部基幹的広域防災拠点：首都直下地震などの大規模災害が発生した際、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するための拠点。有明の丘には緊急災害現地対策本部を設置。

### <具体的要求内容>

- (1) 高速道路の進化に該当する晴海線延伸部について、事業者を早期に決定し、事業化すること。整備に当たっては、有料道路事業を積極的に活用すること。
- (2) 広域防災拠点施設（有明の丘地区）へのアクセス強化に資する高速道路の出入口について計画を具体化すること。
- (3) 築地川区間の大規模更新との接続部について、大規模更新事業と一体的に実施すること。

### 3 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
- (2) 本線料金所の撤廃などにつながるE T Cの更なる普及促進や、E T C専用の出入口の整備推進を図ること。
- (3) 中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

#### <現状・課題>

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い3原則」に沿って、平成28年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和4年4月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理さや分かりにくさは解消されておらず、NEXCO、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用1回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

E T C利用率は首都高速道路で98%に達しており、令和4年3月に開始された料金所のE T C専用化は、事故の発生が課題となっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。また、スマートICなどのE T C専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、E T Cの普及促進にもつながることが期待される。

ボトルネック対策としては、中央道上り線の調布付近では、調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が運用開始され、更に、三鷹バス停付近においては、料金所前後の線形改良工事が完了し、引き続き、残る付加車線設置に向けた事業が進められている。

#### <具体的要求内容>

- (1) E T C専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離

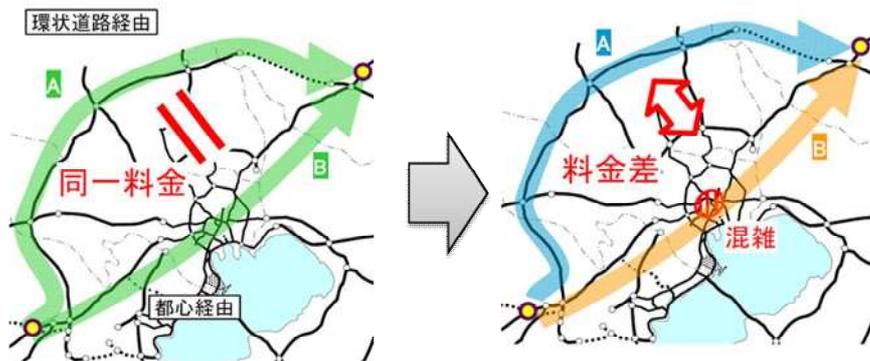
を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、E T C 2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

(2) できる限り早期のE T C専用化と本線料金所の撤廃に向け、E T Cの普及促進を図るとともに、クレジットカード非所有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。また、スマートIC及び首都高速道路におけるE T C専用出入口の整備推進を図ること。

(3) 中央道の調布付近や小仏トンネル付近の渋滞対策を推進すること。とりわけ、三鷹バス停付近（上り線）の渋滞対策を推進すること。

参 考

<混雑状況に応じた料金施策の導入イメージ>



【現状】

- 起終点を基本とした料金
- 発地と着地が同一ならば、いかなる経路を選択しても料金を等しくする

【今後】

- 混雑している経路からの転換を促進するため、経路間の料金に一定の差を設ける（例：Aルート of 料金 < Bルート of 料金）
- 時間帯別の混雑状況に応じて変動する機動的な料金の導入

<本線料金所の分布>



## 4 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策について取組を進めること。

### <現状・課題>

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、我が国の経済活動を支える基幹的なインフラであり、その機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、大規模更新などの老朽化対策を計画的に実施していくことが不可欠である。

笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、国は平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置付け、同年には首都高速道路株式会社が、翌年には東日本及び中日本高速道路株式会社が更新計画の概略を示し、それを受けて高速道路会社の料金徴収期間を延長する法改正がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定された。

首都高速道路については、5つの大規模更新区間のうち、4区間で都市計画を変更し、工事が進められており、首都高速1号羽田線（東品川棧橋・鮫洲埋立部）では令和10年度の完成予定となっている。その一方で、首都高速道路は世界的に見ても過酷な使用状況にあり、高度成長期に集中的に建設された経緯から高齢化が急速に進んでいる。

また、高速道路での逆走は、死亡事故などの重大事故につながるおそれが高いことから、高齢化の進展や認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、国や高速道路会社等において対策が進められている。

### <具体的要求内容>

- (1) 高速道路の老朽化対策については、各高速道路会社が計画的に行うよう指導すること。とりわけ、首都高速道路の大規模更新事業（1号羽田線、3号渋谷線）については、事業年度内に完成させること。
- (2) 老朽化対策の実施に当たっては、首都圏三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。
- (3) 高速道路での逆走事故の撲滅を目指し、今後も取組を推進すること。

## 5 都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

### <現状・課題>

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋は、五街道の起点として江戸の中心だった場所であり、国の重要文化財に指定されている。その上空を通過する首都高速道路については、総理大臣や国土交通大臣の呼びかけをきっかけに、周辺景観に与える影響について有識者等による様々な議論がなされてきた。このような状況の中、平成26年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成28年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。現在、首都高速道路株式会社により地下化工事が進められている。地下化に当たり江戸橋JCT周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋JCTの都心環状線連結路を廃止することから、必要となる大型車の交通機能確保策について、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討され、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路（地下）のルートや構造、事業スキーム等が取りまとめられた。

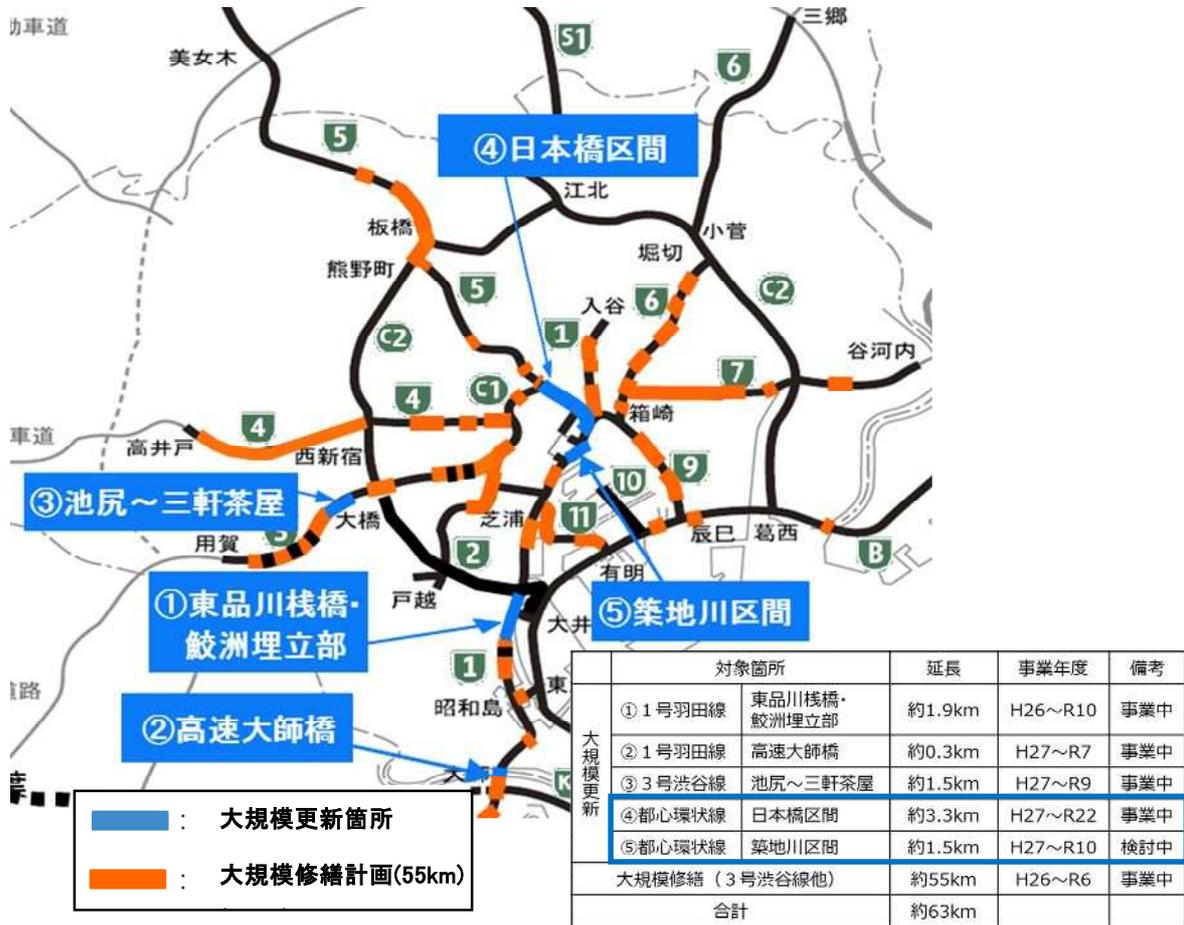
築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えと併せ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成26年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

### <具体的要求内容>

- (1) 日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路（地下）の整備については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて事業を実施する必要があるため、早期に事業化すること。
- (2) 築地川区間のうち、新京橋連結路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

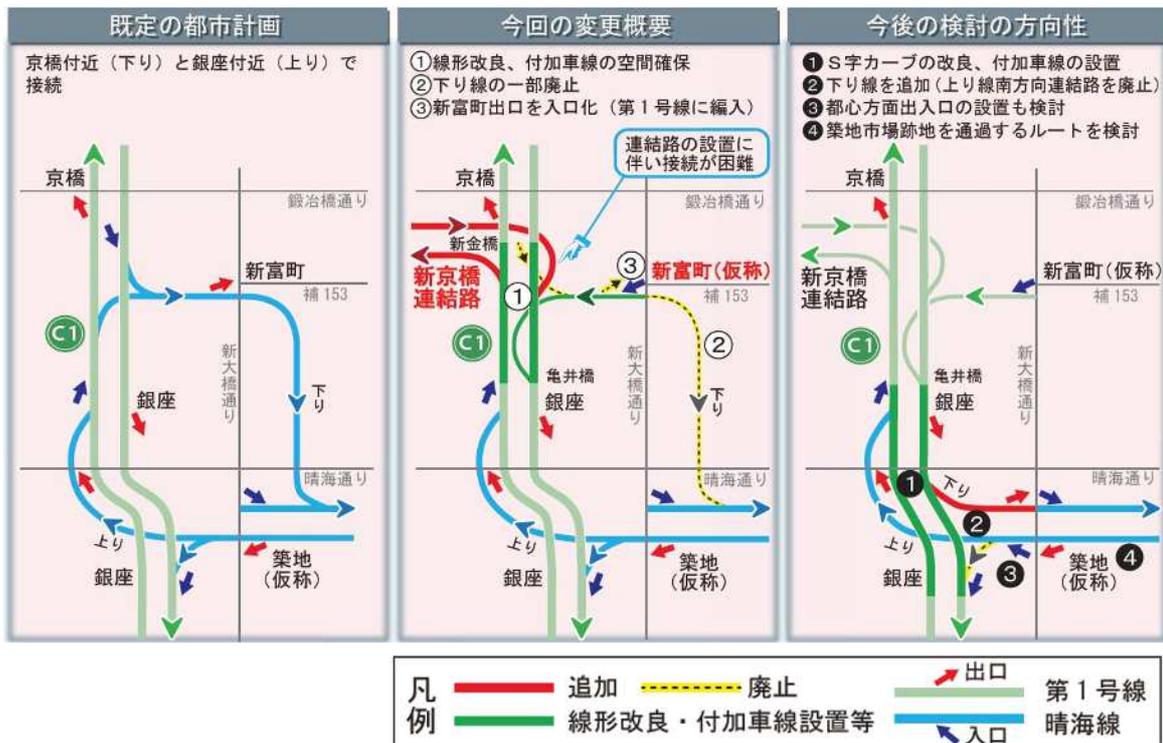
参 考

<首都高速道路の更新計画（平成26年11月 事業許可）>



令和3年9月24日 事業許可時点

<築地川区間（第1号線）と晴海線の計画見直しの方向性>



## 1 6 国道等の整備推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道357号(多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間)について整備推進を図ること。
- (2) 国道15号(品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場)について整備推進を図ること。
- (3) 国道16号(町田立体)について早期完成に向け整備推進を図ること。また、国道16号(片倉町・万町地区)について早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。
- (4) 国道20号(八王子南バイパス、日野バイパス(延伸、延伸Ⅱ期))について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道(国道6号など)について整備推進を図ること。

### <現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道357号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年8月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和3年3月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和2年度に工事着手した。

国道15号・品川駅西口駅前広場については、事業計画(平成31年3月 国土交通省)が策定されるとともに、令和元年9月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示され、令和5年6月には国道15号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト(国土交通省)が公表された。また、国道15号下を導入空間として検討中の南北線延伸については、令和4年3月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和5年6月に都が都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催した。

国道16号(片倉町・万町地区)は、事業中の国道20号八王子南バイパスや

東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道16号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年8月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道20号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和5年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成22年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国道357号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなど、より効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。
- (2) 国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。
- (3) 国道16号町田立体については、本線部が平成28年4月に開通し、平成31年3月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。  
また、国道16号片倉町・万町地区については、「国道16号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。
- (4) 圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道20号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。  
また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。
- (5) 国道6号、国道14号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

## 1 7 道路・橋梁事業の推進

### 1 道路・橋梁整備の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,410万人(令和5年7月1日時点)が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。しかし、都市計画道路の完成率は、約64.7パーセントといまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)が区部においては、全国平均約32km/hの半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

首都東京の持続的成長に向けて、中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、都では災害に強い都市の実現に向け、首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,500ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路(特定整備路線)の整備を推進している。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

## <具体的要求内容>

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。  
国土強靱化地域計画<sup>じん</sup>に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。  
また、5か年加速化対策後も、今後策定される国土強靱化実施中期計画<sup>じん</sup>において、当初予算をはじめ、継続的に財源を確保すること。
- (2) 首都直下地震の切迫性を踏まえ、延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となる特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し周辺区市との連携を強化するとともに災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

## 東京の主な道路事業

### ① 区部の放射・環状道路整備

環状3号線、環状4号線、環状5の1号線、放射23号線、放射25号線、放射35・36号線など

### ② 多摩の南北・東西道路整備など

府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など

### ③ 交通の円滑化や耐荷力向上を図る橋梁整備

等々力大橋（仮称）、旧江戸川橋梁（仮称）、関戸橋、日野橋など

### ④ 連続立体交差事業

京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など

### ⑤ 道路整備による多摩山間、島しょ地域の防災力強化

多摩川南岸道路、秋川南岸道路、三宅循環線など

### ⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線

放射2号線、補助29号線、補助73号線など

### ⑦ 立川広域防災基地<sup>\*</sup>へのアクセス性を強化する都市計画道路

立川東大和線、中央南北線など

### ⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路

環状4号線、南多摩尾根幹線、町田3・3・50号小山宮下線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設



## 2 街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先 国土交通省）  
（都所管局 建設局）

都市の美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

### <現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

道路の緑は都市の美しい景観や緑陰の創出に寄与しており、きめ細やかな維持管理を行うことが求められる。

そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な<sup>せん</sup>剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

### 参 考

#### 【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



### 3 道路施設の予防保全型管理

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

橋梁<sup>りょう</sup>やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

都はこれまで橋梁<sup>りょう</sup>やトンネル等の道路施設について、5年に一度の定期点検を行い、適切な対策を実施することで重大な事故の発生を未然に防いできたが、多くの道路施設は、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

そこで、これまでに策定した予防保全計画に基づき、計画的に予防保全型管理を実施することで、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保し、将来世代にこれらの社会資本を良好な状態で継承していく必要がある。

また、区市町村においても、橋梁<sup>りょう</sup>等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 区市町村において、橋梁<sup>りょう</sup>等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

参 考

1 橋梁<sup>りょう</sup>の長寿命化修繕計画策定状況（令和5年4月1日現在）

(1) 策定済み

	自治体名
1 都	東京都
23区	北区、葛飾区、品川区、大田区、江東区、墨田区、中央区、板橋区、千代田区、江戸川区、目黒区、文京区、世田谷区、足立区、豊島区、港区、渋谷区、杉並区、中野区、練馬区、新宿区、荒川区、台東区
26市	町田市、国分寺市、立川市、武蔵野市、青梅市、多摩市、調布市、狛江市、稲城市、東久留米市、あきる野市、八王子市、小平市、羽村市、西東京市、東村山市、清瀬市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵村山市、東大和市、小金井市、府中市、国立市、昭島市
5町	奥多摩町、日の出町、瑞穂町、大島町、八丈町
5村	檜原村、神津島村、小笠原村、三宅村、新島村

2 令和5年度の予算

(1) 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 <sup>りょう</sup> の長寿命化	14,695	402(201)
トンネルの予防保全	1,657	0

補助率 0.50

(2) 区市の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	補助事業費 （国費）
橋梁 <sup>りょう</sup> の長寿命化 （工事・計画策定）	1,608.0(887.9)

補助率 0.55～0.69

### 3 当初内示額

#### (1) 都への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
橋梁 <sup>りょう</sup> の長寿命化 (国費)	513 (257)	244 (122)

#### (2) 区市への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
橋梁 <sup>りょう</sup> の長寿命化 (国費)	1,330 (737)	1,020 (561)

### 4 実施計画（東京都）

- 橋梁<sup>りょう</sup>の長寿命化については、令和12年度末までに約180橋に着手する。
- トンネルの予防保全型管理の取組については、令和6年度末までに52トンネルに着手する。

## 4 道路災害防除事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など、多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防ぎ、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

### <具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強<sup>じん</sup>靱化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

道路災害防除事業

1 令和5年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5, 8 0 2	1, 6 6 5 ( 9 3 7)

道路災害防除事業に対する補助率 0. 5 0（小笠原0. 6 0）

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度	令和5年度
道路災害防除事業 (国費)	3 0 ( 1 8)	3 0 ( 1 8)

3 対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

## 5 臨海部道路網の整備

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時においても物流機能の確保や迅速な緊急物資輸送などが行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤外側においては、外貿コンテナふ頭の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

### <具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における物流機能の確保が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

## 6 臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い性能を回復・向上させ、更なる延命化（100年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和3年9月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的かつ迅速に推進する予定である。

### <具体的要求内容>

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

## 18 都市鉄道ネットワーク等の強化

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要な十分な財源を確保すること。
- (2) 答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 答申第371号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保など、必要な措置を講じること。
- (4) JR中央線複々線化などの事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (5) オフピーク通勤の取組の促進に加え、鉄道の快適な利用に向けた施策の検討に対し支援・協力を行うとともに、時間差料金制などの混雑緩和のための施策がより効果的に活用され、社会的理解が促進されるよう、引き続き検討を行うこと。

### <現状・課題>

東京圏には、2030年時点において3,500万人を超える夜間人口が想定され、訪日外国人についても6,000万人を目指すなど、我が国の政治、行政、経済の中核機能が集積している。このため、都市鉄道は大量輸送機関として豊かな国民生活の実現や、国際競争力の強化等の役割を担ってきた。また、近い将来、高い確率で首都直下地震の発生も予測されている中、災害時にも機能を発揮できる都市鉄道が求められている。

しかしながら、国の鉄道予算のうち、地域・都市鉄道の予算については、都市鉄道のネットワーク強化に十分な財源が確保されているとは言い難い。

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めている。

また、令和5年1月に策定した「未来の東京」戦略 version up 2023において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

とりわけ、令和3年7月の交通政策審議会答申第371号において、事業化に向けた課題解決につながる内容が示された地下鉄3路線のうち、東京8号線の延伸、品川地下鉄については、令和4年度早々から都市計画の手続等を実施している。

また、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）についても、令和4年度から都市計画の手続等を実施している。

臨海地下鉄については、国の参画も得た事業計画検討会において、事業計画の策定に向けた検討を進めており、令和4年11月、概略のルート・駅位置を含めた事業計画案を取りまとめた。本路線は、大規模で多様な開発計画が進展・計画されている臨海部において、世界から人、企業、投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長を牽引する臨海部と区部中心部をつなぐ基幹的な交通基盤としての役割を担うことが期待されている。そのため、都としても2040年までの実現を目指す取組としてまちづくり戦略に位置付けるなど、早期事業化に向けた検討を進めている。

JR中央線の三鷹・立川間の複々線化については、昭和45年に複々線化が位置付けられ、平成6年に高架及び地下化の都市計画決定がなされ、平成22年に高架化が完了したものの、地下部分（複々線部分）については、未着手となっている。昭和の同時期に位置づけられた東北・常磐・総武・東海道方面（通勤五方面作戦）の各区間の複々線化は完了している一方、同区間のみ未着手である。しかしながら、これまで他の路線で活用されていた「特定都市鉄道整備事業」が本路線では活用できず、現状は事業者の自主事業で整備する以外、事業手法がなく、また、採算性も見込めない状況にある。

一方、こうした鉄道ネットワークの充実に加えて、平成29年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差Bizの取組を開始し、平成31年からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差Bizや働き方改革につながるテレワーク等と、交通混雑緩和に資する交通需要マネジメント（TDM）を「スムーズBiz」として、一体的に推進してきた。大会終了後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と大会も契機に取組が進んだ新しい生活様式の定着に向け、引き続きテレワークやオフピーク通勤の取組を推進している。

東京圏の平均混雑率が再び増加しつつある中、鉄道の快適な利用に向けては、

テレワークやオフピーク通勤等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等とともに、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めている。

こうした中、国は、令和3年5月に公表した第2次交通政策基本計画において、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるために必要な施策、例えば、変動運賃制（ダイナミックプライシング）等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討するとの方向性を示した。また、令和4年2月に交通政策審議会の元に設置した、鉄道の運賃・料金制度のあり方に関する小委員会の中間取りまとめにおいて、変動運賃制の実現に向けた一定の方向性が示されたことを受け、同年9月、変動運賃制が実施可能となるよう、制度運用の見直しをなされたところである。新たな制度では、鉄道事業者において変動運賃制導入による効果検証を実施することや、利用者間で著しい不公平が生じないように努めることが求められている。こうした検証結果などを踏まえ、制度がより効果的に活用されるよう、引き続き検討が必要である。

#### <具体的要求内容>

##### (1) 答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線（羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）、品川地下鉄（南北線）、東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面））等の整備に向けて、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。

##### (2) 東京8号線の延伸及び品川地下鉄への確実な支援

答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については、財源の確保など、必要な措置を講じること。

##### (3) 臨海地下鉄への確実な支援

答申第371号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた計画案の更なる深度化と事業主体の選定等の取組への協力や財源の確保など、必要な措置を講じること。

##### (4) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされたJR中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの路線について、新しい法律や制度、費用負担の考え方など整備に向けた仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。

例えば、立川広域防災基地への近接性なども踏まえつつ、複々線化で生まれる地下空間を有効活用するなど新たな事業スキームの調査・検討を行うこと。

##### (5) オフピーク通勤の取組の促進、鉄道の快適な利用に向けた検討に対する支援・協力及び施策の効果的な活用に向けた検討の継続

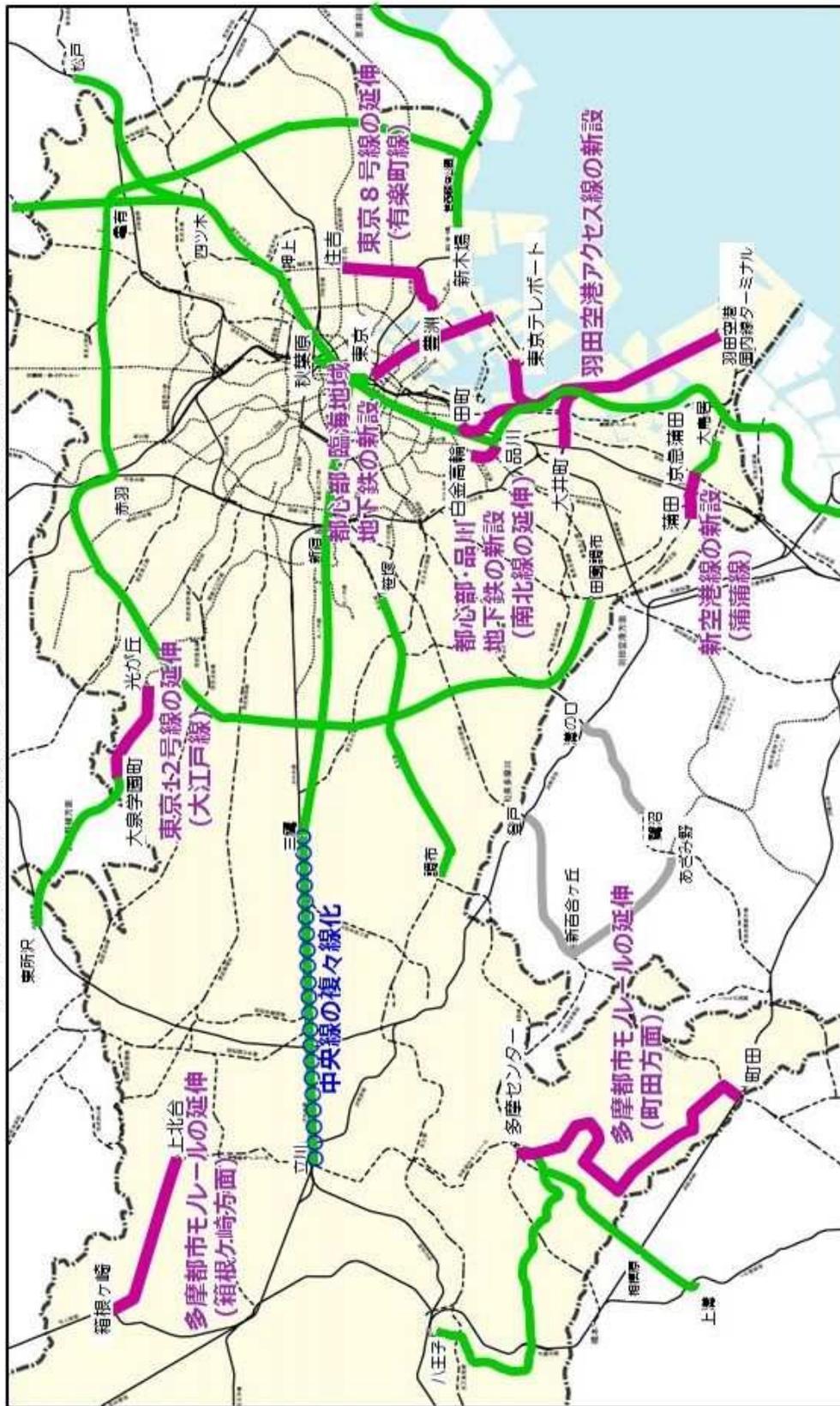
答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

また、鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

さらに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの施策について、施策がより効果的に活用され、社会的理解が促進されるよう、効果検証の結果等も踏まえて引き続き検討を行うこと。

このほか、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

《国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線》



答申において「検討などを進めるべき」とされた路線  
 国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

## 19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 内閣府・国土交通省・環境省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) BRTの導入に関して、連節車両等の購入、インフラ整備及び自動走行技術等の新技術導入に伴うコスト増に対して、各補助制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) BRTの整備を推進するための枠組みとそれに合わせた補助制度の創設を行うこと。

### <現状・課題>

BRTは、連節バスの採用やPTPS（公共車両優先システム）等により、LRT等と比較して遜色のない輸送力を有し、定時性・速達性を確保するとともに、柔軟性を兼ね備えた交通システムである。また、BRTの導入において、燃料電池車両や低公害型連節車両を利用することにより、二酸化炭素排出量の少ない交通システムを構築し、脱炭素社会の実現に寄与するものである。

都が進めている都心と臨海地域とを結ぶBRTは、令和6年春の晴海五丁目西地区（選手村跡地）のまちびらきまでに本格運行を予定しており、運行の定時性確保や速達性向上に加え、環境負荷低減に配慮したBRTを実現するため運行事業者等と調整を進めている。

このため、ターミナルや車両基地の整備に対する支援、連節車両や燃料電池車両の調達のための支援の拡充など、BRT事業を推進するための枠組みを確保する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 連節車両、燃料電池車両への補助の拡充
- (2) BRT事業におけるターミナル、車両基地の整備への補助の創設
- (3) 自動正着制御等の新技術導入費用に関する補助の創設
- (4) 乗降時間短縮に向けた、車両内における車いすの取扱いの弾力的な運用
- (5) 行政手続の簡素化による導入期間の短縮
- (6) 上記も含めて、BRT事業推進のための包括的な制度の創設

## 参 考

### 【BRTに関する既存の補助制度】

#### 《事業者向け》

- ・公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（環境省地球環境局）（国土交通省連携事業）  
主な補助対象：BRT、LRTを中心とした公共交通利用への転換など  
補助率：国 1/2
  
  - ・地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省総合政策局）  
主な補助対象：連節車両、停留施設、バスロケーションシステムなど  
補助率：国 1/3
  
  - ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・旅行環境整備事業（国土交通省）  
主な補助対象：ICカード、バスロケーションシステム、多言語化など  
補助率：国 1/3
  
  - ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（環境省水・大気環境局）  
主な補助対象：燃料電池車両、充電施設など  
補助率：国 1/3（都上限5,000万円）
- \*車庫・営業所・整備場に関する補助なし

#### 《自治体向け》

- ・社会資本整備総合交付金（基幹事業）（国土交通省都市局）  
主な補助対象：ターミナル、停留施設など  
補助率：国 5.5/10、1/3 等
  
- ・国際競争拠点都市整備事業（国土交通省都市局）  
主な補助対象：BRTの整備（停留所、走行空間等）  
補助率：国 1/2

## 20 連続立体交差事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利  
用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

### <現状・課題>

東京都内には、約1,040か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の15パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15パーセントを超えて利用している。

### <具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの6路線7か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近、とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行の西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）などの4路線5か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わ

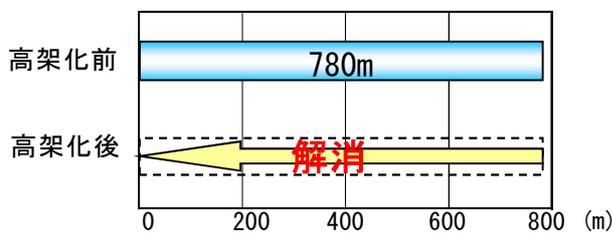
ずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参 考

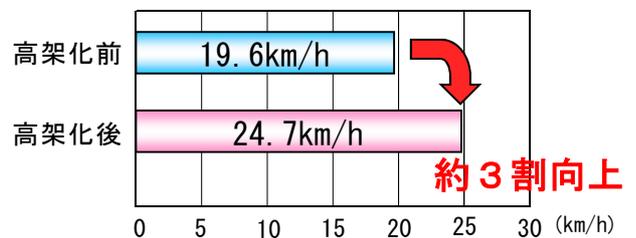


京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の  
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長 ※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

## 2 1 無電柱化事業の推進

### 1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

現在、都道の地中化率は約46パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れており、特に区市町村道のような狭い道路における無電柱化はあまり進展していないため、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化への取組を更に加速させていく必要がある。

このため都は、昭和61年度から8期に渡る無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成29年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、令和3年には7つの戦略を掲げた「無電柱化加速戦略」を策定するなど、無電柱化を計画的に推進している。

また、激甚化する台風等の自然災害への備えが急務となる島しょ地域では、令和4年1月に策定した「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、災害に強い島しょ地域の実現に向け、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、あらゆる支援メニューを強化し、都の財政支援を拡充するとともに、木造住宅密集地域などにおいて、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や、市街地整備事業など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において、無電柱化を促進していく。

また、無電柱化を更に進めるため、企業者向けイベント等の機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について、積極的に事業者に対してのPRを実施するなど、民間の技術開発による関係事業者間の競争を促し多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進していく。

#### <具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフシティ」の実現に向けて、都内全域での無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の引上げを図ること。
- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を促進させるため、更なるコスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発等を推進すること。

- (4) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式など多様な事業手法が活用できるよう、制度設計や電線管理者との調整を行うこと。
- (5) 島しょ地域等において「観光地域振興無電柱化推進事業」について、必要な財源を確保するとともに、対象地域の拡大を図ること。
- (6) 無電柱化事業を一層推進するため、防災・減災、国土強<sup>じん</sup>靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。
- また、5か年加速化対策後も、今後策定される国土強<sup>じん</sup>靱化実施中期計画において、当初予算をはじめ、継続的に財源を確保すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和5年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1, 288 km	833 km	65%
多 摩	1, 040 km	234 km	22%
計 (東京都無電柱化計画)	2, 328 km	1, 067 km	46%
島しょ (東京都島しょ地域 無電柱化整備計画)	166 km	1 km	1%

2 令和5年度 都の予算 (当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費 (国費)
無電柱化整備事業	33, 119	291 (150)

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
無電柱化整備事業 (国費)	2, 313 (1, 159) ※令和3年度補正予算含む	4, 906 (2, 458) ※令和4年度補正予算含む

【整備事例】 足立区加平（環七通り）

（整備前）



（整備後）



## 2 臨港道路の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

### <現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。

こうした状況を踏まえ、無電柱化の取組を加速させるため、令和3年2月に策定した「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定した。臨港道路の緊急輸送道路においては、年間の整備規模を倍増させ、2035年度の完了を目指す。

### <具体的要求内容>

- (1) 臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

## 2 2 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

### 1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。  
2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空について現状で定められている発着枠の有効活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化を図ること。
- (5) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

#### <現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを越えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであることから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都縣市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、5期にわたる住民説明会の実施や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど、総合的な対策に取り組み、令和元年7月には、都や地元の要請を受け、6期目のオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引上げなど、追加対策等を示した。

令和元年8月には、第5回の協議会において、都は丁寧な情報提供や騒音・安

全対策の着実な実施を要望するとともに、関係区市の意見を伝え、国からは、引き続き丁寧な対応をしていく旨の発言があった。

その後、国は新飛行経路による運用を決定し、令和2年3月29日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始した。

運用開始後も航空機騒音の測定結果の公表や、機体チェックの体制強化、羽田新経路の固定化回避に係る技術的な方策の検討等、様々な取組を実施している。

今後とも、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供や騒音・安全対策等を着実に実施するとともに、関係区市の意見等にもしっかりと対応していく必要がある。また、固定化回避に係る検討についても、検討会の開催状況に応じて、丁寧な情報提供が必要である。

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されている。平成28年4月に発着枠を拡大、令和3年7月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られている。しかし、運航実態を見ると、利用者が運航を希望する時間帯にビジネス航空の運航に割り当て可能な発着枠がなく、他の時間帯への変更の調整を行っても、結果として運航が成立しない場合があり、現状で定められている発着枠を十分に活用できていないなど、依然として課題は残されている。東京ひいては我が国の国際競争力を強化するためには、ビジネス航空の更なる受入体制の強化が必要であり、利用者目線に立って運航の調整を進め、現状で定められている発着枠の有効活用を図るとともに、将来の需要増加に備えて、発着枠の更なる拡大や駐機スポットの増設についても進めていく必要がある。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) -① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (1) -② 新飛行経路運用開始後も、情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実を努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。また、飛行高度の引上げを安定的に実現するため、航空保安施設の整備を実施すること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、国で進めている新飛行経路の固定化回避の検討についても、検討会の開催状況に応じて、関係区市等に対して丁寧な情報提供に努めること。

- (1) -③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について

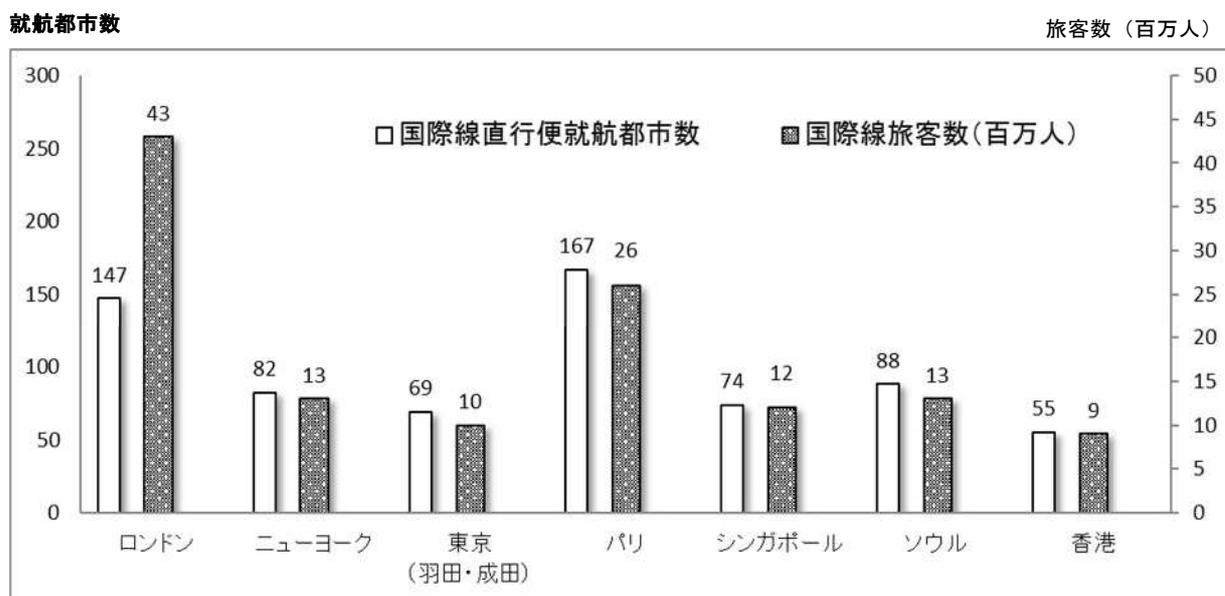
検討を進めること。

なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 24時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空について、利用者のニーズに沿った運航の実現に向け、現状で定められている発着枠の有効活用を進めるとともに、将来の需要増加に備え、駐機スポットの増設を行うなど、一層の受入体制強化を図ること。
- (5) ① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (5) ② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

## 参 考

### (1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2021年、就航都市数：2021年3月時点) 出典：国交省資料から作成

### (2) 再拡張事業

- ・平成19年3月着工、平成22年10月21日供用開始
- ・事業費 総額約7,300億円（うち、都は総額約1,085億円の無利子貸付けを実施）

## 2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

### <現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道357号多摩川トンネルについても平成27年度に事業着手した。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成26年度、都は、国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成27年度から、民間が主体となり、国・都区市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道357号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第198号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、関越道から東名高速間に引き続き整備していくため、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。さらに、空港構内道路においては、より一層の分かりやすい案内誘導で、空港利用者の利便性向上を図ること。

- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

### 3 羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用之际には、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

#### <現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成22年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第1ゾーン及び第2ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成23年には、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成26年には、大田区を含む9区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成28年4月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第1ゾーンでは、土地区画整理事業については、平成28年2月に都市計画決定され、同年10月に施行者である独立行政法人都市再生機構が事業認可を取得し、基盤整備工事を進めている。令和2年7月には、まち開き（先行開業）に合わせて駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。また、大田区が公民連携で進めている「新産業・創造発信拠点」の一翼を担う大規模複合施設の整備・運営については、平成30年5月に公募選定された事業者と事業契約を締結し、平成30年12月に工事着手、令和5年11月に全面開業した。

多摩川堤防は、第1ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、国が平成29年3月に多摩川水系河川整備計画を変更し、令和4年4月には、今後拡大工事を実施する部分を残し、暫定的に堤防の使用を開始した。

第2ゾーンでは、宿泊施設、イベントホール等について、国が平成28年6月

に整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成30年4月に工事着手、令和2年3月に建物がしゅん工、令和5年1月に全面開業した。また、大田区は堤防を活用した「ソラムナード羽田緑地」について、令和3年11月に緑地区域を河口部へ約0.9km拡張する都市計画変更を行い、令和4年1月から事業を進めている。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) -① 「推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うとともに、土地区画整理事業に必要な財源を事業期間に応じて確保すること。
- (1) -② 土地利用の具体化や堤防等の検討に当たっては、「推進計画」に基づき、多摩川沿いには長い水際線を生かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークの形成について具体的な整備計画を検討すること。
- (1) -③ 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーンの多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

## 2 3 米軍基地対策の推進

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・  
農林水産省・国土交通省・防衛省)  
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

### <現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成28年6月以降開かれていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測され、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われた。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

### <具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネス航空の受入れを含めて、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

## 参 考

### ○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意  
12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終とりまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）  
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出  
10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議  
9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請  
11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催  
10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言  
11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定  
12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請  
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請  
7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催  
10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論  
10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立  
10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年 1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

- 令和2年9月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和4年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和5年3月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

## 2 4 小笠原航空路の整備促進

(提案要求先 国土交通省・環境省)  
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

### <現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,600人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。

今後とも、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

また、実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・専門的な助言を得ながら、調査・検討を進める必要がある。さらに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

## 参 考

### 小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

#### ○ 経 緯

- ・平成 3年 1 1月 国の「第6次空港整備五箇年計画」において  
予定事業として採択
- ・平成 6年 3月 平成6年第1回都議会定例会において、「小  
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7年 2月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8年 1 2月 国の「第7次空港整備五箇年計画」において  
継続事業として採択
- ・平成 10年 5月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成 13年 1 1月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決  
定
- ・平成 17年 1 2月 平成17年第4回都議会定例会において、  
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期  
実現に関する決議」
- ・平成 18年 1 1月 振興開発計画に、「航空路について将来の開  
設を目指し検討」と明記
- ・平成 20年 2月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成 20年 1 0月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路P I 評  
価委員会」を設置
- ・平成 21年 6月 小笠原航空路P I 実施計画書を策定
- ・平成 31年 3月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土  
政策局長）が参加

## 2 5 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

### 1 物流機能の強化

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の事業期間内の完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。
- (2) 青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 今後の貨物需要の増大に対応した東京港の機能拡充について支援を行うこと。

#### <現状・課題>

東京港は、大消費地である首都圏の生活関連物資等の流通を支えるとともに、豊富な道路ネットワークにより東北・北関東等も含めた外貿コンテナ貨物を取り扱う商業港として、貨物量が増加し続けている。現在、施設能力を大幅に上回る貨物を取り扱っており、交通混雑などが発生している状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがあり、東京港における抜本的な施設能力の向上が喫緊の課題である。

このため、コンテナ船の大型化にも対応した中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）を事業期間内に完成させるとともに、処理能力の向上に向けた青海コンテナふ頭の再編整備等を進める必要がある。

また、内貿ふ頭では、船舶の大型化とRORO船による貨物輸送量の増大が進んでいることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

さらに、今後の貨物需要の増大にも対応するため、新規ふ頭の整備等による東京港の機能拡充に向けた取組が不可欠である。

#### <具体的要求内容>

##### (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の事業期間内の完成に向けて、岸壁工事等に必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。

## (2) 必要な財源の確保

- ① 青海コンテナふ頭の再編等を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金の財源を確保すること。
- ② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。
- ③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

## (3) 東京港の機能拡充への支援

今後の貨物需要の増大に対応した、新海面処分場におけるコンテナふ頭や中央防波堤内側における内貿ユニットロードふ頭の機能拡充について支援を行うこと。

(4) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

### <現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

### <具体的要求内容>

#### (4) 港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

## 2 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の耐震強化岸壁について、事業期間内の完成に向けて整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は4バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、東京港第8次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁を拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）について、事業期間内の完成に向けて整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

## 26 島しょ港湾等の防災対策の推進

(提案要求先 水産庁・国土交通省)  
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

### <具体的要求内容>

- (1) 被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
- (4) また、島しょ港湾の無電柱化を推進するために電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

## 5. 環境・エネルギー

# 1 電力需給ひっ迫への対応

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)  
(都所管局 産業労働局・総務局・環境局)

- (1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開を行うこと。
- (2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援を行うこと。
- (3) 電力需給ひっ迫等のおそれが生じた際に、情報を確実かつ広範に周知すること。
- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動を周知・徹底すること。
- (5) 小売電気事業者等が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援を行うこと。
- (6) 電気・エネルギー料金の高騰抑制対策を講じること。
- (7) エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること。
- (8) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等を速やかに情報提供すること。
- (9) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

## <現状・課題>

世界のエネルギー情勢は、ロシア・ウクライナ情勢により一変し、国際的なエネルギー価格の高騰を背景にエネルギー安全保障をめぐる情勢は緊迫度を増しており、エネルギー自給率の重要性が高まっている。

一方、気候変動問題への対応の重要性は変わることはなく、欧米各国は、エネルギーの脱炭素化を加速させることで、この気候変動問題とエネルギー危機の二つの課題へ対応しようとしている。

G7をはじめとする欧米各国では、ロシアに対する制裁強化としてエネルギー分野のロシア依存度の低減を進める中、各国の実情に応じて中長期的な視野に立ったエネルギー安定供給確保策を講じている。

我が国においてもエネルギー安全保障という課題が顕在化する中、欧米各国と同様に、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機という二つの危機に対応していくことが必要となっており、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

こうした中、令和4年には、3月に電力需給ひっ迫警報、6月に電力需給ひっ迫注意報が発令され、夏季・冬季ともに予備率の確保が憂慮されたが、国民・事業者の協力により当面の需給バランスは緩和された。令和5年の夏季にも、東京エリアの予備率の確保が憂慮される状況となったが、東京エリア限定の節電要請がなされ、電力需給ひっ迫の危機は回避された。

今冬についても、厳寒による電力需要の高まりや、発電所の不測の計画外停止による供給力の減少などの要因により、電力需給のバランスが崩れる可能性があることから、引き続き予備率確保は喫緊の課題である。

この状況を克服できるか否かは、東京のみならず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り越えていく必要がある。直面する電力危機を乗り越えるため、都は、H T T（電力を減らす、創る、蓄める）の観点から、都民、事業者等に対し、省エネや節電に関する普及啓発や補正予算等による財政支援の更なる強化などの取組を実施している。

また、令和4年2月以降、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー等の価格上昇が東京及び我が国の経済や都民・国民生活に大きな影響を及ぼしている。電力や都市ガス・L Pガスなどのエネルギーは都民生活及び事業活動の基盤であり、都民・国民生活への影響を最小限にとどめるため、喫緊の課題である各種エネルギー料金の高騰抑制が不可欠である。

#### < 具体的要求内容 >

##### (1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開

電力需要が高まる夏季・冬季の需給ひっ迫の回避に向けて、都民、事業者等に節電等の協力を求めるため、その背景となる電力の供給量及び需要量の見通しについて、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

##### (2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援

都民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進め、脱炭素化の着実な推進につなげていけるよう前項の情報公開に併せて、省エネ・節電の必要性について速やかかつ効果的に都民・事業者に周知すること。

さらに、主体ごとの省エネ・節電効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

##### (3) 電力需給ひっ迫等のおそれが生じた際の情報の確実かつ広範な周知

(1) (2) の取組にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥るおそれが生じた場合には、都民、事業者等に対し、一定の時間的余裕をもって、より一層の省エネ・節電等の協力を呼び掛けることが不可欠であることから、電力需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて迅速、確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く都民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

加えて将来に向けては、需給状況の予測精度の更なる向上や、十分な精度を維持した上での予測の早期化など、都民、事業者等が必要な対応を混乱な

く取ることができる環境の実現に取り組むこと。

- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動の周知・徹底  
電力需給ひっ迫が差し迫った際には、政府や地方自治体はもとより、都民、事業者等の需要家が効果的な対策を迅速に取ることができるよう、需給ひっ迫警報及び注意報の発令に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、都民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

- (5) 小売電気事業者等が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援  
国は、令和4年8月から節電プログラム（電気利用効率化促進対策事業）を実施し、小売電気事業者を通じて節電や電気の効率的な利用を促す取組を支援したが、引き続き電力需給ひっ迫に備えた取組を検討すること。さらに、小売電気事業者等による節電要請に基づくデマンドレスポンスだけではなく、需要家主導でデマンドレスポンスが実施できるような制度を構築すること。

また、令和5年4月施行の改正省エネ法で、大規模需要家のデマンドレスポンスの実施報告を義務化した。また、デマンドレスポンスを実施した需要家がインセンティブ等のメリットを享受できる仕組みを構築すること。

- (6) エネルギー料金の高騰抑制対策

低圧、高圧電力の電気料金及び都市ガス料金については、国による価格高騰抑制対策として、電気・ガス価格激変緩和対策事業が実施されてきたが、令和6年度においても、燃料価格の推移を踏まえ、必要に応じ、事業実施期間の延長など、社会情勢に応じた柔軟な対応に努めること。

一方、特別高圧電力の電気料金及びLPガス料金については、第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、各自治体が「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して支援することとされたが、各自治体単位での支援は、各行政区域内の特別高圧・LPガスの契約件数や使用形態が全く異なる状況にあることに加え、各自治体単位でこれらの情報を得ることが困難である。また、給付金額や給付方法が自治体により大幅に異なることが想定され、公平性の観点から問題がある。

さらに、特別高圧電力への支援策においては、小売電気事業者が供給地域全体で統一の対応を採らねばならない性質上、都道府県単位で小売電気事業者を通じた支援を行うことができない状況にある。

また、LPガスへの支援策についても、LPガスの消費者を把握している販売事業者の中には、自治体の区域を越えて販売を行う事業者もあり、各自治体で異なる支援策の対応において大きな負担がかかるなどの課題がある。

そのため、特別高圧電力の電気料金及びLPガス料金の価格高騰対策は、低圧、高圧電力の電気料金及び都市ガス料金と同様に、国の責任において負担軽減策を講ずること。

- (7) エネルギーの安定的供給の実現に向けた対策

将来に渡るエネルギーの安定供給を実現するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造へと転換していく必要があるため、電力需給ひっ迫注意報の発令要件となる広域予備率が5%を下回ることがないよ

う、安定した供給力の確保、強固な電力ネットワークやシステムの整備をはじめとした必要な方策を早急に講ずるとともに、脱炭素化への対応にも併せて取り組むこと。

また、国は第6次エネルギー基本計画において、2030年度時点で火力発電の比率を現行の76%程度から41%程度まで減少させることとし、再生可能エネルギーなどによる非化石発電の比率は、従来の44%を59%に上げることが明記しており、この実現に向けて着実に取組を進めること。また、2030年に向けては、脱炭素化への過渡期であることから、新たなエネルギーミックスの実現による安定供給の確保を前提に、電力需給ひっ迫を引き起こさないための円滑なエネルギートランジションを併せて進めるための取組に努めること。

(8) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

(9) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

電力危機は我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、都のH T Tの取組を全国に広げることは、国民が一丸となって危機を乗り越えるとともに、「脱炭素社会」の実現につながるものであることから、都が推進している取組に対して、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

## 2 気候変動対策の推進

### 1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)  
(都所管局 環境局・スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

- (1) IPCC『1.5℃レポート』の内容を踏まえ、「2030年までの取組」が極めて重要との認識の下、深刻化する気候危機の回避に向け、地球温暖化対策計画等で掲げた取組を加速すること。また、IPCCの第6次評価報告書を踏まえ、2035年やその後のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。施策構築に当たっては、CO<sub>2</sub>排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭部門での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。さらに、脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産が、ファイナンス上でも評価されるよう、投資判断する際に効果的な開示情報の在り方等についての検討を深めること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

#### <現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」

に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するために不可欠なものである。

国は、令和3年10月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050カーボンニュートラル」の実現に向けた2030年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス50%削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む。）における2030年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、「2050年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することが求められている。このため、IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりに向けて、削減に向けた行動を加速することが必要である。

また、2023年3月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、この10年間に行う取組が数千年先まで影響を持つとされ、2030年のほか、2035年、2040年、2050年までの世界全体の必要削減量が示された。国もパリ協定に基づき2035年までの削減目標を策定し、2025年までにNDC（国が決定する貢献）を国連に提出することが求められている。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030年における電力の再生可能エネルギーの割合については38%以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する2030年時点での電気のCO<sub>2</sub>排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

この中であって、令和3年2月以降、環境省では「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省では「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた検討が進められてきた。これらを踏まえ、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が閣議決定さ

れ、令和5年度からは、国は、GXリーグ参画企業による自主的な排出量取引（以下、「GX-E-T-S」という。）を試行的に開始した。

都では、平成22（2010）年度に「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を開始し、令和3（2021）年度には、基準排出量\*から33%の削減を実現した。本制度の開始後も、都内総生産が増加する一方、都内最終エネルギー消費は減少し、経済成長と省エネルギーの両立を実現している。

国のGX-E-T-Sでは、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けては、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの早期導入が不可欠である。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

※基準排出量:制度対象事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

#### <具体的要求内容>

##### (1)

ア IPCC『1.5℃レポート』の内容を踏まえた2030年までの取組を加速すること

IPCC特別報告書「1.5℃の地球温暖化」（2018年10月）の内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向けた取組を加速すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、再生可能エネルギー由来のグリーン水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

自らの強い意思表示と具体的施策を礎に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現にも寄与する、一層野心的な計画策定を目指すものとし、国際社会が進める脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていくこと。

イ 2050年カーボンニュートラルまでの道筋を示すこと

IPCC第6次評価報告書の科学的評価を踏まえ、国が2035年やその後のカーボンニュートラルまでの削減目標や主な具体的取組の水準など、我が国のカーボンニュートラルまでの道筋を早期に示すこと

ウ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措置を含む総合的な施策の早期構築

既存火力発電については、更なる高効率化と脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたCO<sub>2</sub>排出量の削減義務化や

電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制措置の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

エ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

今後のGX-E-T-Sの本格実施に当たっては、総量削減義務を伴うものとし、以下の点を実現して、実効性の高い制度とすること。

- ① 自主目標による削減や原単位規制ではなく、削減義務率などを設定した総量削減義務を導入すること。
- ② 更なる高効率化と脱炭素化を図るため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体を実施する制度の二制度を創設し、国と地方が共に積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施している報告書制度など先行する地方自治体の制度との整合を図ること。
- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するよう、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

オ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促すとともに、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用の在り方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO<sub>2</sub>排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO<sub>2</sub>排出量を表示するなど、CO<sub>2</sub>の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的かつ持続的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を継続的に講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ⑤ 市民生活の基礎となる住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

カ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境

の形成に向けた新たな基準を設定すること。

なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（300～750ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。

- ② 室内空気中のCO<sub>2</sub>濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

#### キ 脱炭素社会の実現に向けた普及啓発活動の強化

脱炭素社会の実現には、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を推進するにあたり、深刻化する気候危機の状況を適時に分かりやすく情報発信するとともに、サステナブルな消費行動の促進に向けた商品・サービスのカーボンフットプリント情報の見える化など、行動変容につながる具体的な情報を整備し、普及啓発活動を強化すること。また、個別の支援策や施策が必要な主体に確実に届くよう情報発信を強化すること。

#### ク 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

#### ケ 脱炭素に関する効果的な開示情報の在り方検討

脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

#### (2) 「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がその地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

## 2 建築物の脱炭素化の促進

(提案要求先 国税庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・  
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)  
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 建築におけるライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量把握評価の手法を整備すること
- (7) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (9) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (10) 既設蛍光灯器具へ直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

## <現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

都は、脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和4年12月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「都条例」という。）を改正し、住宅等の一定の中小新築建築物を対象とする制度を創設するとともに、大規模な新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化・拡充を図り、新築時の省エネルギー性能基準の強化や、再生可能エネルギー利用設備及び電気自動車充電設備の設置の義務付け等を行った。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）により、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された。その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられることとなった（公布日から3年内に施行）。しかしながら、改正法においても非住宅の外皮性能については、基準適合が義務付けられていない（新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受けるため、都条例においては、外皮性能についても建築主に対し、適合を義務付け）。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示について、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても、改正法において表示すべき事項についての告示や、告示に従わない場合の勧告について示されているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽等といった建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合

理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されているが、実現に向けた施策のロードマップは示されていない。

さらに、集合住宅においては、太陽光発電設備により発電した電気を建物共用部で使用しているが、パネルの大容量化により余剰電力が多く発生している。現在、管理組合による余剰電力売電についても収益事業として扱われ法人税が課税されており、太陽光発電の設置に大きな障害となっている。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、使用時の省エネルギー・創エネルギーだけでなく、製造・建設段階、使用段階、廃棄・リサイクル段階といった建築物のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出（＝エンボディドカーボン）の削減に向けた取組が必要である。

LED照明等の高効率照明については、国は、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をLED電球に置き換えると、約85%の消費電力削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成29年4月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大

規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、建築物省エネ法では、地方自治体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性から、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるとしている。地方自治体が独自に基準強化を行った場合にも、当該所管行政庁や建築主等が国の算定プログラムを活用して基準適合を把握することができるよう、算定プログラムを構築すること。

また、建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

なお、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される省エネ性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データのデータベース化とその共有化を可能とする基盤システムを構築すること。

### (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により2025年度までに適合義務化され、また、令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいては、2030年度以降に新築される住宅については、ZEH水準の省エネ性能に適合することを目指すことと示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

住宅は一部の供給事業者が多数を供給しており、エネルギー消費性能の向上に大きな役割を担っていることから、トップランナー制度対象事業者に建築物省エネ法におけるトップランナー基準への適合を義務化するとともに、

その適合状況を公表する仕組みに見直すこと。加えて、トップランナー制度対象事業者が、供給する住宅のエネルギー消費性能について円滑に集計・把握することのできる環境整備を早急に整備すること。

木造住宅等の省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備し早期に実現すること。

さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術や構造安全性に関する知識向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

- (4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、太陽光発電設備を設置することの効果や、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつわかりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手續を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。加えて、太陽光発電設備の設置や廃棄時の取外しの施工能力を有する技術者を育成・確保することや、建築工事を担う事業者と太陽光発電設備設置工事を担う事業者の双方にとって工程管理が円滑となるよう、標準的な工程表を示し周知する等、効率的な施工に向けた支援に取り組むこと。

これらに取り組みながら、地方自治体が先行して取り組んでいる太陽光発電設備の設置義務化等の施策を踏まえ、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す国においても、その実現に向けた具体的なロードマップを早期に示すとともに、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

また、集合住宅における管理組合の太陽光発電設備による余剰電力の売却については収益事業から除外すること。または少なくとも売電収入が、一定額以下の場合には、売電収入に係る法人税の課税対象とならないようにすること。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

また、高い環境性能を持つ住宅等の普及には、住まい手等が自ら住まう建

物の性能について、正しく理解し、購入等の判断を行うことが必要であるため、断熱・省エネ、再エネとともにZEV（ゼロエミッションビークル）充電設備の整備状況など、地方自治体の脱炭素社会実現に向けた取組を追加的に情報提供できることをガイドラインに定めること。

(6) 建築におけるライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量把握評価の手法を整備すること。

エンボディドカーボンの削減にはライフサイクル全体を通じたCO<sub>2</sub>排出量を見える化し、建材サプライチェーンを含めた建設時における排出量削減ポテンシャルがどこにあるかを把握することが重要である。建材製造・建設段階から廃棄・リサイクルまでの各段階における評価の仕組みを構築すること。また、建材サプライチェーン全体における排出削減が進むように建材メーカーの削減の取組が反映された環境認証ラベルであるEPD (Environmental Product Declaration) の普及を促進すること。さらに、算定にあたっては、国としてEPDも含めた統一的な評価手法を整備すること。

(7) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO<sub>2</sub>排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用を努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

#### オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

#### (8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

#### (9) LED等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成30年7月）及び地球温暖化対策計画（平成28年5月）で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

#### (10) 直管型LEDランプの安全性の確保

直管型LEDランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型LEDランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型LEDランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

### 3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、法改正が行われた住宅の省エネ性能表示制度の施行に向けて、既存住宅についても、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能等が、適切に表示される仕組みを構築し、実効性の高い制度とすること。
- (2) 既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修推進に当たって、建築物の重量化に伴う耐震性の確保を含む関係法令の取扱いについてとりまとめの上、必要な周知を行うこと。

#### <現状・課題>

省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備に資する住宅の省エネ性能表示については、令和4年6月に建築物省エネ法が改正により、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対する、省エネ性能表示の努力義務に関し、表示事項・表示方法等を国土交通大臣が告示することとなった。その後、国の検討会で、その具体についての検討が行われ、今年9月には、告示及びガイドラインが公表されたところである。

また、2050年ストック平均ZEHの実現に向けて今後、既存ストックにおいてもより高い性能への誘導が必要である。このため、都においては窓やドアの改修補助や国の住宅・建築物省エネ改修推進事業を活用した補助制度等において、国においても住宅省エネ2023キャンペーン等において、省エネ改修への支援等を行っている。

ガイドラインにおいては、既存の図書等から省エネ性能の把握を行うことが困難な場合について、告示に定める表示の代替となる措置を、現在、国が検討をしていると記載されている。

この代替措置については、高断熱窓や高効率給湯器の設置状況などを表示し、文言でも性能の高さが容易に把握できるようにすることや、断熱診断等の定量的な評価などを表示し、消費者に分かりやすくすることが重要である。また、この代替措置についても、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理事業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うことが望ましい。

一方、より高い省エネ性能とすることで建築物が重量化する場合、構造耐力上、必要な壁量等が不足するおそれがあることから、国においては令和4年10月に「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な

壁量等の基準（案）の概要」を公表したところである。都においても東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにおいて、住宅関係団体に対して省エネ改修への支援などの活用を呼び掛けると共に、重量化に伴う耐震性の確保についても注意喚起を実施している。

については、上記補助事業等を活用した既存住宅の大規模な省エネ改修や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置とあわせ、耐震性等も着実に確保していくため、技術的な基準などについてとりまとめのうえ、必要な周知を行うことが求められる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、既存住宅についても、新築や改修の際の省エネ性能等が適切に表示される仕組みを構築すること。省エネ性能を評価していない既存住宅の性能評価の代替措置については、文言でも性能の高さが容易に把握できるようにすることや、断熱診断等の定量的な評価などを表示し、消費者が分かりやすくすること。また、この代替措置についても、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介事業者・管理業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体に広く周知を行うこと。
- (2) 省エネ性能が高い良質な住宅ストックの形成のため、既存住宅の太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置や大規模な省エネ改修とあわせ、耐震性等を着実に確保するよう、技術的な基準などについてとりまとめのうえ、必要な周知を行うこと。

## 4 東京港における脱炭素化の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)  
(都所管局 港湾局)

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電源供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) FC型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うこと。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

### <現状・課題>

現在、東京港に入港する船舶の多くは、停泊中の電力を船舶に搭載するディーゼル発電機等から確保しており、2020年時点において、停泊中の船舶から排出される二酸化炭素は、年間で約76,000トンと推計されている。

船舶の排出源対策として、陸上電力供給設備を導入し、系統電源や自立分散型発電設備等からカーボンニュートラルな電力を船舶へ供給することが排出量削減に有効であるが、その整備コストはもとより、電気料金等のランニングコストが大きな負担となることが普及推進を妨げる要因となっている。

また、ふ頭内で荷役に使用されている荷役機械の多くは軽油を燃料としており、ふ頭における大きな排出源となっている。近年、タイヤ式門型クレーンについてはFC換装型の荷役機械が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが課題となっている。

一方、多くの普通倉庫、冷凍冷蔵倉庫、工場等が立地する、いわゆるふ頭背後地から排出される二酸化炭素は、東京港全体の過半を占めることから、関係事業者の脱炭素化に向けた取組を促進する必要がある。

建物内で省エネ型の設備や機器（フォークリフト、搬送車等）を導入することが、脱炭素化に有効な取組であるが、こうした取組は高額な初期投資が必要である。更なる普及を促すためには、事業者の実態に即した取組の具体例などを示すとともに、財政支援の拡充を行うことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 停泊中の船舶に対してカーボンニュートラルな電力を供給するための陸上電源供給設備について、導入及び運用に係る費用等に対する支援とともに、新たな電気料金制度の創設を行うこと。
- (2) F C型を含む次世代型荷役機械について、水素供給設備を含む導入費用等に対する十分な支援を行うこと。
- (3) ふ頭の背後地に立地する事業者の脱炭素化に向けた取組を促すため、指針やガイドラインを示すとともに、必要な財政支援を拡充すること。

## 5 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)  
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) コージェネレーションシステム（CGS）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

### <現状・課題>

「2050年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の省エネルギーかつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なる省エネルギーの推進と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するデマンドレスポンス、調整力や供給力の提供が可能な蓄電池等のエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

#### (1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（CGS）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の省エネルギー化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

#### (2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。また、再生可能エネルギー普及に必要な調整力や供給力としての役割も期待されている。

国は、蓄電システムの導入促進及び蓄電システムも活用した調整力や供給

力の創出推進に向けて、設置費用に対する補助額等を拡充するとともに、継続的に実施できる規模の予算措置を行うこと。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、ICT等も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

### 3 自動車等のゼロエミッション化の推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)  
(都所管局 産業労働局・環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための必要な措置や、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーに係るステーション設置支援や共通化による相互利用促進など、充電インフラ環境の整備を進めること。
- (5) 使用済の電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。
- (6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

## <現状・課題>

自動車交通に起因するCO<sub>2</sub>排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2021年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で48.8%（軽自動車を含めて45.9%）、うち走行中にCO<sub>2</sub>を排出しないZEVについては登録車で4.7%（軽自動車を含めて4.0%）と、普及の加速期に入ってきているものの、政策目標には届いていない。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2021年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は115台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助に加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与及び利用にあたっての不安解消のための取組など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、より非ガソリン車に関する技術開発が進んでおらず、市場導入が図られた車両についても、価格差が大きい状況にある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技術開発や環境整備が求められる。

- (3) 2022年10月に東京都が実施した「自動車利用と環境に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が40%で最多であり、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払

拭することが重要である。

- ① インフラ不足の不安解消に向けては、基礎充電と経路充電及び目的地充電といった公共用充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めることが重要であるが、自宅への充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。
  - ② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。
  - ③ また、超急速充電器の最大出力の上限は、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」によって制約を受けていて、一定出力以上の充電器の製造・開発が進みにくい状況となっていることから、超急速充電器の導入の足かせになっている。
  - ④ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。
  - ⑤ 令和5年5月に国交省より電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドラインが公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなされていない。公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、電気自動車ユーザーの利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めることも有効である。さらに、高速道路における充電設備の積極的な整備が課題である。
  - ⑥ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。
  - ⑦ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。
- (4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。
- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々である事もあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行う事が一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行う事が一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 乗用車について、走行中にCO<sub>2</sub>を排出しないZEVが都内に本格的に普及するには、一定程度の期間が必要な状況である。

また、商用車については、ZEV化に向けた技術開発が進んでおらず、加えて車両の使用年数が長期にわたることから、本格的に普及するには相当程度の期間が想定される。

都は2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO<sub>2</sub>排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からのCO<sub>2</sub>排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の使用、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 非ガソリン車、特にZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じるとともに、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与、料金減免によるインセンティブ付与及び高速道路の路外に整備された充電器を利用する際の料金制度の配慮など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEVを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力で押し進めること。

特に、開発途上にある大型のゼロエミッショントラックや、ごみ収集車をはじめとする各種作業用車両の早期市場導入が果たせるよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、購入時の補助の申請受付期間や予算規模を十分確保するとともに、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

- (3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給

インフラの整備を図ること。

- ① 充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。
  - ② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講じ、維持管理に係る負担を軽減すること。
  - ③ 急速充電器のCHAdeMO方式の最新規格では、直流1500Vを採用しているものの、電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」により、最大電圧が直流450Vに規定されており、高コストな対策をとらなければ、通常出力90kW超の充電器の製品化は難しく、超急速充電器の導入が進まないことから、該当制度の規定を緩和すること。
  - ④ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働きかけ、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。
  - ⑤ 公共用充電設備の整備促進に向け、大都市の電気自動車ユーザーにとって必要性の高い時間制限駐車区間などの道路に設置を進めるため、具体的な設置方法、設置基準等を明確にすること。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。
  - ⑥ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。
  - ⑦ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支援を継続するとともに、支援対象の拡大などを図ること。
- (4) 電動バイクの普及に向け、車両補助額の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用した新たなビジネスが令和4年10月にスタートしたことも踏まえ、バッテリー無しで販売される車両や交換式バッテリーステーション設備への補助を新たに開始するとともに、メーカーとも連携しながら、バッテリーの共通化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済の電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO<sub>2</sub>排出量削減に向け、国は、グリーン水素から製造するe-fuelやバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO<sub>2</sub>排出量の削減に

取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

## 4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)  
(都所管局 環境局・総務局・産業労働局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため、エネルギー基本計画において2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、取組を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。
- (9) 再生可能エネルギーの持続可能なサプライチェーンの構築においては、人権尊重等に配慮した企業の取組が継続されるよう引き続きその推進を図ること。

## <現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。令和5年3月にはIPCCの第6次評価報告書が公表され、各国はこれを踏まえてパリ協定に基づき、2035年の削減目標を2025年までに国連に提出することが求められた。令和5年5月のG7広島サミットでは、再生可能エネルギーについて、G7全体で2030年までに洋上風力150GWの増加、太陽光1TWへの増加を含め、導入拡大やコスト低減に貢献することが合意された。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO<sub>2</sub>排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。令和4年には再エネ特措法が改正され、FIT制度に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）の創設など、見直しが行われている。

また、大量導入やコスト低減が可能であって、その経済波及効果の大きさから再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電設備の導入拡大に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第八十九号。以下「再エネ海域利用法」という。）」が令和元年4月に施行し、全国各地で促進区域の指定が進んでいる。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光発電設備は、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を契機として急速に設置が進展しており、これらの廃棄が2030年代半ば以降から本格化することが見込まれている。設備の中の太陽光パネルには、鉛などの有害物質が含まれていることから、環境汚染防止の観点から、適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点からも住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートを確立する等、持続的に資源循環を図る必要がある。

さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く

環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すとしていることから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装に向けた支援強化などを始め、特に「今後5年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、デジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素や系統用蓄電池等の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

また、IPCCの最新の科学的知見による第6次評価報告書を踏まえ、世界各国による更なる取組強化と2035年削減目標の設定が必要なことから、更なる再生可能エネルギーの導入拡大を目指す次期エネルギー基本計画の策定に早期に着手すること。

- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電

計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、再生可能エネルギー導入の阻害要因となる系統制約が依然として発生している。このため、これらを解消するため、以下の内容について更に取組・検討を深め、2030年の再生可能エネルギー利用割合38%以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

#### ① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

現在、「ノンファーム型接続」を導入するなど日本版コネクト&マネージの検討・実施や再生可能エネルギーが優先的に送電線を利用できるよう系統接続ルールの抜本的な見直しにより既存系統の活用が進められている。発電された再生可能エネルギーを最大限活用するため、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するなど、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組の更なる強化を図ること。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

電気事業法の改正により、大型蓄電池から放電を行う事業が発電事業に位置付けられ、蓄電所の定義も新たに加わった。系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものである。系統用蓄電池の導入拡大に向けて支援策を継続するとともに、導入がさらに円滑に促進するよう、蓄電池設置事業者の工事費負担金の軽減、充電制御方法や系統接続ルールの整備、系統用蓄電池の適地の情報公開等を行うこと。

#### ② 出力抑制の最小化

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無補償の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、全国各地で既に出力抑制が実施され、さらに、東京電力管内においても出力抑制の可能性が示されている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図るとともに、デジタル技術を活用した出力制御の高度化を最大限かつ着実に推進し、出力抑制を最小化すること。

#### ③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、将来的な系統の絵姿を示した「広域連系

系統のマスタープラン」を踏まえ、全国規模での系統増強をかつ効率的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点<sup>を</sup>踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、制度等の構築、その着実な運営に加え、時宜に即した見直しや将来を見据えた対応と強化を間断なく実施していく必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① F I T制度及びF I P制度の着実な運用と適切な見直し

2020年6月に成立した「エネルギー供給強<sup>じん</sup>靱化法<sup>※</sup>」において、一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、F I P (Feed in Premium) 制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直し<sup>を</sup>行うこと。

※強<sup>じん</sup>靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、F I T制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV 2 Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

② F I T制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知の徹底を図ること。

③ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法<sup>※</sup>における中間評価の基準の設定に当たっては、新電力と旧一般電気事業者の公平な競争環境の確保に留意しつつ、再生可能エネルギーの利用が促進されるよう適切に設定すること。また、中間評価の基準の達成状況について、小売電気事業者ごとの結果の公表を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢

が確保されるよう、FIT電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

#### ④ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

#### ⑤ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

#### ⑥ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源の属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

#### ⑦ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適切な措置を講じること。

### (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO<sub>2</sub>を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素蓄電の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

### (5) 洋上風力発電を主とした海洋エネルギーの開発・利用を早期化するために必要な措置

洋上風力発電設備はサプライチェーン全体で多くの関連部品があり、国内には潜在力のあるサプライヤーが存在することから、今後の市場獲得に向けた次世代技術の開発を戦略的に進めていくこと。また、洋上風力の案件形成

が迅速かつ円滑に進むよう、地域との合意形成を国が主体的に進めるなど必要な措置を講じること。

また、波力発電など新たな海洋エネルギーの開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

加えて、海洋エネルギーによる電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築  
再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みや供給するサービスの安定性等について、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成、料金変動の仕組みや可能性について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われることで環境に配慮した電力選択が促されるよう、必要な措置を講じること。

- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、事業用の太陽光発電設備について、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の積立を開始するが、都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、事業用のものと比べて非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、住宅用モジュールのリユース・リサイクルが着実に進められるよう、その費用の積立、効率的な回収や一時保管、中間処理後のガラスの有効活用等、高度循環利用に向けた新たな仕組みを構築すること。

- (9) 安定的かつ人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組の更なる促進

国においては、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を設置するという目標を掲げている。他方、都においても令和4年12月に環境確保条例を改正し、新築住宅等に対する再生可能エネルギーの設置義務化等を2025年から開始する。

これらの取組を着実に推進していくためには、再生可能エネルギーに係る持続可能なサプライチェーンの構築が肝となる。

国際エネルギー機関は、クリーンエネルギーの普及に必要な原材料や製品のサプライチェーン上のリスクのひとつとして、サプライチェーンが特定の地域や企業に過度に集中していることを挙げており、各国政府に対し、国内産業の競争優位性を育む産業戦略を立てることなど、生産拠点の分散化等を提言している。こうした提言も踏まえ、国においては原料調達チャネルを確

立するなど生産地の多様化を進め、安定的なサプライチェーンの構築に向けた取組を推進すること。

また、信頼性の高いサプライチェーンの構築に向けて、人権尊重などグローバルなサプライチェーン上の課題を常に認識し、国際スタンダードを踏まえた企業の適正な取組を継続的に促していく必要がある。欧州をはじめとする諸外国においては、法制化によって一定の条件を満たす企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを義務付ける国が増加している。こうした動きも踏まえ、日本においては、国が令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業による人権尊重の取組を促進しているが、令和5年4月に公表された実務参照資料のカバー範囲以外の取組についても、速やかに手引書を作成すること。また、サプライチェーン上の人権リスク防止・軽減に向けて、法制化も視野に、引き続き企業に対する人権デュー・ディリジェンスの取組を一層浸透させること。

## 5 水素社会の実現に向けた取組の加速

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省  
・環境省)  
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局・港湾局・交通局)

- (1) 改定後の「水素基本戦略」を踏まえ、水素社会の実現に資する具体的な施策が早期に実施されるようロードマップを作り、国として最大限の役割を果たすこと。加えて「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組や技術開発支援を進めるなど、水素の社会実装化に向けた取組を加速すること。
- (2) 水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池車両及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。  
また、税制の優遇措置による実装化に向けた支援策を強化すること。加えて、技術開発の動向等に即した安全性評価の仕組みの整備を支援すること。
- (3) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。
- (4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

- (5) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

燃料電池バスや燃料電池トラックの導入については十分な予算規模を確保するとともに、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。特に、燃料電池バスは短期間で集中的に導入拡大ができる予算規模を確保すること。

燃料電池トラックや燃料電池ごみ収集車等、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

- (6) 今後、運輸部門では、商用車などの大型車両が水素需要の中心となることが想定されることから、需要に応じた供給体制を確実に構築していく必要がある。

このため、特に大型車両に対応可能な水素ステーションの整備の進め方等について、都や自治体、業界団体等と議論する場をつくり、連携して取り組むこと。水素ステーションに対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備、運営の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。供給能力増強に伴う工事費及び休業損失、経年による機器交換費等、水素ステーションを継続的に運営するために必要な支援を行うこと。

## ア 整備に関すること

燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラック等の商用車両の実装化を見据え、供給能力増強に伴う工事費補助の拡充等、十分な財政支援を行うこと。

事業所専用や充填圧力35MPaのもの、自動車以外に充填するものなど、水素ステーションの支援対象を拡大すること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

## イ 運営に関すること

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、供給能力増強に伴う休業損失、経年による機器交換費等への支援の実施や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。水素ステーションの経営自立化の促進に当たっては、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜にかなった対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(7) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や障壁の高さの基準見直し、保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

高圧設備の使用時間に応じた補修に係るコスト低減に向け、関連業界等への働きかけを実施するとともに、機器の耐久性向

上に資する技術開発を支援すること。また、補修の時期や費用を評価する仕組みと評価人材の育成を検討すること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法及び高圧ガス保安法における技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの容器再検査について、走行等による充填圧力の低下により、容器再検査に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、検査基準を緩和するなど、方法を見直すこと。

(8) 海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も活かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。

(9) 将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

(10) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、水素利用に関する規制緩和、運用コストへの支援及び製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。また、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するとともに、CO<sub>2</sub>フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

- (11) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設整備・運営に対する補助制度を拡充すること。
- (12) 東京港における水素を燃料とする荷役機械や車両等について、導入費用等に対する十分な財政支援を行うこと。また、特に F C 型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、ガイドラインや運用マニュアルを提示すること。
- (13) 水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

#### <現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーの安定供給がいとたやすく脅かされている中、資源の少ない我が国におけるエネルギーの課題を改めて認識した上で、エネルギーの産業の構造を変えるような取組を今から実行し、「脱炭素社会」を実現することが求められている。

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO<sub>2</sub>フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国では、令和5年2月に「GXに向けた基本方針」を決定し、令和5年6月には、「水素基本戦略」が改定され、加えて、「水素産業戦略」も示された。また、令和5年3月には「水素保安戦略（中間とりまとめ）」も公表された。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

## < 具体的な要求内容 >

(1) 改定後の「水素基本戦略」を踏まえ、早期の水素エネルギーの実装化や水素社会を実現するための規制緩和や支援策等、強力に推進するための施策について、具体的なロードマップを作り、国が率先して実施すること。また、日本の水素技術を世界に展開するための後押しとなる産業戦略を迅速かつ着実に実施すること。「水素保安戦略（中間とりまとめ）」による安全の確保を前提とした水素利用に関する規制の合理化・適正化、水素利用を促す環境整備などについても、実現への筋道を明確化した上で具体的な対応内容を公表すること。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化に向けた取組を加速すること。今後10年間に官民による150兆円超のGX関連投資を引き出すべく、国による20兆円規模の先行投資を行う方針が示されたことも踏まえ、これらの基金や投資を、東京など水素の利活用ポテンシャルの高いエリアで重点的に活用する方向を示すこと。様々な機能を集積する東京のような大都市が水素の利活用を進めるモデルケースとなるよう、国として適切にサポートすること。

加えて、水素の活用による熱の脱炭素化の検討を進めるとともに、燃料電池の多用途活用、水素の燃焼での利用、産業分野での利用、水素等を活用した発電など、様々な分野で水素利用につながる技術開発を促進すること。水電解装置や燃料電池等の開発については、東京の中小企業の優れた技術を活用する方向性を示すこと。

(2) 水電解装置等のグリーン水素製造設備、定置用燃料電池、水素燃料ボイラー、燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフト及び水素ステーション等の導入について、メーカー、機器や車両の導入事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

また、水素エネルギーの実装化のため、水素製造設備や付帯設備の投資を促進する税制を実施するとともに、広く優遇措置を行うこと。

加えて、水素を利用する新製品の開発や導入の促進に向けて、技術開発の動向等に即した製品の安全性等を評価する仕組みの整備を支援すること。

(3) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。また、家庭用燃料電池におけるドレン排水に対する取扱いを業務・産業用燃料電池等にも適用するなど、機器を設置しやすい環境についても整備すること。

(4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシー・ハイヤーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

- (5) 水素需要拡大にも資する燃料電池バス、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池ごみ収集車などの業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。特に、燃料電池バスが短期間で集中的に導入拡大されるよう、十分な予算規模を確保するとともに、新たな財政支援制度を創出すること。あわせて、平成30年度までに導入した実績のある団体についても、実績のない団体と同様の補助率（2分の1）にすること。燃料電池トラックについても、現行の財政支援について十分な予算規模を確保すること。

加えて、燃料電池バスや燃料電池トラックに対しては、負担増となる燃料費に対しても財政支援を行うこと。

観光バス、小型・大型トラックやごみ収集車をはじめとする各種作業用車両、水素運搬時の脱炭素化に資する水素運搬トレーラー等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。

鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

- (6) 今後、運輸部門では、商用車などの大型車両が水素需要の中心となることが想定されることから、需要に応じた供給体制を確実に構築していく必要がある。

このため、特に大型車両に対応可能な水素ステーションの整備の進め方等について、都や自治体、業界団体等と議論する場をつくり、連携して取り組むこと。

水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続・拡充すること。

#### ア 整備に関すること

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設、また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用車両の実装化を見据え、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費にも拡大し、十分な補助を実施すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力3.5 MPaの水素ステーション、事業所専用の水素ステーションについても支援対象とし、補助制度の拡充を図ること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEVレンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供

し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

#### イ 運営に関すること

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10年間程度を明示した継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、継続的に実施すること。加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の3年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、令和5年度から低減された中規模水素ステーションについて、軽減割合を3分の1以上に引き上げること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に10カ月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

整備済み水素ステーションの過半を占める中規模区分の運営経費の補助金額の上限が、令和5年度より100万円減額されているが、補助金額については、水素モビリティの普及状況、規制緩和、技術革新等の実態を見定め、時宜に合った対応とすること。とりわけ、中小企業には十分な配慮をすること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (7) 「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタ

ンド並みの更なる緩和（現状の5 mから4 m）を進めること。また、障壁の高さに関してガイドラインが示されたが、一般的に適用可能な例示基準等についても見直すことで緩和の実効性を図ること。

水素ステーションの保安検査方法について事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

現状では保安検査に2週間程度を要し、その間の営業ができない上、約1,500～3,000万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、検査方法を簡素化する等さらなる緩和を進めること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日常点検が行われている緊急離脱カップラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。あわせて圧縮機のオーバーホールなど高圧設備の使用時間に応じた補修にかかるコスト低減に向け、関連業界への働きかけを実施するとともに、機器の耐久性向上に資する技術開発の支援を行うこと。また、補修の時期や費用を第三者が評価する仕組みとともに、評価が行える人材の育成を検討すること。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。また、上部に建築物を有する水素ステーションの整備が可能となるように、高圧ガス保安法において、技術上の基準を示すこと。

燃料電池バスの水素タンクは、一定の年数ごとに容器再検査が必要であり、検査項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから検査場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の低下により、検査に必要な圧力を確保できず検査が実施できない場合がある。このため、検査における充填圧力基準を緩和するなど、容器再検査の方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電は、高圧ガス保安法に基づく特定消費規定の対象とされており、大臣特別認可や給電場所ごとの20日前の届出が必要となるなど、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にある。燃料電池バスを用いた外部給電については、別途、道路運送車両法や電気事業法等により高圧ガス保安法の趣旨を踏まえた安全性が確保されていることから、速やかに特定消費の対象から外すこと。

また、上記規定の改正までの間においては、給電時の事前届出をバス事業者ごとに一度のみとするなど、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (8) 海外の都市とのサプライチェーン構築等に向けた都の取組も活かしながら、国として、水素の国際的な供給のサプライチェーン構築を進めること。
- (9) 水素利活用の拡大に向けては、水素の需要と供給の同期化が必要であり、

エリア単位で需要を創出しながら供給体制の構築を進めることが重要である。このため、将来的な川崎臨海部での水素の受入れの可能性を視野にパイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。また、水素供給に関わる技術的課題を整理し、技術基準を確立するとともに、水素に関して一元化された法令等を整備すること。

- (10) 脱炭素社会の実現には、グリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、市街地での水素の貯蔵可能量に関する規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。このため、グリーン水素を製造、利用するための設備導入へ財政支援を継続的に実施するとともに、水素の利用拡大に向けた規制の見直し、グリーン水素の製造設備・利用設備の運用にあたっての燃料費差への支援その他運用に係るコストに対する支援や製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。グリーン水素を合成燃料に活用することで、熱や運輸のカーボンニュートラルにも貢献できることから、これに係る技術開発についても進めること。加えて、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、認証やクレジット化を促進するとともに、需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みを検討すること。また、CO<sub>2</sub>フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

また、福島県・山梨県をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

- (11) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、一般住宅地における水素利用のモデルの構築により、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの整備や定置用燃料電池の設置等に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

- (12) 都は、令和5年3月に「東京港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画」を公表し、東京港における脱炭素化に向けた取組を推進しているところであるが、CO<sub>2</sub>排出量の多くを占めるふ頭内の荷役機械や車両等のゼロエミッション化が重要な課題となっている。

大型荷役機械であるタイヤ式門型クレーンについては、近年FC換装型の機種が製品化されており、こうした荷役機械の導入が進むことで排出量の削減が期待されるが、水素を燃料とするこれらの荷役機械や車両等の導入に当たっては、水素供給設備を含む導入費用が高額であることが、普及推進を妨げる要因となっている。加えて、港内でCO<sub>2</sub>フリーな電力を確保するためのFC型発電システム等、新たな水素需要も想定されているが、従前の化石燃料と比較した調達価格の差が大きいままでは、利用促進が困難である。

東京港におけるカーボンニュートラルポートの早期形成に向け、荷役機械等の導入費用及び運用費用について、十分な財政支援を行うこと。

また、24時間365日稼働する港湾のターミナルにおいて、大口の水素需要に対して継続的かつ安定的に水素を供給することを念頭に、特にFC型荷役機械の安全かつ円滑な導入に向け、安全対策、管理体制及び作業手順等に係るガイドラインや運用マニュアルを提示すること。

- (13) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、製品や技術開発の動向を踏まえつつ更なる普及啓発を図ること。

## 6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)  
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

### <現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を始めたところである。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

### <具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
  - ① 都立自然公園特別地域
  - ② 都自然環境保全地域特別地区
  - ③ 都独自の保全緑地
  - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
  - ① 市民緑地契約制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
  - ② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

- ③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。
- (4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。
- (5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。
- ① 都独自の保全緑地
  - ② 区市町村独自の保全緑地
  - ③ 都自然環境保全地域特別地区
  - ④ 都立自然公園特別地域
  - ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
  - ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
  - ⑦ 区市町村指定の保存樹林
- (6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

## 7 公園整備事業等の推進

### 1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

#### <現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

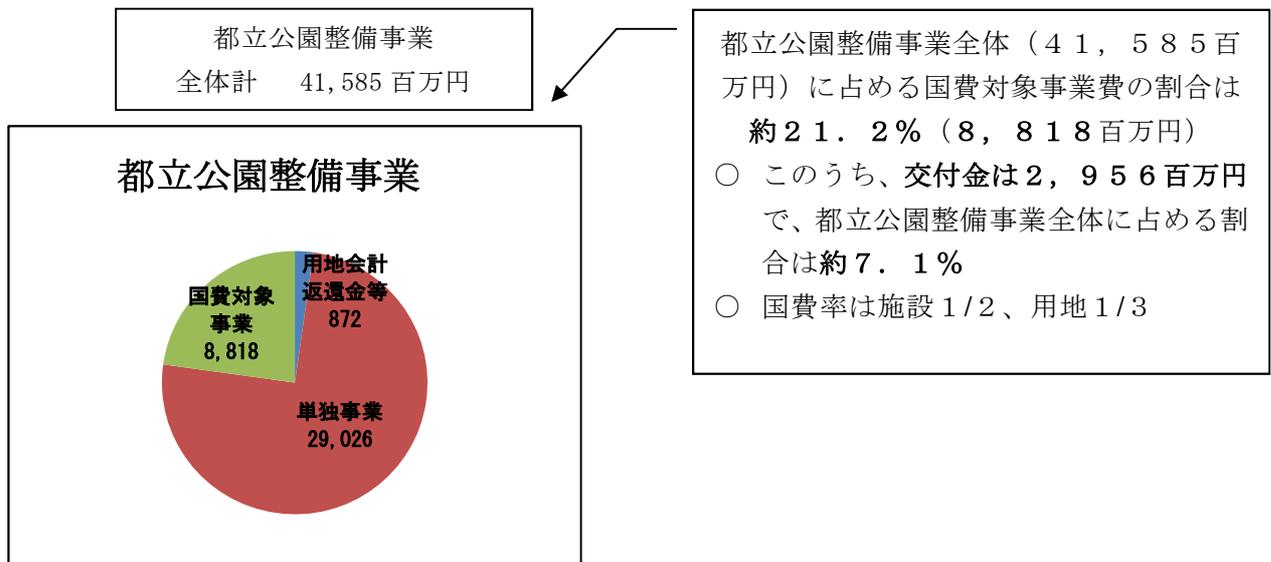
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積 (令和4年4月現在)	公園整備済面積 (令和4年4月現在)
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,967	2,049
	その他公園	7,481	3,978
都市公園以外の公園		—	2,031
計		11,448	8,058
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.3 m <sup>2</sup> /人		8.2 (m <sup>2</sup> /人)	5.8 (m <sup>2</sup> /人)

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和5年度 都予算に対する交付金の割合(事業費)】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

(令和4年4月1日現在)

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23区	19	86.91
多摩・島しょ	34	233.86
東京都全体	53	320.77

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第31条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法56条
	河川整備	1 / 2	河川法第60条第2項

※ 1 / 2とすることを要求

## 2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

### <現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

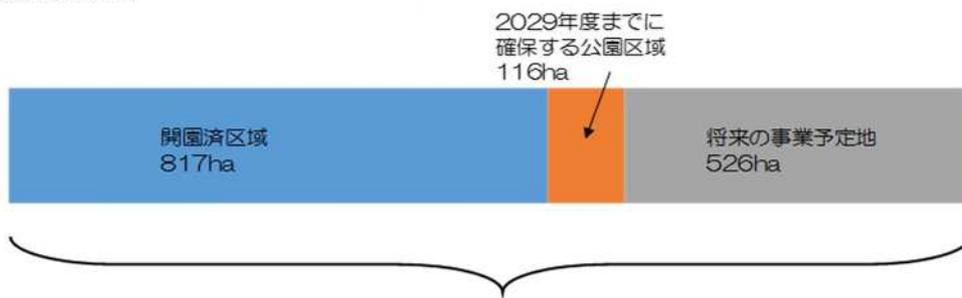
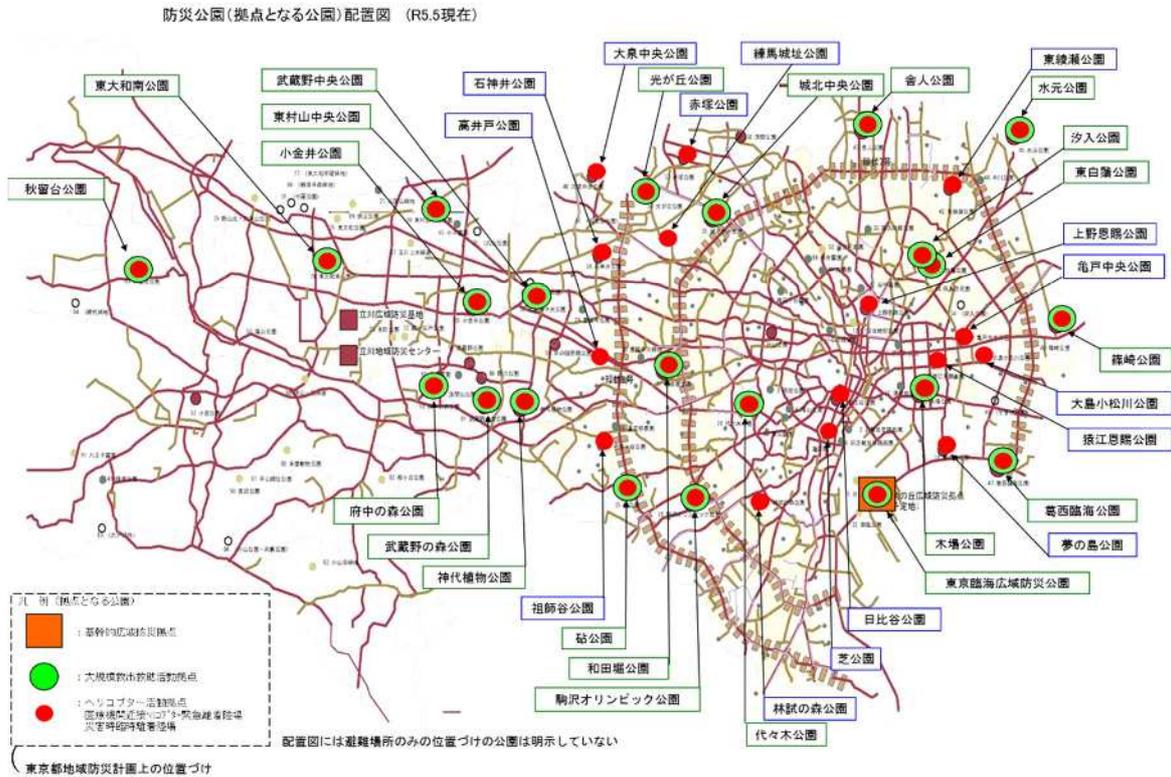
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約5割に過ぎず、2029年度までに約116ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R5.5)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,459ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区分		国費率	根拠法令
公園整備		1/3	都市公園法施行令第31条
参考	道路・街路整備	1/2	道路法56条
	河川整備	1/2	河川法第60条第2項

※ 1/2とすることを要求

## 8 熱中症対策の推進

(提案要求先 内閣官房・環境省)  
(都所管局 環境局・総務局・保健医療局)

- (1) 熱中症の危険性に関する普及啓発活動を大幅に強化し、継続して広報を展開すること。
- (2) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の伝達経路は、既存の熱中症警戒アラートを基本とした仕組みとするとともに、それらの情報を受信する情報端末を各自治体の関係部署に配備するなど、早期に伝達できる体制を構築すること。
- (3) 熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の伝達及びクーリングシェルターの指定や開放に関する諸条件を速やかに明確化し、公表すること。
- (4) クーリングシェルターの指定や開放に必要な支援策を講じること。

### <現状・課題>

#### (熱中症警戒情報等について)

熱中症による死亡者数は、自然災害よりも多い状況である中、熱中症のリスクやその軽減のための基本的な知識の普及が十分に進んでいない。

現行の熱中症警戒アラートは、国から東京都（以下「都」という。）を経由して区市町村へ伝達しているが、本年4月に国会で可決・成立した改正気候変動適応法（以下「同法」という。）及び本年5月に閣議決定された「熱中症対策実行計画」（以下「同計画」という。）では、法定化された熱中症警戒情報と新設された熱中症特別警戒情報について具体的な伝達経路が示されていない。また、同法において、熱中症特別警戒情報は、環境大臣から都道府県知事、都道府県知事から市区町村へ通知することが規定されており、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の開放と密接に関わるものであるが、発令のタイミングや基準などの具体的な事項は定まっていない。

なお、本年9月に開催された「第4回 熱中症対策推進検討会」において、主な伝達経路案が示されたが、熱中症特別警戒情報に関しては事務連絡での通知以外に具体的な手段が明示されておらず、警報伝達の即応性、実効性の確保の点で懸念がある。

#### (クーリングシェルターについて)

区市町村が指定することができるクーリングシェルターについて、同法の施行

予定は令和6年4月以降となっているが、同法の省令や諸条件は十分に示されていない。

また、発令頻度の非常に少ないと想定される熱中症特別警戒情報時に開放となっているが、そのためだけに施設の準備から同法の手続き（指定、公表、民間施設等についての協定締結）が必要となるため、都内区市町村からクーリングシェルターに指定される施設等の負担が大きいと考えられる。

さらに、クーリングシェルターとして開放しなければならない頻度が非常に少ない見込みであることから、一般都民への周知が難しい。

#### <具体的要求内容>

(1) 今年度、省庁横断的に熱中症予防キャンペーンが実施されてきたが、熱中症による死亡者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、きめ細かく分かりやすいキャンペーンなど効果的な普及啓発活動を継続して取り組むこと。

(2) 熱中症警戒情報については、都や関係区市町村の事務やコスト負担が発生しないよう、現行の熱中症警戒アラートを基本とした仕組みとすること。新設される熱中症特別警戒情報についても、環境大臣から都知事、都知事から区市町村長への通知方法に関して、情報の遅滞や誤りなく伝達されるよう、既存の熱中症警戒アラートを基本とした仕組みとするとともに、それらの情報を受信する情報端末を各自治体の関係部署に配備するなどにより、通知に関する新たな事務やコストが発生しない仕組みとすること。

とりわけ、当該情報の発令が開庁日時以外となる場合、都や関係区市町村への事務やコスト負担が著しいと考えられる。そのため、発令の基準やタイミングを明確にし、一定の時間的余裕をもって発令をすること。また、原則報道機関の協力を得て積極的に国民へ周知するという考えに基づく対応をすること。

いずれの場合も、早期に詳細を決定し、公表すること。

(3) 熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の伝達及びクーリングシェルターの指定や開放について、省令や諸条件を早期に確定し、令和6年夏から都や関係区市町村が円滑に法改正後の制度に則って対応できるよう、詳細を決定し、公表すること。公表する内容については、区市町村の施設のみならず、国や都道府県、民間施設の開放を踏まえたものとする。

なお、令和6年度の予算や人員等の確保を行うために必要となる省令案や諸条件が十分に示されていないため、早期に詳細を決定し、公表すること。

(4) 区市町村での指定や施設管理者の開放に多大な負担が生じることのないよう、必要十分な支援策を講じること。とりわけ、開庁日時以外の開放については、施設管理者に多大な負担が生じないような措置を講ずること。

また、区市町村の施設だけでなく、国や都道府県、民間施設の幅広い活用が行われるよう、利用者への普及啓発に向けた効果的な方法を検討し、必要な協力を行うこと。

## 9 道路環境対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和5年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	15,382	2,453（1,227）
低騒音舗装	8,029	636（318）
遮熱性舗装・保水性舗装	7,124	1,617（809）
防音工事助成	29	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（100）

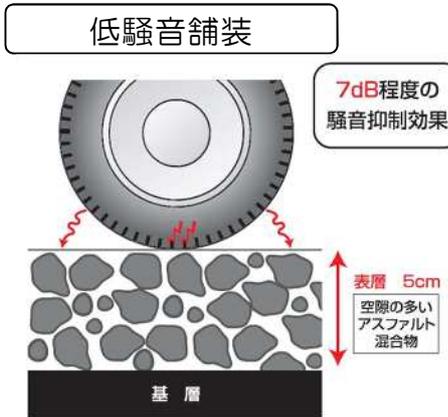
区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	32	5

都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

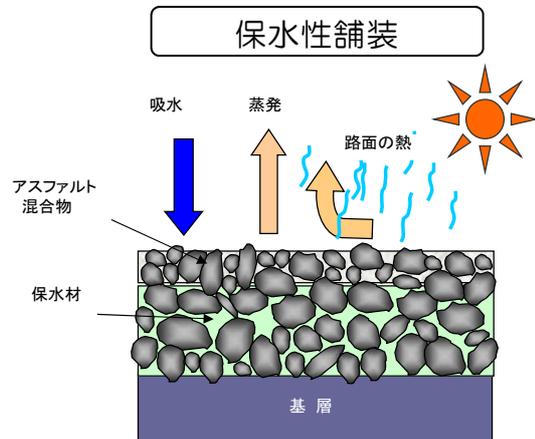
区 分	令和4年度	令和5年度
沿道環境改善事業 （国費）	37（18）	554（277）



- すきまの多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。



- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。



- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

## 10 有機フッ素化合物対策の推進

(提案要求先 厚生労働省・農林水産省・環境省・防衛省)  
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下、「PFOS等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (2) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月）」について、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (3) 土壌中のPFOS等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (4) PFOS等の農畜産物等への影響を明らかにするとともに、必要な対策を速やかに検討すること。
- (5) 現在も使用されているPFOS等を含有する泡消火薬剤の代替を促進するため財政的支援を行うこと。
- (6) 横田基地内のPFOS等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。

### <現状・課題>

PFOS等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はPFOS及びPFOAについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とす

るとともに、水環境及び水道水中について目標値等を設定し、その目標値を超過した場合の対応を参考情報として「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月）」（以下、「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はPFOS等に関する専門家会議等を新たに設置する等、PFOS等に係る総合的な対応について検討を進め、本年7月に「PFOS、PFOAに関するQ&A集」（以下、「Q&A集」という。）並びに「PFASに関する今後の対応の方向性」（以下、「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではPFOS等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。

しかし、Q&A集において、PFOS及びPFOAが人の健康に及ぼす影響、並びに地下水等の環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

また、対応の方向性においても、健康に及ぼす影響を明確にしていない中、各自治体が地域住民の健康状態を把握することが望ましいとしているが、その手法の詳細等も示していない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にPFOS及びPFOAが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容は未だ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したPFOS等に関しては、国が本年7月に土壤中のPFOS、PFOA及びPFHxSの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壤で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壤調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

国は、今後も使用が継続される可能性があるPFOS等を含有する泡消火薬剤について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいため、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、早期に交換を進める必要がある。

横田基地においては、平成22年から平成24年までの間に3件のPFOS等を含有する泡消火薬剤の漏出があったことが確認され、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水への影響等を評価・公表等することが求められている。

#### <具体的要求内容>

- (1) PFOS等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、PFOS等が人の健康に及ぼす影響、並びに地下水や土壤等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。

- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等もあわせて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のようにPFOS及びPFOAが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中のPFOS等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を明らかにするとともに、その対策等を速やかに検討し、自治体に情報提供すること。
- (6) 今後も使用が継続される可能性があるPFOS等含有泡消火薬剤について、交換及び廃棄等の費用に関する財政支援を行うこと。
- (7) 国の責任において横田基地内のPFOS等を含有する泡消火薬剤漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。また、今後、PFOS等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

# 1 1 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策 の充実

(提案要求先 林野庁)  
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 花粉発生源対策の強化に取り組むこと。

## <現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産材の利用拡大については、平成30年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に、外国産材から国産材に転換しようとする機運も生じている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採しやすい箇所には皆伐が偏り、伐採更新が停滞する森林が依然として残されている。このため、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、所有者の世代交代や不在村化等から、所有者や境界が不明となった森林では、整備が十分行き届かず、森林の公益的機能の低下も懸念されている。

さらに、スギ花粉症は、今や都民の約2人に1人が罹患しているといわれ、花粉発生源対策は、都民、国民の健康にかかわる重要な課題となっている。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靱化<sup>じん</sup>などにつながる国産木材のさらなる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植え替え及び保育の実施に取り組んでいる。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目

指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」の実現に向け、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化などが決定された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

#### <具体的要求内容>

##### (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用するため、国産材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

##### (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を緩和すること。

##### (3) 花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植え替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

参 考

【花粉症患者数】

**【全国】**

2019年度の調査で、  
国民のおよそ 38.8%  
がスギ花粉症患者と  
推定

環境省「花粉症環境保健マニュアル  
2022」より

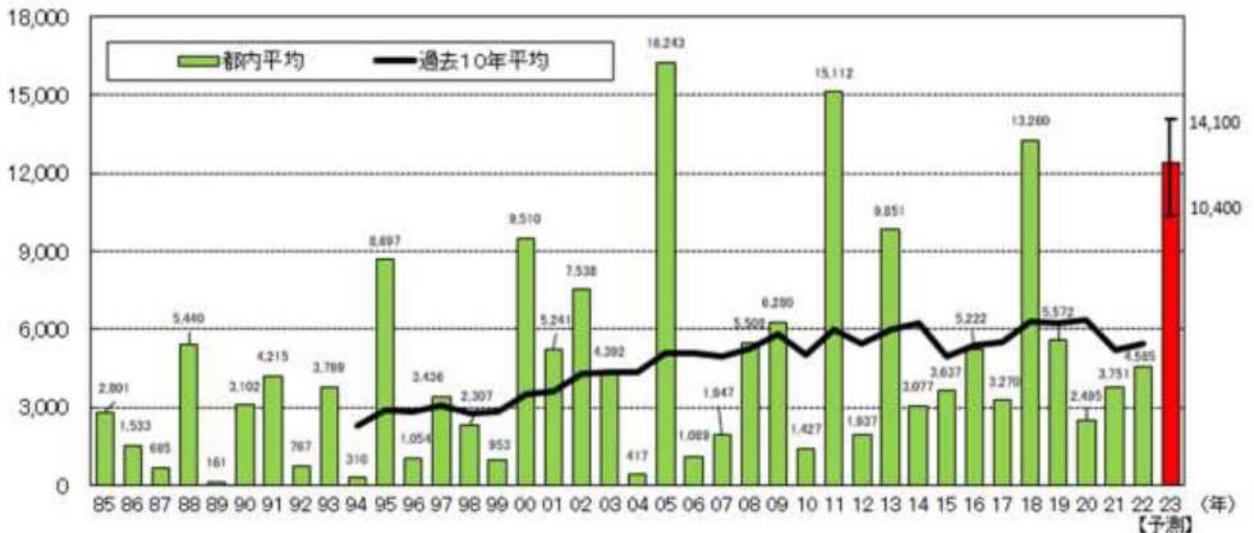
**【東京都】**

2006年度  
都民の約 28.2%  
2016年度  
都民の約 48.8%

都福祉保健局「花粉症患者実態調  
査報告書（平成 28 年度）」より

【花粉飛散数の推移】

(個/cm<sup>2</sup>/シーズン)



※ 1990年に千代田で測定開始、1997年に小平で測定開始、2005年に多摩、立川、府中で測定を開始した。  
2005年以降は、現在の12地点で測定を行っている。

飛散花粉数と過去10年平均※

2023年1月26日 福祉保健局

「令和4年度第2回東京都花粉症対策検討委員会 会議資料」より

## 1 2 食品ロス削減施策の推進

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)  
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

### <現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和3年度実績で523万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約420万トン）の1.2倍に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 国内の食品ロスのうち、約5割は家庭から発生することから、買い物前のストックチェックや、消費時期を踏まえ、商品棚の手前等にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」等、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和元年7月から計34の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。  
発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。  
また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

### <具体的要求内容>

ウクライナ侵攻の長期化に伴う物価高騰、物流の2024年問題といった社会情勢の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、AI、ICT等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

## 1 3 プラスチック対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)  
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なりデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

### <現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

これらに加え、プラスチック製品の製造・販売事業者による自主回収・リサイクルについても、その手続きが煩雑である等の課題がある。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、パーティションの廃棄が増えることを契機とし、自主回収やリサイクルをスムーズに行えるような仕組みの構築が必要である。

## <具体的要求内容>

### (1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7条の4）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第7条の6）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

### (2) プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第6条第1項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な金額を措置すること。また、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講ずること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第7章）の拡大に応じて、中間処理施設や材料リサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

### (3) リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は米国や欧州諸国が導入しようとしている使い捨てプラスチック製品へのバージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

### (4) 資源利用に係る脱炭素化ビジョン等の検討

プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向け、循環型社会形成推進基本計画の改定等を通じて、具体的なビジョンやルールに関する検討を進めること。

### (5) 事業者による自主回収・リサイクルの拡大

パーティションなどのプラスチック製品について、製造・販売事業者による自主回収・リサイクルを推進するため、プラスチック資源循環法に基づく大臣認定制度を事業者へ周知し、活用を働きかけるとともに、手続きの簡素化等に積極的に取り組むこと。また、効率的な自主回収やリサイクルが着実に進められるよう、新たな仕組みを構築すること。

## 1 4 国立公園の活用

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

### <現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約1,700万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとは言えない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国8か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成17年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成27年度に自然環境整備交付金が、平成29年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

については、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

(2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

## 6. 福祉・保健・医療

# 1 少子社会対策の推進

## 1 子供・子育て支援における施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局・子供政策連携室・産業労働局)

### (1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

#### <現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

また、国は令和5年6月に「こども未来戦略方針」を取りまとめ、今後3年間で加速化して取り組む子ども・子育て政策として、75年ぶりの職員配置基準改善と保育士等の更なる処遇改善を検討することとしている。

公定価格の地域区分については、令和2年度に、国家公務員等の地域手当の設定がある区市町村で、より支給割合の高い自治体に囲まれている場合は、囲んでいる自治体のうち、支給割合が最も近い自治体の地域区分まで引き上げる見直しが行われた。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

#### <具体的要求内容>

保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

#### <現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

#### <具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

(1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

(2) 大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいるところであるが、同時に、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 多子世帯に対する支援を拡充すること。

<現状・課題>

国の制度の多子世帯の保育料負担軽減は、年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯が対象であり、収入制限や年齢制限がある。さらに、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

都は、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての

多子世帯の保育料の負担を軽減しており、令和5年度からは第二子の保育料を無償化することとしている。

#### < 具体的要求内容 >

多子世帯への保育料負担軽減の第1子の年齢制限や、収入制限を撤廃するとともに、第二子の保育料の無償化や一定の基準を満たす認可外保育施設等多子世帯への保育料負担軽減の対象施設とするなど、多子世帯に対する支援を拡充すること。

(5) 保育士登録制度の見直し等に向けた検討、必要な法整備等を行うこと。

#### < 現状・課題 >

令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）では、幼稚園教諭や保育教諭を含む教員について、資格管理の厳格化が法定化されたほか、附帯決議において、わいせつ行為を行った保育士の実態調査を進めるとともに、早期に保育士資格についても、教員と同様の仕組みを検討することとされていた。

令和4年6月「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が成立し、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が盛り込まれた。改正の具体的内容としては、保育士の欠格事由に係る登録禁止期間の延長や、保育士の取消事由に「児童へのわいせつ行為を行ったと認められる場合」の追加、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者の再登録時の審査の仕組みの導入が明記されている。令和5年3月には「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日付子発0327第5号局長通知）が発出されたが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのか、また、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。保育士資格は国家資格であることから、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

また、わいせつ行為により登録を取り消された者について、再登録時の審査の仕組みが導入されるものの、現行の保育士登録の手続き上、申請者が新規登録希望者であるか、再登録希望者であるか、確認することはなく、犯罪歴等の確認についても自己申告である。児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースが整備され、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できることになる旨も明記されたが、保育士登録の審査において、当該データベースの活用は想定されておらず、不適切な再登録の防止にはつながらない。

#### < 具体的要求内容 >

わいせつ行為を行った保育士の取消及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。また、わいせつ行為を行った

保育士等の情報に係るデータベースについて、再登録時も含め、効果的に活用できる方策を検討した上で、早期に整備すること。

(6) 自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

<現状・課題>

令和5年2月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は年間80万人を下回り、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、0歳から18歳までの子供を対象に、1人当たり月額5千円、年額6万円を給付する取組を実施することとしているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

<具体的要求内容>

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

## 2 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実

(提案要求先 こども家庭庁・財務省)  
(都所管局 福祉局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

都においては、待機児童の解消に向け、保育の受け皿確保は引き続き課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

就学前教育・保育施設整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への

配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 就学前教育・保育施設整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (6) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

#### <現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

#### <具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舍借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

#### <現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。令和3年度から令和6年度末までに全国で約14万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

保育士宿舍借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和5年度は、採用後7年目までに縮小される見込みである。また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和2年度からは、直近2か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近2か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和3年度からは、直近2か年の有効求人倍率が連続して2未満の区市町村について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

また、eラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

なお、国は、令和4年度をめどに本研修の受講を処遇改善等加算Ⅱに係る要件とすることを目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止及び延期を踏まえた研修の受講状況や実施状況調査結果を基に、令和3年9月に研修修了要件の取扱いについて示した。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算Ⅰは都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。  
さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。  
加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。
- (2) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築するとともに、eラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一のスキームを詳細に示すこと。また、研修終了要件の適用時期について、引き続き新型コロナウイルス感染症による受講状況への影響を把握し、必要に応じて見直すこと。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。
- (6) 処遇改善等加算Ⅰについて、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

### 3 企業が取り組む次世代育成支援の推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の意向確認の義務化など、法改正内容の周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備する等両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

#### <現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和4年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が80.2%である一方、男性は17.13%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化などが盛り込まれた改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されたことを踏まえ、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度(育児目的休暇等)の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周

知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、令和2年6月からは事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化など、法改正内容に関する周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や子の看護休暇、所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備するなど両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

#### 参 考

#### 【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け  
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和  
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得  
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け  
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

【育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
  - （１）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
  - （２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け
  - （３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用
    - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
    - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化  
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- 3 子の看護休暇について時間単位での取得が可能
- 4 育児のための所定労働時間の短縮措置  
子の年齢が３歳までは措置義務、３歳から小学校就学までは努力義務

## 2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・国土交通省)  
(都所管局 子供政策連携室・生活文化スポーツ局・福祉局・教育庁)

- (1) 送迎バス等への安全装置の装備について、引き続き、装置の生産・装備体制の確保に向け事業者等へ働きかけを行うこと。
- (2) 安全管理マニュアルを一層周知するとともに、マニュアルの適切な運用のための定期的な研修の重要性を普及啓発するなど、現場における安全管理の更なる徹底を支援すること。

### <現状・課題>

国は、令和4年9月に起きた送迎バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎バス等への安全装置の装備の義務付け、安全管理マニュアルを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめた。

都は、令和5年1月、「送迎バス等への安全装置の装備促進に係る要望」を国へ提出し、安全装置に関するリストの早期公表及び装置の生産・装備体制の確保に向けた事業者等への働きかけを要望した。

令和5年1月末、国において、安全装置に関するリスト、安全装置の装備等に係る補助金交付要綱を都道府県へ発出した。これを受けて都は、「送迎バス等安全対策支援事業」として、送迎バス等への安全装置の装備等に係る補助事業を開始した。

令和5年6月末、国は、安全装置のメーカー及び取付け事業者の団体へ、安全装置の早期の供給・取付け等の働きかけを行った。しかし、これまで、安全装置の選定や入手、装備に時間がかかる等の事情から、保育所や幼稚園等の各施設において安全装置の早期装備に至らない状況が見受けられる。

国の関係府省令の改正により、本年4月1日から義務化された送迎バス等への安全装置の装備等について、施行から1年間は代替措置による経過措置が認められているが、早期に安全装置を装備し、子供の安心・安全性確保に万全を期する必要がある。今後も、現場の需要に的確に対応できるよう、装置の安定的な供給体制が必要である。

また、安全装置の装備との両輪として、安全装置の適正な使用や点呼等による子供の所在確認の実施など、現場における安全管理の更なる徹底も重要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 送迎バス等への安全装置の装備について、引き続き、装置の生産・装備体制の確保に向け事業者等へ働きかけを行うこと。
- (2) 安全管理マニュアルを一層周知するとともに、マニュアルの適切な運用のための定期的な研修の重要性を普及啓発するなど、現場における安全管理の更なる徹底を支援すること。

### 3 児童相談体制の一貫した充実強化

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

- (1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

#### <現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児福法等改正法」という。）では、一時保護所の設備及び運営の基準の設定や、一時保護開始時の司法審査の導入や児童相談所の調査権等が盛り込まれている。

一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童が一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

司法審査については、一時保護開始時から7日以内に一時保護状を請求するとされているが、保護者の同意を得るためのケースワークの期間を考慮するなど現場の状況に応じた柔軟な対応をするほか、提出資料については様式等を簡便にするなど、現場に過度な負担が掛からないようにする必要がある。

児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を生かした相談援

助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに、必要な場合には、躊躇なく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国が平成30年12月に取りまとめた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等改正法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が示された。新たに明記されたこども家庭センターは、現行の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしているが、実効性を担保する具体的な方策が示されておらず、また、財源措置の詳細についても現時点では明らかになっていない。

都においては、昨年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を開始しているが、こども家庭センターにおいても、こうした視点に立って体制を構築する必要がある。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の手续や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、児童相談所による一時保護との違い（役割分担）を明確にする必要もある。

#### <具体的要求内容>

(1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。

- ① 児福法等改正法では、一時保護施設の設備及び運営を条例で定めることとされているが、その前提となる内閣府令で定める基準について、国の調査研究や検討状況、参考条例文を含め、令和5年度早期に確実に示すこと。職員体制については、多職種が連携し保護児童の支援や行動診断を行えるよう、児童指導員や保育士だけではなく、看護師、心理士、学習指導を行う職員や、職員の育成を担うスーパーバイザーの配置も明確に示すこと。

また、入退所や生活支援の業務に24時間対応をするための交代制勤務を組むことが可能となる職員の配置基準を示すこと。

- ② 一時保護開始時の司法審査の導入に当たっては、自治体の意見を十分に聞き、児童相談所に過度の業務負担が生じないような措置を講じること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法第197条や弁護士法第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

- ③ 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。  
また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。
- ④ 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。
- ② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。
- ③ 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。
- ④ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① こども家庭センターの設置や区市町村における措置制度の創設などに当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある制度にすること。特に、こども家庭センターの設置に向けては、母子保健部門と児童相談部門の効果的な連携策を具体的に示すとともに、業務負担に見合う人材の配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。
- ② こども家庭センターが設置されるまでの間、区市町村が安定的に支援拠点を運営できるよう、財政措置の充実を図ること。

## 4 高齢社会対策の推進

### 1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。
- (2) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること。

#### <現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員(国家・地方)の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

しかし、これらによってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、

その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

現下の物価高騰については、令和3年4月に改定された現行の介護報酬には反映されておらず、介護事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は令和5年度については増額されるものの臨時的なものとしてされており、制度的な対応が必要である。

#### <具体的要求内容>

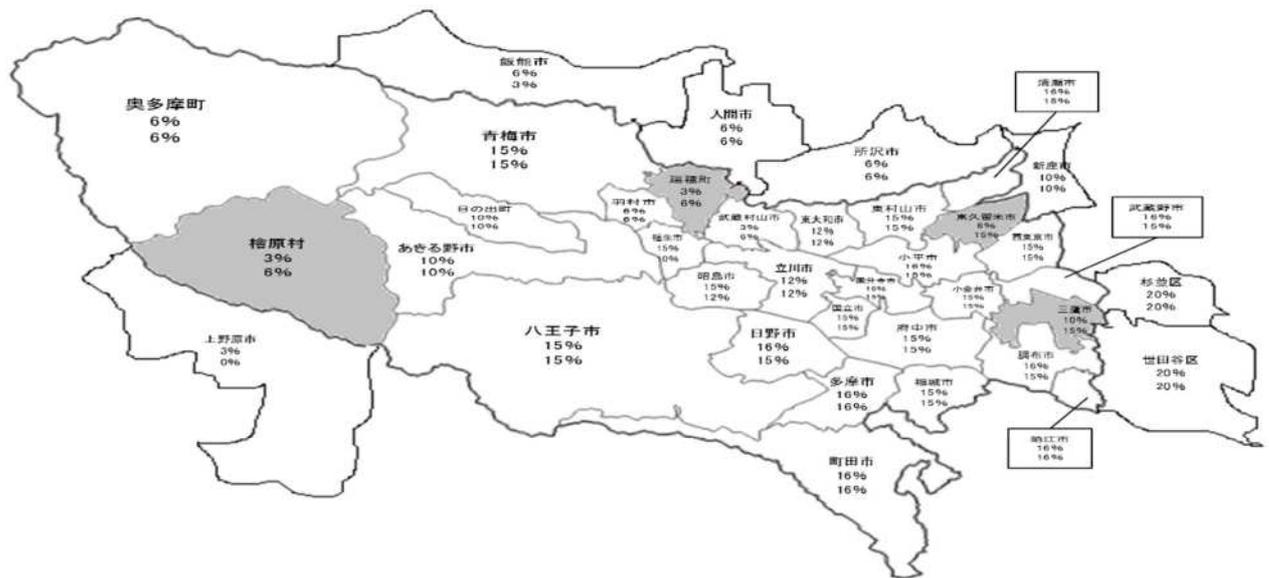
- (1) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。  
また、把握したデータについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、可能な限りその集計・分析の根拠等も併せて公表すること。
- (2) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。
- (3) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。
- (5) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること。

参 考

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1級地	20%	特別区
2級地	16%	町田市、狛江市、多摩市
3級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
4級地	12%	立川市、昭島市、東大和市
5級地	10%	福生市、あきる野市、日の出町
6級地	6%	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
7級地	3%	なし
その他	0%	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和3年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合）。令和3年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和5年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成30年度改正が三鷹市、令和3年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合(A)	収入に対する給与費の割合※(B)	差(B-A)
訪問介護	70%	73.1 %	3.1
訪問入浴介護		64.7 %	-5.3
訪問看護		73.6 %	3.6
居宅介護支援		78.1 %	8.1
夜間対応型訪問介護		76.5 %	6.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		78.5 %	8.5
訪問リハビリテーション	55%	71.4 %	16.4
通所リハビリテーション		65.6 %	10.6
短期入所生活介護		63.7 %	8.7
認知症対応型通所介護		68.2 %	13.2
小規模多機能型居宅介護		67.5 %	12.5
看護小規模多機能型居宅介護	45%	67.6 %	12.6
通所介護		64.7 %	19.7
地域密着型通所介護		62.7 %	17.7
特定施設入居者生活介護		45.4 %	0.4
地域密着型特定施設入居者生活介護		57.4 %	12.4
認知症対応型共同生活介護		63.6 %	18.6
地域密着型介護老人福祉施設		65.5 %	20.5
介護老人福祉施設		64.2 %	19.2
介護老人保健施設		62.0 %	17.0
介護療養型医療施設		61.0 %	16.0
介護医療院	59.4 %	14.4	

※厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
所定内賃金 (月給)	240,489円	222,506円	229,494円	206,044円	185,256円	214,501円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	386千円	296千円	340千円	(データなし)	(データなし)	326千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「令和4年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105.5	99.2	100.3	97.8	98.1	100.0

資料：総務省統計局「令和4年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (/㎡)	404,400円	112,300円	155,200円	65,800円	16,100円

資料：国土交通省「令和5年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3級地	3級地	3級地
住宅地平均地価（/㎡）	307,500円	201,300円	264,400円
家賃（民営借家）（/坪）	7,393円	4,680円	5,625円

資料：国土交通省「令和5年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和4年平均」

(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

一方、新型コロナの5類移行に伴うサービス消費やインバウンド需要の回復により、経済活動は活発化しており、様々な業種で、コロナ禍で手放した人材の獲得競争が激化し、最低賃金の上昇と相まって賃上げの機運が高まることが推測されている。公定価格で運営する介護現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出する恐れが現実的なものになってきている。

国は、平成24年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、平成27年度及び平成29年度には、職位・職責等に応じた任用要件や経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充を図り、1人当たり月額平均3万7千円相当の改善が行われている。加えて、令和元年10月の報酬改定において、勤続10年以上の介護福祉士を対象に月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された。

さらに、令和4年2月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の制度が実施された。この補助金では、補助額の3分の2以上は介護職員等の基本給等の引上げに使用することが要件であり、令和4年10月からの臨時の報酬改定において、この要件を引き継いだ「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

<具体的要求内容>

- (1) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に、介護職員等ベースアップ等支援加算が加わったことにより、事務手続きが更に煩雑となっており、加算の算定要件を整理すること。

(2) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

(4) 介護支援専門員の安定的な確保を図るため、処遇を改善すること。

#### <現状・課題>

国はこれまで、資格更新制の導入や研修の強化、主任介護支援専門員制度の創設、試験の受験要件の見直しなどにより、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図ってきた。その一方で、介護職員に対する処遇改善加算について介護支援専門員を対象としてこなかったため、その専門性に見合った給与となっておらず、介護職員との給与差が縮小している。

都内の保険者や事業所からは、こうした状況から介護支援専門員の魅力が相対的に減少していることに加え、職員の高齢化による離職などの要因により、介護支援専門員が不足しているとの声が上がっている。

事実、近年の介護支援専門員証の交付者数は過去10年間の平均以下に留まっており、都内で実務に従事する介護支援専門員数は、令和元年度をピークに横這いで推移している。今後、介護サービス需要の拡大が見込まれる中、将来的に介護支援専門員の不足が懸念される。

また、居宅介護支援事業所1事業所当たりの利用者数は増加傾向にあり、都が実施した調査において、「人材不足であり新規利用をセーブしている」居宅介護支援事業所の割合が41.9%となっている。

このように、介護支援専門員の不足による介護サービスへの影響が既に生じていることから、介護支援専門員の確保は、直ちに対策を取るべき喫緊の課題である。

#### <具体的要求内容>

介護支援専門員の安定的な確保に向けて、その業務の専門性に見合った給与となるよう、処遇の改善を図ること。

参 考

【都内の介護支援専門員と介護職員の平均給与比較】

	介護支援専門員平均	介護職員平均	差額
平成 24 年度	282,242 円	225,125 円	57,117 円
平成 25 年度	291,063 円	231,736 円	59,327 円
平成 26 年度	281,740 円	229,099 円	52,641 円
平成 27 年度	278,887 円	235,987 円	42,900 円
平成 28 年度	279,155 円	240,963 円	38,192 円
平成 29 年度	272,740 円	239,782 円	32,958 円
平成 30 年度	290,957 円	247,724 円	43,233 円
令和元年度	290,840 円	253,170 円	37,670 円
令和 2 年度	298,220 円	261,020 円	37,200 円
令和 3 年度	291,376 円	258,418 円	32,958 円
令和 4 年度	291,485 円	267,090 円	24,395 円

(注) 月額所定内賃金(賞与を含まない)。

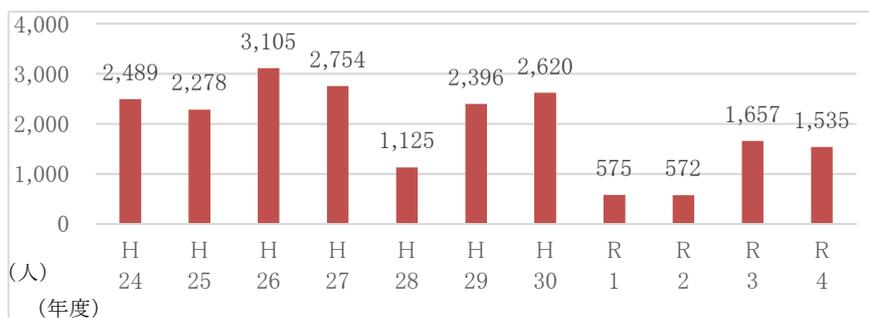
資料：介護労働実態調査(公益財団法人介護労働安定センター)

【都内で勤務する介護支援専門員数】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延人数	14,641 人	15,318 人	14,747 人	14,435 人

資料：介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

【介護支援専門員証交付者数の推移】

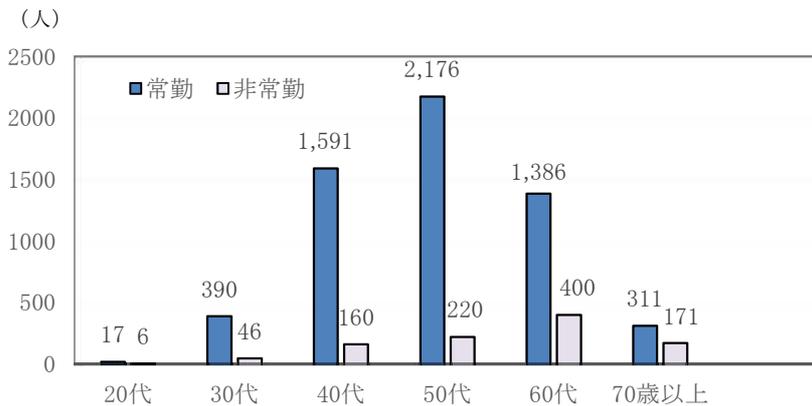


【居宅介護事業所 1 事業所あたり利用者数(全国)】

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 事業所当たり利用者数	85.7 人	88.3 人	93.2 人

資料：居宅介護支援および介護予防支援における令和 3 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

## 【都内で勤務する介護支援専門員の年齢構成】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

## 【人材不足の状況とサービス提供への影響】



資料：令和4年度在宅サービス事業者等運営状況調査（東京都福祉保健局高齢社会対策部）

## （5）良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

### <現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成30年10月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(6) 介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

<現状・課題>

介護保険施設の居住費・食費の基準費用額の設定は全国一律となっており、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、特定入所者介護サービス費の支給対象者（補足給付対象者）については、基準費用額を超える費用が施設の負担となっている。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、現下の物価高騰により施設運営は更なる影響を受けているが、令和3年8月に改定された現行の基準費用額には反映されておらず、補足給付対象者の居住費・食費にかかる物価高騰分を転嫁できない状況となっている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとしてされており、物価高騰に対する制度的な対応が必要である。

<具体的要求内容>

介護保険施設の健全な運営を確保するため、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適切に反映できる仕組みとすること。

## 2 認知症施策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

令和元年6月、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされた。

また、令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、公布の日から1年を超えない範囲で施行することとされた。

都における認知症高齢者は、令和4年度には50万人であったが、令和22年には約57万人になると見込まれている。こうした中、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区市町村をはじめとする関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが重要であり、特に、科学的介護の推進、認知症の人と家族を支える医療・介護職等の人材育成、地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。

そのためには、国において、行動・心理症状（BPSD）等に対する効果が確認された支援手法を速やかに普及するとともに、介護事業者が取り組みやすい仕組みとする必要がある。

また、都道府県や区市町村が効果的かつ効率的に事業を実施できる仕組みとする必要があるが、認知症施策推進大綱では、具体的な内容が明示されていないものがあるほか、都道府県や区市町村が実施すべき取組について一律にKPIを定めるなど、必ずしも地域の実情を十分に踏まえていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額が不十分な現状にある。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

さらに、国は、令和5年9月に新たな認知症抗体医薬の製造・販売を承認したが、その実用化に当たっては、投与開始前に必要な検査体制や、副作用に対応するための体制等を検討し、整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 認知症施策の具体的な事業内容や目標値を定める場合には、都道府県及び区市町村の意見を幅広く聴取し、地域の実情に応じた事業を円滑に実施できる仕組みとすること。
- (2) 行動・心理症状（BPSD）の改善等に効果的な支援手法について、普及を促進するため、介護報酬での評価の対象とするなど事業者が継続して取り組める恒久的な仕組みとすること。
- (3) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
- (4) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。
- (5) 認知症抗体医薬の実用化に当たっては、認知症疾患医療センター等における必要な体制整備など、国において早期に課題を整理し、対応方針を示すとともに、必要な財源を措置すること。

## 5 障害者施策の推進

### 1 大都市の実情等に応じた報酬の見直し

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

大都市と地方における地価等の地域差を考慮した報酬の見直しを行うこと。

また、現下の物価高騰の影響を踏まえた報酬の見直しを行うこと。

#### <現状・課題>

障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。

同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

現下の物価高騰については、令和3年4月に改定された現行の報酬には反映されておらず、障害福祉サービス等の事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、制度的な対応が必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地域区分について、大都市の実情に応じた上乘せ割合となるよう改善を図るとともに、地域の実態を正確に反映できる仕組みとすること。
- (2) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、適切に報酬単価の見直しを図ること。

参 考

○一般労働者（常勤労働者）の賃金額の地域差

	東京都（A）	全国（B）	比率（C = A ÷ B）
きまって支給する現金給与額	405.0 千円	340.1 千円	119.1%
所定内給与額	375.5 千円	311.8 千円	120.4%

資料：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査（産業計）」

○消費者物価・地価・家賃の地域差

	東京都区部 （1級地）	名古屋市 （3級地）	大阪市 （2級地）	福岡市 （5級地）	青森市 （その他）
消費者物価指数 （全国：100）	105.5	99.2	100.3	97.8	98.1
住宅地平均価格 （/㎡）	665,300 円	201,300 円	254,300 円	196,300 円	33,200 円
家賃（民営借家） （/坪・月額）	8,806 円	4,680 円	5,746 円	4,233 円	3,163 円

資料：総務省「令和4年平均消費者物価地域差指数（総合）」

国土交通省「令和5年地価公示」

総務省「小売物価統計調査（動向編）令和4年」

※地域区分における上乗せ割合では、消費者物価・地価・家賃等の項目は考慮されていない。

（1単位の単価＝10円＋10円×各サービスの人件費割合×各地域区分の上乗せ割合）

○同一地域区分内の地価・家賃の格差

	東京都府中市 （3級地）	名古屋市 （3級地）	埼玉県さいたま市 （3級地）
住宅地平均価格 （/㎡）	307,500 円	201,300 円	222,100 円
家賃（民営借家） （/坪・月額）	7,393 円	4,680 円	5,353 円

資料：国土交通省「令和5年地価公示」

総務省「小売物価統計調査（動向編）令和4年」

## 2 介護職員等の処遇改善

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる報酬とすること。

### <現状・課題>

サービス消費やインバウンド需要の回復により経済活動が活発化することが想定され、様々な業種でコロナ禍で手放した人材の獲得競争が激化し、最低賃金の上昇と相まって賃上げの機運が高まることが推測される中、公定価格で運営する障害福祉現場においては、こうした賃上げの波に乗れず、人材が他の業種に流出するおそれが現実的なものになってきている。

国は、平成24年に福祉・介護職員の処遇改善を目的とした福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、令和4年10月の臨時の報酬改定において、加算額の2/3を福祉・介護職員等の基本給等の引上げに使用することを要件とした「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を設けるなどの対応を行ってきた。

しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。また、加算の種類が多岐にわたり、事業者及び自治体の事務負担が大きくなっており、取得に至らない事業者も多い。

福祉・介護職員の処遇改善については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする必要がある。

### <具体的要求内容>

障害福祉サービス事業者が人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる報酬とすること。

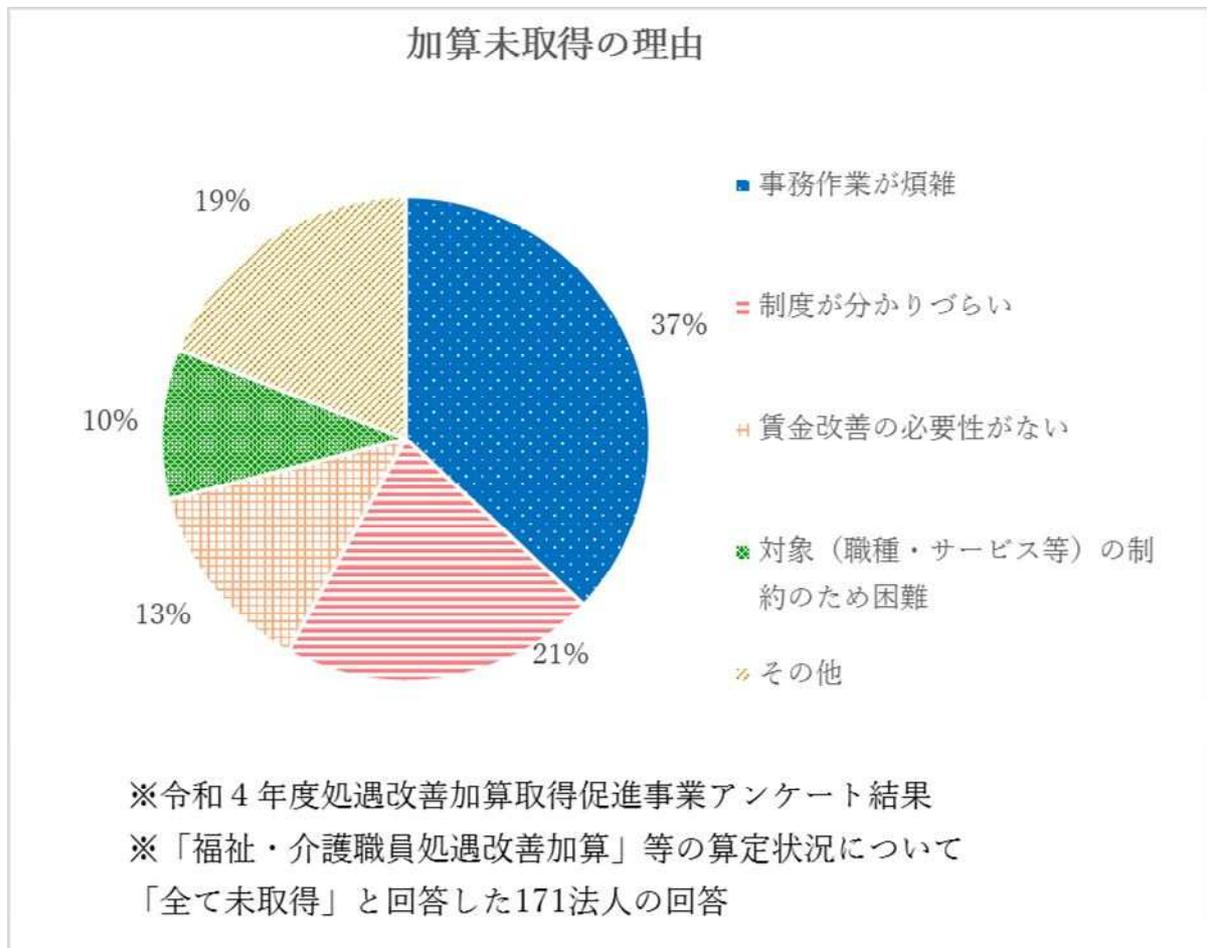
参 考

○加算取得率

年度 サービス提供月	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
福祉・介護職員処遇改善加算	82.8%	83.1%	84.0%	84.4%	85.3%	86.0%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	54.9%	56.4%	60.3%	60.7%	62.9%	63.6%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	—	—	—	63.5%

資料：2023年5月22日第28回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

○処遇改善加算未取得の理由



### 3 高齢・重度化等への対応

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

各サービスにおける医療的ケアを必要とする障害児（者）や強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

#### <現状・課題>

共同生活援助の重度対応について、国においては、グループホームにおける重度障害者の支援体制を整備するため、令和4年度に行われた「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の結果報告等を踏まえ、日常的な支援体制の整備と支援や受入れの拡充方策の検討が行われている。

重度障害者を適切に受け入れるために、現行より手厚い職員配置を行うとともに、職員に一定の資格要件を課すことによる職員の質の担保や、重度障害者対応の適切な設備配置を行うなど、支援の質の確保に取り組んでいるグループホームが増加している。それら重度対応に取り組むグループホームの運営体制を適切に評価した報酬等の設定が必要である。

短期入所については、障害支援区分5又は6の利用者が半数以上を占めており、支援の実態を反映した報酬単価としていくことが必要である。一方、定員数が十分ではなく、行動障害を有する者など重度障害者等の受入れは進んでいない。

また、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児（者）の短期入所については、病院等で受け入れるに当たって、医療型短期入所の報酬単価が入院診療報酬に比べて低いため、重症心身障害児（者）が利用できる短期入所事業所は不足している。

共同生活援助の利用者の重度化及び高齢化は年々進んでいる。重度の障害者が共同生活援助で生活を続けていくために、生活支援員による介護に加えて、状況に応じて居宅介護等を利用することは、より良い支援を受ける上で重要であり、重度障害者に対応した、より手厚い支援を受けられる報酬体系・制度が必要である。

就労継続支援B型の報酬単価等について、平成30年度報酬改定から、基本報酬の報酬区分では、事業所の工賃向上に向けた取組が適切に評価されるよう「平均工賃月額」に応じた報酬となり、令和3年度報酬改定から、「利用者の就労や生産活動等」への参加をもって一律に評価する報酬体系が追加された。

しかし、就労系サービスでは、社会経済状況や物価高騰等により、生産活動が不安定な状態となる。現在、都内における報酬区分の分布は、「1.5万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約57%を占めるなど、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営も非常に厳しい状態である。

また、就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢や障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しい障害者も引き続きサービスを利用している状況にある。

都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」「利用者の出席率・参加率向上」が主な課題として挙げられているが、現在の報酬体系では、実績に結びつかないばかりか、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援を評価することが難しい状況である。

重症心身障害児（者）や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、専門的知識や経験とともに高い支援技術が求められることから、受け入れられる事業所が増加していない。

また、医療的ケアが必要な重度障害児（者）を受け入れる事業所においては、専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することがあり、安定的な運営がしづらい状況である。

強度行動障害を有する児に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援については、平成30年度報酬改定において強度行動障害児支援加算が、令和3年度の報酬改定において個別サポート支援加算（I）が新設されたが、強度行動障害を有する児の状態が悪化した際には複数の職員による手厚い対応が必要になることから、サービス提供の実態に即した報酬単価に改善すべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する加算の充実や、報酬の見直しについて、支援体制を適切に評価されたものとする。
- (2) 短期入所の報酬単価について、支援の実態を反映した適正なものとする。特に、行動障害を有する障害者（児）や重度障害者（児）の受入れが促進されるよう、また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）が安心して利用できるよう、加算の充実や報酬単価を必要かつ十分なものにする。
- (3) 共同生活援助（介護サービス包括型）において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和6年3月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。
- (4) 就労継続支援B型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な単価とすること。また、B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。
- (5) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。

また、主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについても、今後の医療的ケア児及び強度行動障害を有する児の受入れ状況等の実態を踏まえて、受入れが進むよう報酬水準の見直しを図ること。

参 考

○短期入所利用者の状況の推移

	平成 31 年 4 月	令和 5 年 4 月
障害支援区分別利用者数(人)		
区分 6	3,482 (33%)	3,464 (32%)
区分 5	2,041 (20%)	2,026 (19%)
区分 4	1,776 (17%)	1,798 (16%)
区分 3	974 (9%)	988 (9%)
区分 2	491 (5%)	584 (5%)
区分 1	36 (1%)	40 (1%)
区分なし	1,555 (15%)	1,958 (18%)
計	10,355	10,858

資料：東京都国民健康保健団体連合会の統計調査データ

○短期入所の定員の推移

令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
1,254 人	1,297 人	1,329 人	1,373 人 (見込)

○医療型短期入所の基本報酬と入院診療報酬の比較

医療型短期入所サービス費 (I)	小児入院医療管理料 1
3,010 単位 / 1 人・1 日当たり	4,750 点 / 1 人・1 日当たり

※病院において重症心身障害児等を受け入れた場合の基本報酬に関する最も高い区分による比較であり、いずれも、上記に加えて支援体制等の要件に応じた加算等がある。

○共同生活援助利用者の状況の推移

	令和2年4月	令和5年4月
年齢別利用者数(人)		
65歳以上	950 (8%)	1,159 (8%)
60歳以上	791 (7%)	1,127 (8%)
50歳以上	2,508 (22%)	3,730 (25%)
40歳以上	2,986 (26%)	3,305 (22%)
30歳以上	2,291 (20%)	2,945 (20%)
20歳以上	1,846 (16%)	2,415 (16%)
20歳未満	155 (1%)	206 (1%)
計	11,527	14,887
障害支援区分別利用者数(人)		
区分6	1,232 (11%)	1,731 (12%)
区分5	1,516 (13%)	2,066 (14%)
区分4	2,363 (21%)	3,159 (21%)
区分3	2,666 (23%)	3,621 (24%)
区分2	2,530 (22%)	3,306 (22%)
区分1	158 (1%)	170 (1%)
区分なし	1,062 (9%)	834 (6%)
計	11,527	14,887

資料：東京都国民健康保健団体連合会の統計調査データ

○平均工賃比較等

平均工賃分布状況	令和元年度(848事業所)	令和4年度(906事業所)
	平均工賃：16,154円	平均工賃：16,325円
4万5千円以上	23事業所(2.7%)	20事業所(2.4%)
3万5千円以上4万5千円未満	20事業所(2.4%)	29事業所(3.2%)
3万円以上3万5千円未満	40事業所(4.7%)	40事業所(4.4%)
2万5千円以上3万円未満	53事業所(6.3%)	47事業所(5.2%)
2万円以上2万5千円未満	73事業所(8.6%)	97事業所(10.7%)
1万5千円以上2万未満	119事業所(14.0%)	151事業所(16.7%)
1万円以上1万5千円未満	266事業所(31.4%)	265事業所(29.2%)
1万円未満	254事業所(30.0%)	255事業所(28.1%)

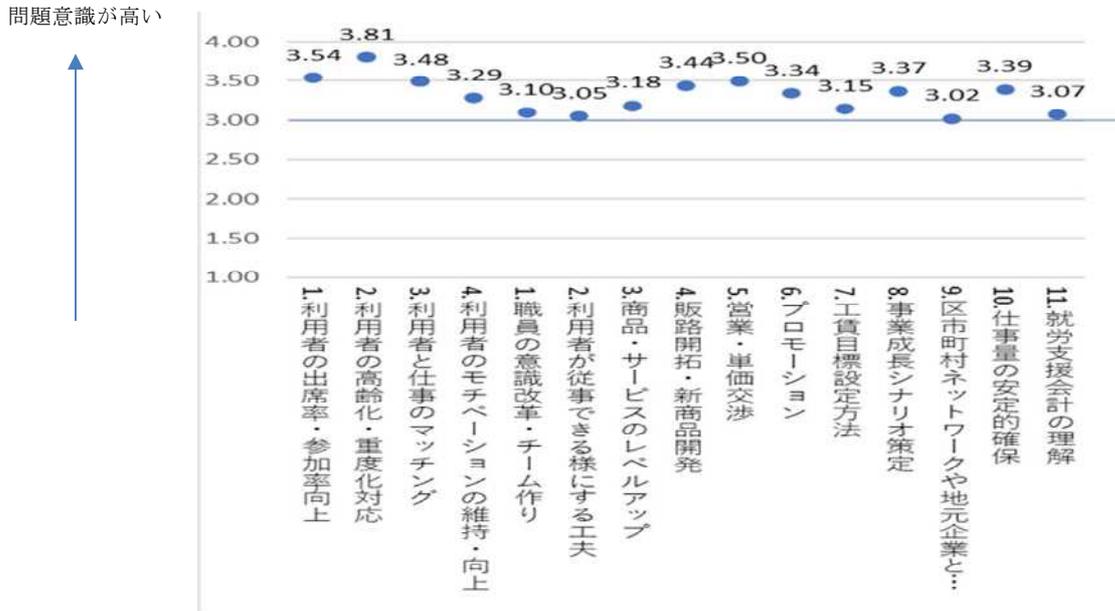
※ 令和4年度分は、速報値のため、変動の可能性有

○令和4年度B型事業所実態調査

＜工賃向上に対する問題意識＞

工賃向上に対する問題意識について、1 全くない～5 かなり問題の5段階で聞き、その加重平均（最高5点・平均3点）を比較した。

利用者に関する問題意識で高かったのが「2. 利用者の高齢化・重度化」(3.81pt)であり、利用者の平均年齢の高さや利用者親族の高齢化も伴うものと想定される。



＜利用者の高齢化・重度化、利用者の出席率等について生じている問題等＞

- ・生産性の低下（利用者が今までできていた作業ができなくなる、そもそも作業できる人数が少ない）
- ・対応できる仕事が少ない
- ・認知症状の出現、体力の低下（立ち仕事ができなくなる等）

○障害児通所支援事業所数推移

単位：か所

	平成24年4月	令和3年4月	令和5年8月
児童発達支援	117	482 (62)	690 (76)
放課後等デイサービス	119	958 (78)	1170 (99)

※（ ）内の数字は、主として重症心身障害児を受け入れる事業所数

○主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所での医療的ケア児受入数

単位：人

	令和3年4月実績	令和5年6月実績
児童発達支援	10	53
放課後等デイサービス（平日）	7	48
放課後等デイサービス（休日）	6	20

※国民健康保険団体連合会データから抜粋

○強度行動障害児支援加算の利用者数

単位：人

	平成30年 4月実績	令和3年 4月実績	令和5年 6月実績
児童発達支援	0	0	1
放課後等デイサービス	49	166	237

資料：国民健康保険団体連合会データから抜粋

## 4 サービスの安定供給と質の向上

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

各サービスにおける障害者（児）への支援を適切に評価し、サービスの質の向上や安定的な人材確保ができるよう報酬の見直しを行うこと。

### <現状・課題>

国は、令和3年10月、障害児通所支援の在り方検討報告書において、次期報酬改定に向け、人員基準や報酬の在り方を検討することとしているが、都はこれに先立ち、経験豊富な職員の配置など、質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を令和4年度から開始している。

放課後等デイサービスについては、令和3年度の報酬改定において、基本報酬が減額となる一方、児童の状態像に応じた指標該当児の割合により決定する報酬区分を廃止するなどの見直しが行われた。

しかし、その際創設された専門的支援加算では、これまで児童指導員等加配加算Ⅱとして認められていた5年を経験した保育士や児童指導員について、放課後等デイサービスでは認められず、不合理な改定により事業者の混乱を招くなど、サービスの質への影響が懸念されたところである。

訪問系サービスは、障害者の地域での自立を支える最も根幹的なサービスであり、サービス利用は伸びている一方で、居宅介護、重度訪問介護はヘルパーの確保・定着が難しく、事業所数が伸びていない状況である。

特に、重度訪問介護は、比較的長時間にわたりサービスを提供して採算が取れるよう、8時間を区切りとする単価設定とされているが、複数の事業所が短い時間のサービスをつなぐことで支援を行っている例もあることから、3時間程度の支援であっても十分な採算が取れるような報酬設定にする必要がある。

計画相談・障害児相談支援について、令和3年度の報酬改定においては、基本報酬区分の創設（相談支援専門員の常勤専従配置数などに応じた特定事業所加算の基本報酬への組み込み）や追加（専従相談支援専門員2名以上、うち1名は常勤専従の配置）などの見直しが行われたが、要件が厳しく、新たな基本報酬区分を取得できない事業所が多い。

また、計画決定月やモニタリング対象月以外の業務を評価する加算の創設や拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、制度の改善につながっていない。

計画相談支援・障害児相談支援事業所は、障害があるか分からない状態の方やその家族の相談やサービスの利用を迷っている方への相談対応を行うとともに、困難な事例においては多くの関係者とサービスの利用に向けた事前調整などを行っているが、サービスの利用につながらない場合は報酬が払われないため、これらの対応を評価するよう望む声は多い。

このため、相談支援に係る人材確保や事業が安定的に実施できるよう、報酬体系の見直しや報酬単価を拡充することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都型放課後等デイサービス事業の対象事業所のようにサービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。さらに、放課後等デイサービスにおける専門的支援加算については、専門性の確保や人材の確保、それによる質を確保するため、児童福祉事業に5年以上従事した保育士・児童指導員についても対象とすること。
- (2) 居宅介護、重度訪問介護の報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、適正なものとする。  
また、入院中の重度訪問介護の利用については、障害支援区分6の者のみを対象としているが、対象者用件を見直すこと。
- (3) 計画相談支援・障害児相談支援については、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談に係る対応や困難事例への対応などを適切に評価するとともに、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備にかかる時間・労力に見合った報酬が得られるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の引上げを行うこと。

## 参 考

### ○都型放課後等デイサービス事業

#### (概要)

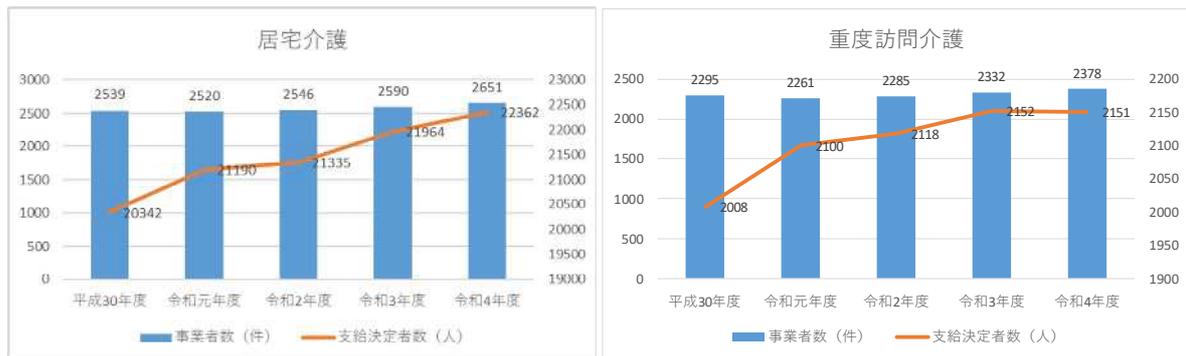
放課後等デイサービス事業所において提供する支援の質の向上を図るため、都が求める以下の要件を実施した事業所に対し、経費の一部を都が補助する。

#### (要件)

- ①放課後等デイサービスガイドラインに定める4つの要件を満たす個別支援計画の作成
- ②基準人員及び加配職員に加え、経験を有するコア職員の配置
- ③利用者の希望により19時までサービスを提供する体制の確保
- ④利用者の希望により送迎できる体制の確保
- ⑤都型放課後等デイサービス事業を実施する事業所間の意見交換の実施
- ⑥保護者による事業所評価の実施
- ⑦第三者評価の受審

### ○訪問系サービスの事業者数・支給決定者数

事業者数と支給決定者数の推移



### ○計画支援給付費の算定構造

計画支援給付費算定構造の比較

●令和2年度

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
サービス利用支援費	—	1462単位
継続サービス利用支援費	—	1211単位
(人員配置に応じて基本報酬に加算)		
特定事業所加算Ⅰ	4名以上(※1)	500単位
特定事業所加算Ⅱ	4名以上(※2)	400単位
特定事業所加算Ⅲ	3名以上	300単位
特定事業所加算Ⅳ	2名以上	150単位

(※1)4名のうち1名は主任相談支援専門員を配置

(※2)4名のうち1名は相談支援従事者現任研修修了者を配置

●令和5年度

報酬区分(サービス利用支援費)	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	4名以上	1864単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	3名以上	1764単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	2名以上	1672単位
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	<b>1名以上(※3)</b>	1622単位
サービス利用支援費(Ⅰ)	—	1522単位
サービス利用支援費(Ⅱ)	—	732単位

報酬区分(継続サービス利用支援費)	常勤専従の相談支援専門員数	報酬単価
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	4名以上	1613単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	3名以上	1513単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	2名以上	1410単位
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	<b>1名以上(※3)</b>	1360単位
継続サービス利用支援費(Ⅰ)	—	1260単位
継続サービス利用支援費(Ⅱ)	—	606単位

(※3)専従の相談支援専門員2名以上配置し、かつ常勤専従が1名以上

## 5 新たなサービス等の適正な報酬設定

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

都が先行して制度化している通貨型グループホームと同水準の人員基準等及び報酬の設定とすること。

また、児童発達支援センターの中核的機能に対応した報酬の設定とすること。

### <現状・課題>

国においては、障害者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、グループホームにおいて、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービスタイプの創設を検討している。

都では国に先駆けて、グループホームから単身生活への移行を図るための支援を行う通過型グループホームの制度を設けている。グループホームの事業者が一人暮らし等に向けた支援を十分に行うためには、ユニットごとに国家資格を取得している常勤かつ専従の職員を置くなど、都と同水準のきめ細かな人員基準等を定める必要があり、また、事業者が安定した運営を行っていくためには、その人員基準等に対応した適切な報酬設定が必要である。

児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的機能を担うことが明記された。

国は、その中核的機能のイメージとして、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」や「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」などを挙げているが、具体的な機能や担うべき業務が明らかになっていない。

改正児童福祉法が施行される令和6年4月から、児童発達支援センターがその中核的役割を果たすためには一定の準備期間が必要であり、現場が混乱しないよう、具体的な機能や担うべき業務の詳細を早急に示すべきである。

また、児童発達支援センターが安定した運営を行っていくためには、その役割や機能に見合った適切な報酬設定が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) グループホームから一人暮らし等への移行に向けた支援を行うことを目的とした新たなグループホームのサービス類型について、都が国に先駆けて制度化している単身生活への移行を支援するグループホームと同水準の人員基準等とするとともに、その基準等に対応した適切な報酬設定とすること。
- (2) 児童発達支援センターが担う地域の障害児支援に係る具体的な中核的役割や機能を早急に示すとともに、その役割や機能を十分に果たせるような報酬設定とすること。

参 考

○都が定める通過型グループホームの指定要件等

※（ ）は精神障害者を主に対象とするグループホーム

指定要件	概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組むことなど
入居定員	1ユニットを基本とし、定員は4人から7人まで
人員基準	○職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できる者を充てる ○世話人、代替世話人（及び顧問医）をそれぞれ1名置く（世話人は常勤） ○世話人には常勤の社会福祉士（又は精神保健福祉士等の国家資格を取得している者）を配置
通過型加算	1人当たり日額 926円

○通過型グループホームの設置状況（令和4年度末時点）

	都内グループホーム 全体	左記のうち 通過型グループホーム
ユニット数	2,595 ユニット	268 ユニット
定員	14,051 人	1,566 人

## 6 保健医療施策の推進

### 1 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 保健医療局)

看護職員等の処遇改善について、対象となる医療機関を拡大すること。また、医療機関の実情に応じて、処遇改善が適切に行われるよう、必要な措置を確実に行うこと。

#### <現状・課題>

看護職員の処遇改善については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和4年10月から、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が新設された。

しかし、この地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関は、一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）に限られており、また、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善を行う場合も、この「看護職員処遇改善評価料」の収入を充てることとしている。

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、令和6年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずるとされ、看護補助者については、1人当たり月額平均6,000円の賃金を引き上げるための措置が、令和5年度補正予算案に盛り込まれた。

令和6年度診療報酬改定に当たり、看護職員等の処遇改善が適切に行われるよう必要な措置を行うとともに、その他のコメディカル職員への十分な配慮が必要である。

#### <具体的要求内容>

診療報酬等による看護職員等の処遇改善について、対象となる医療機関を拡大すること。また、医療機関の実情に応じて、看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員を処遇改善の対象とした場合に必要となる財源についても確実に措置すること。

## 2 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 保健医療局)

- (1) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。
- (2) 現下の物価高騰の影響を踏まえ、診療報酬を適切に見直すこと。また、新興感染症の影響下においても安定的に医療が提供されるよう、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

都は地方と比較して用地費や人件費等のコストが高く（地価は全国平均の6.9倍等）、診療報酬制度や医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた配慮が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著に見られた都においては、通常の診療にも影響が及び、病院経営は厳しさを増している。

診療報酬については、入院基本料等において地域加算が行われているが、都における医療機関の経営の厳しさは増しており、より一層の充実が必要である。

光熱費や食材料費が高騰する中、公定価格である診療報酬を主な収入源とする医療機関では、物価高騰の影響を価格転嫁することができず、値上がり分は医療機関の持ち出しとなるため、診療活動や入院患者への食事提供など医療提供体制への影響が懸念される。

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援を行うこととされている。

### <具体的要求内容>

- (1) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市特性を十分に考慮し、必要な改善を行うこと。
- (2) 光熱費の高騰による影響を踏まえ、医療機関等が安定的・継続的に事業運営できるよう、診療報酬を適切に見直すこと。
- (3) 医療機関の入院時食事療養費について、患者の負担増とならないよう配慮した上で、現下の物価高騰の影響を適切に反映すること。

### 3 感染症対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 保健医療局)

- (1) 医療措置協定を締結する医療機関等が、平時から感染症対策を適切に実施できるよう診療報酬を見直すこと。
- (2) 高齢者施設等で感染者が多数発生した場合に備えて、平時から医療機関等が連携して医療を提供できるよう、診療報酬において適切に評価すること。

#### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症への対応においては、入院医療、外来医療、在宅医療等において、適切な感染予防等の観点から診療報酬上の特例として評価がなされている。

国は、こうした特例について、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しを行い、その上で、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うこととしている。

次の感染症危機に備えるためには、平時から、幅広い医療機関で感染症対策を実施することが重要である。

特に、改正感染症法に基づき、都道府県と医療措置協定を締結する医療機関等においては、个人防护具の備蓄や人材研修など具体的な有事への備えが求められることとなる。

また都は、新型コロナ対策において、高齢者施設等における療養者への医療支援体制の充実を図るため、東京都医師会の協力の下、各地区医師会が設置する医療支援チームの医師による施設診療の取組等を促進してきた。

こうした取組について、新たな感染症危機への備えとして、国のリーダーシップによりレガシーとして反映させながら、地域の医療機関による連携の深化を図ることが必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 感染症法上の医療措置協定を締結する医療機関等が、平時から、感染症対策を適切に実施するための体制を構築し、新たな感染症危機が発生した際に、患者の診察や入院受入れ等を迅速かつ円滑に実施できるよう、施設基準を十分に検討し、必要な経費を踏まえた診療報酬制度とすること。
- (2) 新興感染症の発生・まん延時に高齢者施設等で感染者が多数発生した場合に備えて、平時から嘱託医や医療機関等が連携して医療を提供できるよう、往診等にかかる診療報酬を適切に評価すること。

## 7 新興・再興感染症対策の充実

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)  
(都所管局 保健医療局)

- (1) 海外の発生状況等の情報収集体制、水際対策の強化を図ること。また、国において専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体等と連携して一体的に対策を推進すること。
- (2) 迅速・効率的な情報把握のため、感染症サーベイランスシステムと医療・介護分野のシステムの連動性を向上させるとともに、電子カルテシステムの導入を支援すること。
- (3) 新興感染症等発生時に医療機関が効果的かつ迅速に対応できるよう、設備整備や精度管理に係る支援の拡充を図ること。
- (4) 協定指定医療機関について、必要な財政支援を行うとともに、自治体等の意見を聴取しながら、実効性のある仕組みとすること。
- (5) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、安定的な供給を行うこと。
- (6) 新興感染症等の発生に備え、医療現場において感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。
- (7) 保健所の人材確保や応援体制の構築、業務負担軽減に向けたデジタル化等を進め、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (8) 蚊媒介感染症や、遺体取扱いなど感染症対策に係る諸課題への対応を進めること。
- (9) 感染症のまん延リスクの高い大都市における対策強化のための技術的・財政的支援の拡充を行うこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染症との闘いで得た知見等を、レガシーとして保健医療政策全般に反映させていくこと。

## <現状・課題>

明治30年（1897年）に伝染病予防法が制定されて以降、医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、新興感染症の出現など、我が国の感染症を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした変化に対応するため、平成10年10月2日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が制定（平成11年4月1日から施行）され、感染症に迅速かつ的確に対応し、患者の人権に配慮した感染症対策が行われている。

一方で、令和元年（2019年）12月に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は瞬く間に日本を含む世界中に広がり、我が国における感染症対策の課題を浮き彫りにした。

新型コロナについては、本年5月8日から法律上の位置付けが5類感染症に移行し、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされた。

また、令和4年12月に感染症法の一部が改正され、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定を締結する仕組みが創設された。新興感染症発生時に協定締結した医療措置を講じるには、平時からの感染症対応の施設・設備整備や個人防護具の備蓄等の環境整備のほか、医療人材の育成、質の向上等を図ることが重要である。

日本の経済活動の中心であり、国際空港や港を抱える東京において、都民・国民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、新型コロナとも共存した活気あふれる日本、すなわち、「サステナブル・リカバリー」を実現するとともに、新型コロナ対応での経験を踏まえて、今後の未知なる感染症流行時においても、社会を止めない、感染症に強い東京を実現するためには、国と都が緊密に連携して取り組んでいくことが重要である。

## <具体的要求内容>

- (1) 感染症の発生の早期探知や国内侵入防止のため、海外における発生状況の情報収集体制を強化するとともに、検疫体制の充実、病原体等の検査体制及び地方自治体との連携体制の充実強化を図ること。
- (2) 新興・再興感染症に係る専門性の高い調査研究を行うとともに、地方自治体への的確な情報提供や支援を行い、一体的に対策を推進すること。新たな感染症の発生時には、感染症の特性を迅速に分析し、その特性を踏まえ、発生予防、まん延の防止、医療の提供その他の対策の総合的な推進を図るための指針を示し、地方自治体や関係機関と連携して対策を推進するとともに、十分な財源を確保し地方自治体等の取組を支援すること。
- (3) 感染症発生時における医療機関からの迅速かつ効率的な情報把握のため、電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、感染症サーベイランスシステムのみならず、広く保健・医療・介護分野等の他のシステムとの連動性を向上させること。また、電磁的方法による届出・報告の普及・促進を図るため医療機関における電子カルテシステムの導入を支援すること。
- (4) 新興感染症等発生時に医療機関が機能や役割に応じて効果的かつ迅速に対応できるよう、予防計画を踏まえて診療所を含めた医療機関における検査体

制の整備を進めるため、検体検査機器設備整備や精度管理に係る財政的・技術的支援を拡充すること。

(5) 令和4年12月の改正感染症法において規定された協定指定医療機関について、施設・設備整備や個人防護具の備蓄、研修等に要する経費など、必要な財政支援を行うこと。また、施行後においても、自治体や医療機関等関係機関の意見を聴取しながら適切に対応し、実効性のある仕組みとすること。

(6) 感染症に罹患し入院を要する患者等の移送については、迅速に適切な医療の管理下に置き、安全かつ効率・効果的な運用が行えるよう、衛生主管部局と消防機関等との連携等についてルール化を行うこと。

また、一自治体による患者対応が困難な場合に近隣都道府県間等における広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め早期に課題を整理し、実施体制の整備を進めるとともに、そのための搬送体制の整備も含め必要な財源を措置すること。

(7) 新興感染症等の発生に備え、医薬品やワクチンに関する研究開発を進めるとともに、備蓄も含めた安定的な供給体制の構築を行うこと。

ア 安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発が迅速に行われるよう、医薬品やワクチンに関する研究開発に恒常的に取り組む体制とともに、治験や承認を速やかに行える仕組みの構築を進めること。同時に、国家の安全保障の観点からも、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ 医薬品及び医療資機材の確保を図り、有事の際に安定的供給や円滑な流通が迅速に行えるよう、国としてサプライチェーンを構築するなど備えを講じておくとともに、治療薬、検査キット、人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター、感染防護具等、感染症医療に必要な医薬品や医療機器などについて、国として備蓄を進めること。備蓄に当たっては、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら行うこと。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬をはじめとする感染症治療薬について、引き続き安定的供給に努めること。また、医薬品等の備蓄については、効率的な備蓄のための検討を行うとともに、廃棄処分に係る経費も含め備蓄に係る必要な財源措置を行うこと。

エ 新興感染症の発生時において、かかりつけ医が治療薬をより積極的に投与できるよう、諸外国における状況等を踏まえながら、患者の年齢、既往歴、他の薬の断薬の有無など、国内外における臨床現場での処方情報を開示して、治療薬の活用を促進するための方策を国として早急に示すこと。

(8) 地方自治体による感染者情報の公表に関して、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、国民の安全・安心の確保とプライバシーの保護、感染症を理由とした差別や風評被害の防止等を十分に考慮して、統一的な公表基準を示し、広く周知すること。

(9) 新興感染症等の発生に備え、感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成を進めること。

ア 広く医療機関において、適切な感染制御の下に診療が行えるよう、感染症専門医や感染管理看護師等の育成・配置を促進するとともに、新たな感

感染症の発生初期段階から対応できる人材や、疫学研究に関する人材など、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。また、現場の実情に即した短期的な研修プログラムの作成・提供や、自治体が医療機関の人材育成等に対する支援を行う際の財源措置を行うこと。

- イ 新型コロナの感染拡大により院内感染の対応や看護職員の欠勤等により全国で医療機関でのマンパワー不足が生じた。このため、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。今後、新たな感染症の拡大により、医療現場でのマンパワー不足が生じた際に、こうした人材を様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。
- (10) 感染症発生時において積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。
  - ア 公衆衛生医師や保健師など感染症対策に携わる人材育成の拡充や人材確保に取り組む自治体への支援、都道府県域を越えた広域的な応援職員派遣の体制整備を更に進めるなど、保健所が感染拡大時にも対応できる体制の構築を図ること。
  - イ 保健所がデジタル技術を活用し、効率的に情報収集や整理などを行い、業務負担が軽減されるよう、DXの推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。
- (11) デング熱等をはじめとする蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や検査の保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。
- (12) 新興感染症等の発生に備え、遺体の搬送、火葬等について、手順、方法等を具体的な基準として定めて示すとともに、自治体において体制整備等が必要な場合には、適切な支援を図ること。
- (13) 国際化の進展や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市の特徴を踏まえ、旅行者等の入国者に対する多言語による情報提供、一類感染症等発生時対応の際に医療従事者が着用する防護着等の医療資機材確保など、独自の感染症対応対策の強化に取り組む地方自治体に対し財政的支援を拡充すること。
- (14) 約3年にわたる新型コロナとの闘いで得た知見や仕組みを、レガシーとして今後の感染症対策に活かしていくことはもとより、コロナ禍で浮き彫りとなった以下の課題を保健医療政策全般に反映させていくこと。
  - ア 新型コロナ対策において、往診体制の強化、高齢者施設等の配置医師との連携、オンライン診療の推進、民間救急サービスの活用などが効果を発揮した。こうした施策について、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で暮らしを継続するために一層重要となる地域包括ケアシステムの深化を図ること。
  - イ 新型コロナ対応を反映した新たな診療報酬体系を構築することとなる、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定に向けては、現場を担う自治体や医療関係者等の意見を丁寧に聴取しながら検討を進めること。
  - ウ 新型コロナのり患後症状（いわゆる後遺症）により日常生活に影響が出

ている国民もいることから、引き続きデータ収集、分析・検証を行い、専門家の知見を生かしながら後遺症のメカニズムや症状、患者数等の実態解明、診断基準の明確化や治療薬の開発を早急に進めること。

エ 感染症への取組は国全体での対応が必要となることから、新たな感染症危機に備えるための予防計画に基づく取組や、その中でも特に、数値目標を設定する事項に係る取組に必要な経費については、自治体や医療機関等の負担とならないよう、必要な財源措置を行うこと。

## 7. 生活・産業

# 1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省  
・経済産業省・環境省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・財務局  
・産業労働局・教育庁)

都が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、都に必要な資源を集中的に投入すること。

## <現状・課題>

都では、令和3年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、スピード感を持って施策を展開している。

都が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

## <具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、Web3.0の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制の見直し及び明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。
- (2) セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、各種非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の対象とするなど必要な環境整備を進めること。
- (3) 2,000兆円を超える国内個人金融資産について、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させ、幅広い都民の安定的な資産形成を実現するため、
  - ① NISA制度が恒久化等抜本的に拡充されることを踏まえ、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むとともに、iDeCoの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
  - ② 若年層から高齢者までの様々な世代の人々がそれぞれのライフスタイルに応じて金融商品の選択が可能となるよう、適切な勧誘や助言が行われるための制度的な枠組みの構築など必要な措置を講じること。
  - ③ 金融リテラシー向上に向けた取組を一層推進するとともに、国、地方自治体、民間団体等の連携の仕組みを構築すること。
- (4) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (5) 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金

として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

- (6) 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、新たに策定された企業のサステナビリティ情報の国際的な基準に沿った日本版基準の早期策定を後押しするとともに、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- (7) アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及に取り組むこと。
- (8) インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、今後創設される「インパクトコンソーシアム」において、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを積極的に聴取し、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- (9) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、国内企業の英文による情報開示を推進すること。
- (10) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (11) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (12) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (13) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
  - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBT等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
  - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
  - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
  - ④ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- (14) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (15) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
  - ① 外国人美容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
  - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (16) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講ずること。

- (17) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (18) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (19) 新興資産運用業者に対する運用資金の拠出を促進していく観点から、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）をはじめとする公的年金等の管理運用主体に対して、運用機関に求める要件の緩和について適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと。
- (20) 国内ファンドの外国組合員に対するP E（恒久的施設）課税の制度について、外国からの投資を促進する観点から、免除要件の緩和など適切な措置を講じること。
- (21) 令和4年2月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（V e r . 3 . 0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢変化等を見据え、金融業界全体の取組の高度化を図ること。
- (22) 都が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、
- ① 高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
  - ② 外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）における在留資格緩和を早期に実現すること。
  - ③ 優れた外国人投資家の支援でグローバルに活躍するスタートアップを創出するための新規在留資格の創設を早期に実現すること。
- (23) 国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）が入国可能となる在留資格の創設に向けた検討を加速し、早期に実現を図ること。なお、検討に当たっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業等が可能となるような活動を認めること。
- (24) 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。
- (25) カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

## 2 資産運用立国の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省  
・厚生労働省・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室)

「資産運用立国」の実現に向けて、国内外の投資家から成長分野への資金拠出の拡大、資産運用業者の新規参入や成長促進に必要な税制や規制等の見直しを行うこと。

### <現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、こうした都の取組と軌を一にするものである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。また、投資家とスタートアップ等の成長企業の繋ぎ手として、資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能を一層強化していくことも重要である。

そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。このため、以下の事項を要望する。

### <具体的要求内容>

#### 1 国内資金を成長分野への投資にシフトする

##### (1) 国内機関投資家のアクティブ運用を促進

###### ア アクティブ運用を加速するための枠組みを構築する

- ① 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、公的年金のアクティブ運用を一層進めること。
- ② 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

###### イ 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ① インパクトファンドや、再生可能エネルギー設備等を投資対象とするイ

ンフラファンドに投資を行った機関投資家等に対して、税制上の優遇措置を講じること。

- ② 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

ウ Web3で世界をけん引する企業等への投資を促進

- ① ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、他社が発行した暗号資産を法人が継続的に保有する場合、期末時価評価課税の対象外とすること。
- ② 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

(2) 家計金融資産による投資を拡大

ア 金融リテラシーの向上

- ① 国が設立予定の「金融経済教育推進機構（仮称）」を中心として、学校や職域等における各年代を対象とした金融経済教育を充実させること。その際、担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。
- ② 同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。

イ 長期投資を促進するための仕組みを創設

- ① 2024年から導入される新しいNISAの活用が進むよう、制度等の一層の周知を行うとともに、金融機関の変更手続をデジタル化する等、更なる利便性向上を図ること。
- ② 被相続人のNISA口座内の資産について、相続人のNISA口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- ③ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

ウ 個人がスタートアップ等の成長分野に少額投資できる機会を一層拡大

- ① 投資信託等を活用し、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。非上場株式等の流動性の低い有価証券の評価基準を明確化し、組入を促進すること。また、排出権等、組入可能な投資対象を拡大すること。
- ② 上場ベンチャーファンドについて、現在、週単位、月単位で求められている開示基準を四半期に緩和する等、上場銘柄の増加に向けた基準の見直しを行うこと。また、同ファンド等に投資した個人に対して税制上の優遇措置を講じること。
- ③ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するた

め、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

## 2 海外からの成長資金を呼び込む

### (1) 国内金融市場のグローバル対応を推進

#### ア 国内企業の英文 I R 情報開示を一層推進

- ① プライム市場における英文 I R 情報開示の義務化を速やかに実現すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。
- ② 国内企業の英文 I R 情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、利用企業の対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。
- ③ 都と F i n C i t y . T o k y o が進める英文 I R 情報開示支援事業 ( D i s c l o s u r e G ) の取組を全国で展開すること。

#### イ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進

- ① 海外企業の日本での上場を促進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

### (2) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

#### ア 海外資産運用業者等の参入促進等に向けた税制、規制緩和

- ① 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレーヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- ② 海外当局から許認可等を受けている海外の資産運用業者等が、国内で投資運用業務を行う場合、本国のコンプライアンス部門が日本法人の同部門を兼務すること等を前提に、国内の弁護士等への外部委託を認めること。
- ③ 海外の機関投資家が、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に投資した場合、租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず、海外への配当等に対する源泉徴収を行わないこと。

#### イ 魅力的なビジネス・生活環境の整備

- ① 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記、入国管理、雇用保険、労働保険、健康保険・厚生年金保険等の手続きについて、法令等を改正し、英語による記載・申請を可能とすること。
- ② 外国企業の法人預金口座開設の円滑化に向けて、英語対応可能な窓口の設置等、適切な措置を講じるよう、金融機関に対する働きかけを行うこと。
- ③ インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- ④ スタートアップへの投資・育成を行う外国人投資家が、日本に長期滞在できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑤ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑥ 高度金融人材の配偶者が、日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークで就労できるよう、在留資格を緩和すること。

### 3 資産運用人材を育成し、インベストメントチェーンを高度化する

#### (1) 資産運用業等の創業を促進

- ① 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- ② 投資運用業者が運用に専念できるよう、ミドル・バック業務を専門に行うプラットフォームとなる「ファンド・マネジメント・カンパニー」の登録制度を構築すること。
- ③ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

#### (2) 資産運用業の成長を支援

- ① EMが、自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるよう、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体からEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。
- ② 適格投資家向け投資運用業における運用財産総額の上限（200億円）規制について、上限額の引上げや上限額の算定から含み益を除外する等の緩和措置を講じること。
- ③ 資産運用業者の事務負担軽減のため、適格投資家（プロ）向けの私募投資信託の基準価額について、投資信託協会への毎日の報告義務を見直すこと。

#### (3) 金融エコシステムを支える人材を育成

- ① サステナブルファイナンスや金融工学等を学べる教育機会を拡充する等、金融プロフェッショナル人材の育成に取り組むこと。
- ② 金融庁で創設を予定しているコンソーシアムにおける多様な関係者の議論も踏まえ、インパクト投資の活性化に向けたデータ整備や人材育成等の取組を進めること。

### 3 スタートアップ支援の推進

#### 1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくために、起業数及びユニコーン数の拡大に向けて、都と密接に連携を図りつつ、施策を抜本的に強化すること。

##### <現状・課題>

世界の変革と成長は、スタートアップが牽引しており、また、スタートアップのイノベーションが社会課題を解決することから、世界では国や都市を挙げてスタートアップのエコシステムを創り出している。

国は、昨年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像をとりまとめた上で、6月に打ち出したいわゆる「骨太の方針2023」においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進など具体的な施策展開の方針を明らかにしている。

都も、昨年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、取組を着実に推進しており、今秋11月には「Tokyo Innovation Base (TIB)」のプレオープンを迎える。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都が連携し、オールジャパンで取組を推進するとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、多様な側面からの支援強化を行い、抜本的に施策を強化する必要がある。

##### <具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進めるとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面から抜本的な支援強化を図ること。

## 2 スタートアップの世界への発信

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、国内外のイベントの利活用、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を一体的に進めること。

### <現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術をもつスタートアップを海外からも的確に認知し把握できるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において、国内スタートアップの海外展開の強化として、海外のベンチャーキャピタル・スタートアップ・起業家に対し、日本のスタートアップや支援制度に関する情報発信を進めるとしている。

都でも、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」で、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、取組を進めている。

### <具体的要求内容>

2024年5月に都で開催予定の「SUSHI Tech Tokyo 2024」や国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルと繋がるプラットフォームを構築すること。

### 3 イノベーションを起こす場づくりの推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・文部科学省・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

「Tokyo Innovation Base」、国機関も入居してスタートアップ支援策を共同して実施するとともに、国の関連施設において、連携した支援プログラム等を展開・推進すること。

#### <現状・課題>

世界で活躍するスタートアップ企業を数多く生み出すためには、イノベーションを起こす場づくりが重要である。

国では、昨年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」において、グローバルスタートアップキャンパス構想を示すなど、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進んでいる。

都では、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」において掲げた、スタートアップ同士が交流し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大学、行政等が気軽にアクセスできる場であり、重点的な支援を提供する一大拠点「Tokyo Innovation Base」が今秋11月にプレオープンを迎えるこの拠点が効果的な場としていくために、都内各地の拠点とも連携し、多様な支援プログラムを提供するなど、エコシステムの大きなネットワークを創り上げることが重要である。

#### <具体的要求内容>

「Tokyo Innovation Base」が、スタートアップ同士の交流のみならず、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ支援が行われる場となるよう、ベンチャーキャピタルやアクセラレーター、大学、大企業等とともに、国機関も入居してサービスを提供すること。また、国の関連施設との支援プログラムの実施等、連携した取組を進めること。

## 4 海外投資家の誘致

(提案要求先 内閣府・経済産業省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

### <現状・課題>

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べ圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、昨年11月の「スタートアップ育成5か年計画」の第二の柱「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」として、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都では、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、取組を推進している。

### <具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

## 5 公共調達への推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組について、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとするとともに、自治体が発注できる法制度の整備を進めること。

### <現状・課題>

公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

国が昨年11月に発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であるとの認識が示されている。

また、国では情報システム調達改革検討会を開催し、デジタルマーケットプレイスの検討が進められており、令和5年度中に実証を行い、早期の導入を目指しているが、スタートアップからの公共調達拡大に有効な施策であると考えられることから、すべての自治体が活用可能な具体的な場として強力で推進されたい。

### <具体的要求内容>

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から、都や他自治体も含めた公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

また、国が実証を行うデジタルマーケットプレイスの検討に当たり、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加するなど、検討の段階から自治体の参画を得て制度が効果的なものとして構築されるように取り組むこと。

## 6 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。デジタルノマドビザを早期に創設するなど、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

### <現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国において、「規制改革関係府省庁連絡会議」は、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議決定）において、「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」こととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため設置された。

都では、昨年11月のGlobal Innovation with STARTUPSにおいて、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援の推進を進めている。

国においても、令和4年度の「規制改革実施計画」を定めており、スタートアップの規制・制度見直しについても言及されている。

### <具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。また、スタートアップとの協業や国内企業との交流等を通じたイノベーションの促進を図るため、デジタルノマドビザの早期実現を図ること。なお、検討に当たっては、国内のスタートアップ等との交流や、国内企業と契約して報酬を受けること（必要に応じ、一定の要件を設ける）などを可能とすること。

## 7 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できるようにすること。

### <現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない。

### <具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を活かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■ 国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○ 参考条文

■ 地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■ 国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 (承認 TLO)	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■ 地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成29年4月地方独立行政法人法第21条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

## 8 アン Entrepreneurship 教育の推進

(提案要求先 内閣府・文部科学省)  
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・産業労働局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めた Entrepreneurship 教育を実施すること。

### <現状・課題>

これまで国では、次世代 Entrepreneurship 育成事業 (EDGE-NEXT) として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、昨年11月に発表された「スタートアップ育成5か年計画」では、Entrepreneurship 教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」で Entrepreneurship (起業家性) の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的な Entrepreneurship 教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、Global Entrepreneurship Monitor の調査では、起業家性を応援する文化は47か国中44位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、日本財団の18歳意識調査では、日本の若者の社会変革の意欲は6か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味での Entrepreneurship が求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

### <具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていた Entrepreneurship 教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的な Entrepreneurship 教育を実施すること。

## 4 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。

### <現状・課題>

#### (1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長であるsub6帯やミリ波帯などの周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和3年度末）」（令和4年10月21日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.5%であったものの、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

#### (2) 補助制度の対象拡大

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費

等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、太陽光パネル及び蓄電池等による電力確保策並びに衛星通信を活用した電波のエリアカバーの方策について、補助制度に組み込むなどの見直しを行うとともに、実効性のある財政措置を講じること。

参 考

(1) (2) 国施策の根拠法令・計画

- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和4年3月22日総基移第63号）

## 5 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との円滑な連携など、都が取り組む官民連携データプラットフォームの構築を支援すること。

### <現状・課題>

都は、「スマート東京」(東京版Society 5.0)の実現に向けて、都が保有するデータに加えて、都内の区市町村、関係機関、民間企業等から得た官民の多様なデータを元に、都民のQOL向上に資するサービスの創出を支援する「東京データプラットフォーム」を今年度整備する予定である。

また、国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、広く多様なデータを活用して新しい価値を創出するために、重点的に取り組むべき分野を指定した上で、関係省庁とデジタル庁が協力して2025年までにプラットフォーム実装をすることを目指し取組が進められている。

官民のデータ流通を促して、イノベーションを後押しするとともに、社会課題の解決につなげていくためには、こうした国や都などが整備するデータ連携基盤が、技術的仕様や運用性等の観点で協調し、今後のデータ連携基盤同士の接続を見据え、相互運用性を確保することが不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### <具体的要求内容>

スマートサービスの創出に向けて官民のデータ連携の実現を目指す「東京データプラットフォーム」の構築に際して、国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との連携が円滑に行われるように、情報提供や技術支援を行うなど、必要な支援を講じること。

## 6 次世代モビリティの社会実装の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)  
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

- (1) L4自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全性確保に関わるより一層の事業者向け技術支援を進めるほか、国民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信等を拡充すること。
- (2) 「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、機体認証や管制、パーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めるとともに、社会受容性の向上に向けた取組への支援を推進すること。

### <現状・課題>

- (1) 事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応できるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、走行ビッグデータの活用促進や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となって頂くことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

- (2) 国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、2022年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、2023年9月から「パーティポート」整備指針に関するパブリックコメントが実施されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会のもとに設置された離着陸場WGへの参画を図るとともに、市街地での社会実装に向けたプロジェクトを展開している。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、機体認証や管制、パーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可

欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、また、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となる恐れがある。また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、社会受容性の向上に向けた取組が求められる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 早期に自動運転車両の安全性を確保するため、技術開発を行う際に、ビッグデータの活用や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、環境整備に努めること。

また国民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる情報を発信するほか、国民などが実感できる場づくりを行うこと。

- (2) 「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において機体認証や管制等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、環境アセスメントなど各種法制度を柔軟に取り扱う事が出来るよう、適切な方向性を示すこと。

また社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援すること。

## 7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

### <現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から緩やかに持ち直しているものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壌診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足を契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を、同年10月に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、エネルギー等の価格高騰により厳しい状況にある事業者への支援や、肥料・飼料、穀物等の国産化の推進、国産材の転換等に取り組んでいる。

しかし、長引くウクライナ情勢や円安、電気料金の高騰など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

### <具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

## 8 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するMICE誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたMICEの多くは中止や延期を余儀なくされ、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。また、ハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、MICEを取り巻く状況は大きく変化しており、都では、このようなコロナ禍を通じたMICE市場の変化を捉え、今後、効果的なMICE誘致を展開するため、「東京都MICE誘致戦略2023」を令和5年1月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

### <具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、MICE開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、MICE業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、IT関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、MICE誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にPRできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

## 9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) さらなるインバウンド需要喚起につなげるため、観光目的で来訪する外国人旅行者に対する査証発給について、適切に要件緩和を進めること。
- (3) インバウンド需要の本格的な回復に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

### <現状・課題>

令和4年10月11日に水際措置が大幅に緩和され、ビザなし渡航や個人旅行の受入が再開された。令和5年3月の訪日外国人旅行者数は181万7500人で新型コロナウイルス感染拡大前の約65%水準となり、中国を除いて堅調に回復している。また、令和4年度末には、「観光立国推進基本計画」が改定され、訪日外国人旅行消費額5兆円の早期達成等が目標として掲げられた。

今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、2025年に国内で開催される世界陸上競技選手権大会やデフリンピック大会、日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京2020大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の早期回復と振興につなげていくことが求められる。

### <具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層

推進すること。

- ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
  - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。
  - ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。
  - ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の本格的な回復に向けて、2025年に国内で開催される世界陸上やデフリンピック、大阪・関西万博等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

## 10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省)  
(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

### <現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

### <具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

# 1 1 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)  
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

## <現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

## <具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に付属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園やNPO法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

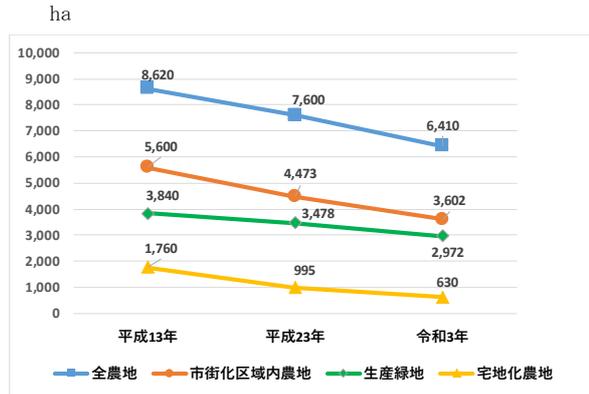
## 都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

### 現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約870haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
  - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2021

### 現行の都市農業・農地に係る制度と課題

#### ■ 制度

##### 生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
  - ・ 固定資産税は農地課税
  - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

##### 相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
  - ・ 終生営農が条件
  - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

#### ■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

### 国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
  - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
  - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
  - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

## 1 2 ライフ・ワーク・バランスの推進

### 1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

#### <現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、2024年4月以降、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されることになっている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めてい

くには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

2020年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2025年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、2022年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）	2019年4月1日	
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	2019年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

## 2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)  
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

### <現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差 Biz」を一体的に推進する「スムーズBiz」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は約6割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。  
また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

## 【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

### ○「テレワーク東京ルール」の策定

#### 【テレワーク東京ルール】

##### <テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・働き方改革</li><li>・ビジネス革新</li><li>・人材活用</li><li>・危機管理</li><li>・地域振興</li></ul> |  | <p>ライフ・ワーク・バランスの実現</p> <p>生産性の向上（ビジネスにおけるDX）</p> <p>多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）</p> <p>災害・感染症拡大時など非常時の事業継続</p> <p>勤務地・働く場所の分散による地域活性化</p> |
|--|---|--|

##### <テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

##### 【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

### ○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

## 1 3 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.7パーセントへの段階的な上げや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

### <現状・課題>

都における令和4年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.14パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲がさらに拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業

に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

#### 参 考

#### 【民間企業の雇用者数（東京）】

令和4年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成30年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年度 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和2年度 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和3年度 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和4年度 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)

※雇用者数（人）はカウント数

## 1 4 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

### 1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

#### <現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

また、令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、さらに令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。

#### <具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

## 2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、女性の視点も踏まえた社会保障制度等の検討を着実に進めること。
- (4) 暮らし方や働き方の変化を踏まえた社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

### <現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入(106万円または130万円)となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について(令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定)」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等を取り組むべき課題としている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)(令和5年6月13日決定)」では、「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。」とされている。さらに、子供未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)も同様の取組について言及されている。

令和5年9月27日に公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、令和5年10月から、(1)106万円の壁への対応(①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、(2)130万円の壁への対応(③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、(3)配偶者手当への対応(④企業の配偶者手当の見直し促進)

を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進することが示された。

当面の対応とともに、就業調整を行っている短時間労働者の女性がいることを踏まえれば、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行についても、見直しを進めていくことが必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性なども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、女性版骨太の方針2023に示された、女性の視点も踏まえた社会保障制度等の検討を着実に進めること。なお、検討にあたっては、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- (4) どのような働き方を選択してもライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、くらし方や働き方の変化を踏まえた社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

## 1 5 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者へ「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

### <現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 5 年 8 月 31 日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 45,085 件となり、都の政策連携団体等も 35 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

< 具体的要求内容 >

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

## 参 考

### <中小企業受注拡大プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

#### 1 <ビジネスチャンス・ナビ>

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

#### 2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

#### 【ビジネスチャンス・ナビの概要】



### <令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ>

#### ○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

#### ○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

## 1 6 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設するカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

### <現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

本年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構

想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX-E TS）が2023年度より試行的に開始し、2026年度より本格的に稼働する。併せて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX-E TSの目標達成に活用可能なクレジットとして、J-クレジットとJCMを位置づけ、市場取引を開始するが、その活性化が課題となっている。

<具体的要求内容>

- （1）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- （2）国が開設するカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX-E TS）の参加企業以外でも取引が可能となることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

## 1 7 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

### <現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、これまで原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、円安等を背景としたスタートアップの海外展開を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係構築を推進するため、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設し、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和4年10月28日には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を取りまとめ、令和4年度第2次補正予算で中小企業等事業再構築促進事業において物価高騰対策・回復再生応援枠を創設するなど、中小企業の支援を拡充している。

しかし、年間ベースでみた企業物価指数の伸びが、令和4年は昭和56年以来の最高値を記録し、現在も対前年比で高い水準で推移するなど、物価高騰等の影響は今後も一定程度継続することが見込まれる。また、日本商工会議所・東京商工会議所が本年2月に中小企業に実施した調査では、人手不足等を多くの中小企業が感じつつも、今年度内の賃上げが未定又はできない割合が4割を超え、賃上げを行う予定の中小企業も、そのうち6割以上は防衛的な賃上げ（業績の改善がみられない中での賃上げ）となっている。

こうした厳しい経営環境にある中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

### <具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、パートナーシップ構築宣言の実効性の向上を図ること。

## 1 8 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等の社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰りに対する支援について、経済が本格的な回復に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしており、令和5年5月の5類移行後も、資金繰りに苦しむ中小企業者は依然存在している。

現在、その影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

こうした中、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度であったが、令和4年9月で取扱いが終了した。

また、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

さらに、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が本格的な回復に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。

- (3) 金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度の利用を促進するため、借入時に発生する保証料負担の更なる軽減や、実質無利子融資の借換需要増を踏まえ限度額の拡大を図ること。
- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないよう、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

## 19 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

(提案要求先 農林水産省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること

### <現状・課題>

平成16年に国内で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和2年以降、毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生リスクは継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

### <具体的要求内容>

#### (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

#### (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

## 8. スポーツ・教育

# 1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」開催への全面的支援

(提案要求先 スポーツ庁)  
(都所管局 生活文化スポーツ局)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。)及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。)の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

## <現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

昨年、両大会の東京開催が決まり、2025年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。両大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて多様性の大切さを力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめ、国際スポーツ大会の成功に向けて必要な取組を行っていくこととした。

国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定める通り、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

なお、大会に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、両大会が透明で公正な大会となり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていくこととしている。

<具体的要求内容>

両大会の開催・準備について、人的・財政的支援、国所管施設の使用料免除、セキュリティの確保、海外の選手・関係者の出入国時の感染症対策、査証や関税等の取扱いを含む出入国対応、更に競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化、情報保障の充実など、国が行う主体的取組を具体的に検討の上、各省庁と連携して取り組むこと。

## 2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校) の拡充等

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校) の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- (4) その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

### <現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では237,844人、都内公立小・中学校では21,536人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和3年度問題行動等調査によると、全国に1,634施設あ

る教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は24,919人で、不登校児童・生徒全体の約10.5パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により97施設が設置され、3,169人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約14.7パーセントという状況である。また、不登校特例校については、令和5年4月現在、全国で24校しかなく、そのうち都内公立学校は5校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校生徒の多い中学校には対応の中心となる教員を加配し、校内の居場所づくり、学習支援や相談支援など、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（第10条・第11条）。

さらに、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援  
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

(3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

(4) 不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

### 3 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)  
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

#### <現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やデジタルの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担を軽減するため、副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (3) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

- (4) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任、研究主任、司書教諭や校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (5) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (7) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

## 4 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

### <現状・課題>

#### (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

#### (2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

## 5 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 令和7年度に向けて検討するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」について、令和5年度中には新たな整備方針及び整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示すこと。
- (2) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額し、端末補助に係る地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える自治体に対しては、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行うこと。なお、スキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮すること。
- (4) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (7) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (8) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (9) 校内通信ネットワークや端末整備等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (10) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。
- (11) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

## <現状・課題>

Society 5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

一方、都内自治体では、早ければ令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える。学校のICT環境の変化を受け、GIGAスクール構想を一過性のものとすることなく、持続可能なものとして今後のICT環境整備につなげていくことが重要である。

国は、令和7年度に向けて、今後のICT環境整備の在り方について様々な論点を整理し、新たな整備方針を策定するとしているが、自治体によっては令和6年度に端末の更新時期を迎えることから、令和5年度中には新たな整備方針及び当該方針に基づく整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示す必要がある。その上で、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としなければならない。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、3クラスに1クラス分程度の端末整備を水準としている地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末を先行して整備した地方公共団体においては、令和6年度には端末の更新時期を迎える自治体もあることから、令和6年度において、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、地方公共団体ごとの整備

時期の違いによって、費用負担の不公平が生じないように、また、全自治体が令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行う必要がある。その際、構築したスキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮する必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしている。都では、令和4年度に都内全区市町村を対象とする東京都GIGAスクール推進協議会を設置し、今後、事業を実施していくが、国は補助割合のかさ上げを令和5年度までとし、当該事業自体も令和6年度までの予定としている。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。また、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、GIGAスクール運営支援センターの整備に必要な経費を十分に充当できていない。令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。令和4年度で終了予定だった地方財政措置は令和6年度まで2年間延長されたが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

校内通信ネットワークの整備については、校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求めら

れており、継続した財政支援が必要である。さらに、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

一連の端末や校内ネットワーク整備等に対する補助において、令和3年度以降新設する学校分や令和3年度以降の児童・生徒増加分は補助対象となっていない。また、一人1台端末や指導者用端末の整備等、学校のICT環境整備においては「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」がされているが、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇により、同一性能の端末を導入するに当たってもその費用負担は上昇している。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

さらに、令和6年度からの段階的なデジタル教科書の導入について、小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」、次に「算数・数学」という方向性が示された。そのことを踏まえた国の令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」においては、「英語」は全校対象に提供されたが、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまり、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校において対象校に差が生じた。デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

#### <具体的要求内容>

(1) 令和7年度に向けて検討するとしている「学校におけるICT環境の整備

- 方針」について、令和5年度中には新たな整備方針及び当該方針に基づく整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示すこと。
- (2) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額し、端末補助に係る地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えること。
  - (3) 令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える自治体に対しては、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行うこと。なお、スキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮すること。
  - (4) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (5) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (6) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (7) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人1台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (8) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
  - (9) 校内通信ネットワークや一人1台端末整備等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
  - (10) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
  - (11) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
  - (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。

- (13) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。

## 9. 治 安 对 策

# 1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

## <現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、日本政府もテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりのない個人によって、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近に入手可能な凶器を使用した無差別殺傷事案等が続発しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するために警備現場に掛かる負担は重大なものとなってきている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することがこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

## <具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防

止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。

- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8 K、5 G、A I等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

## 2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和4年中は、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになったほか、政府機関や国内企業等の運営するウェブサイトが一時閲覧不能になる事案が発生し、親ロシアのハッカーが犯行をほのめかす声明を発表するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるサイバー攻撃グループが用いる手口と同様のサイバー攻撃が、我が国の暗号資産交換業者に対してもなされており、数年来、我が国の関係事業者もこのサイバー攻撃グループによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況となった。また、近年、国内の学術関係者、シンクタンク研究員等に対して、一定の共通する手口で不正プログラムを実行させ、情報窃取を試みるサイバー攻撃が多数確認された。

さらに、ウクライナ情勢をはじめ、国際情勢が緊迫する中で、海外の政府機関や重要インフラ分野の関連企業・施設等に対するサイバー攻撃も後を絶たず、これらの攻撃には国家を背景とするサイバー攻撃グループの関与が疑われるものがみられるところ、国内においては、「e-Gov」等の政府機関等が運営する複数のウェブサイトが一時的に閲覧できなくなる事案が発生し、時期を同じくして、「Killnet」等の親ロシア派のハッカー集団が犯行をほのめかす声明を発表していることが確認された。

そのほか、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等も行われていると推察される。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が

最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

### 3 総合的な治安対策の充実・強化

#### 1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

#### <現状・課題>

令和4年中の都内における刑法犯認知件数は、7万8,475件と20年ぶりに増加に転じた。その要因の一つに、自転車盗や暴行など、主に街頭犯罪が増加していることから、新型コロナの感染状況による人流の増加が一定程度影響したとみられ、今後の動向を注視する必要がある。

また、令和4年12月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」では、「治安対策」は、医療・衛生に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案に加えて、主に関東地方で多発している、「闇バイト」強盗事件等により、都民の体感治安が悪化していることを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需

要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた外国人入国者数が増加に転じ、覚醒剤などの違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行客を装った携行・携帯型等で、多種多様な手口により違法薬物が海外から流入している。また、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しているほか、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯、外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中においても、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するため、可及的速やかに人的基盤の強化を実現する必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
  - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

## 2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

### <現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定したほか、六代目山口組と池田組も対立抗争状態にあるとして、4県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

### <具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

### 3 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

#### <現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊（特殊救助隊、警備犬等）を編成し、有事即応体制を構築している。  
また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめ、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動を行っている。  
このように、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくない指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、備えを万全にする必要がある。
- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。  
しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。
- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。  
大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、最先端技術を駆使した災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実にできる態勢の確保を求めること。

## 4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

### <現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じた。令和4年中は、2,054人と前年比で減少したものの、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち30歳未満の年齢層の占める割合が7割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページやツイッターを通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを併用した薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和4年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、取扱いが終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）及び「再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

## 5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

### <現状・課題>

令和4年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案(DV)等の相談件数が高水準で推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、アダルトビデオ出演被害により、女性の心身や私生活に取り返しの付かない重大な被害を受ける事案が現に生じている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

### <具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビデオ出演被害・「JKビジネス」に係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策や成年年齢引下げに係る若年層の性暴力被害予防など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

## 6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。
- (3) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。

### <現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、令和4年から発生している一連の強盗事件については、特殊詐欺犯行グループの関与が疑われ、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、それと並行して、高齢者の子・孫世代に対し、詐欺被害から親等を守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の設置や、増加する架空料金請求詐欺に対して、高齢者が使用する携帯電話等へのセキュリティソフト導入に向けた働きかけも、今後、必要不可欠と考えており、このことは、特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のためにも、国において、機器の充実強化を図ることが望まれる。

犯行ツール面においては、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者に対し、摘発後、所有している在庫番号については一括利用停止する取組が開始されたが、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするなど、更なる法制度の検討が必要と思われる。

### <具体的要求内容>

- (1) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺が発生していることから、「実行犯を生まない」ための対策を推進すること。

- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、発信者番号表示サービス等の更なる普及や、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、高齢者が使用する携帯

- 電話等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の検討を図ること。
- (3) 現行の法制度では電話転送サービス事業者として届出が提出されていれば悪質な事業者であっても、固定電話番号が提供されている状況であることから、関連省庁や電気通信事業者が連携し、届出制から許可制へ移行するなど指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

参 考

【令和4年中の特殊詐欺被害状況(確定値)】

都内	認知件数	3,218 件	(前年比	-101 件、	-3.0%)
	被害金額	約 67.8 億円	(前年比	+約 1.6 億円、	+2.4%)
全国	認知件数	17,520 件	(前年比	+3,022 件、	+20.8%)
	被害金額	約 361.4 億円	(前年比	+約 9.4 億円、	+28.2%)

## 7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)  
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになってきている。

こうした中、警察庁公表の「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和5年3月16日警察庁広報資料)によれば、

- 令和4年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が増加

等しており、さらには、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和4年の報告件数が、前年より大幅に増加しているほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、令和5年上半期において被害件数が過去最多を更新するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベン

トの開催

- (3) スマートフォンの操作に不慣れな高齢者を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験させることで危険性を認識させて被害防止につなげる高齢者スマホ防犯教室の開催
- (4) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験・対処ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施
- (5) 脆弱性のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

## 4 国民保護事案に関する普及・支援の推進

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)  
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

### <現状・課題>

今般のロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在することが明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

### <具体的要求内容>

#### (1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

#### (2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の

連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が  
行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う  
こと。

## 5 ミサイル攻撃に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)  
(都所管局 総務局)

- (1) ミサイル攻撃に対する国としての対応の全体設計及びエリアごとのリスク評価、リスクに対する備えの準拠を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

### <現状・課題>

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、特に令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。ミサイルの弾種は多種多様であるが、具体的なリスク評価や避難施設のあり方については明らかにされていない。

また、国民保護法第148条に基づき、都道府県知事及び指定都市の長は避難施設を施設管理者の同意を得た上で指定を推進しているが、有事において、屋外にいる場合は、近くの建物や地下に避難することとされており、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

こうした状況を踏まえ、ミサイル攻撃に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

### <具体的要求内容>

#### (1) 平素の取組

- ア 昨今の状況を鑑み、NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本的な考え方を検討するとともに、基本方針などで示すこと。
- イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

#### (2) ミサイル攻撃に対する取組

- ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。
- イ 有事の際は民間事業者含め、事前の同意なく堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める

方策を検討すること。また、建造物の整備・改築等を行う場合について、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設の設置義務化を法制化するとともに、国において設置に係る経費の支援を行うなど幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

エ NBC弾頭によるミサイル攻撃を想定し、被害や国民生活への影響・対策や避難施設のあり方について速やかに検討を行うとともに、今後の整備に向けた基本的な考え方を示すこと。

オ NBC弾頭によるミサイル攻撃により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

## 参考 1

# 府省庁別提案要求事項一覽

# 府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	30
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	8 熱中症対策の推進	214
	福祉・保健・医療	7 新興・再興感染症対策の充実	275
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
デジタル庁	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365
	行財政改革	4 デジタルの力を活用した社会変革に向けた取組【新規】	22
	行財政改革	5 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援	24
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	生活・産業	5 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築	300
内閣府	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
	行財政改革	3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	30
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	33
	災害対策	4 マンション防災の推進	35
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	90
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	137
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	福祉・保健・医療	7 新興・再興感染症対策の充実	275
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
国家公安委員会	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
警察庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	348
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	350
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	352
金融庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324
消費者庁	生活・産業	18 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	327
	環境・エネルギー	12 食品ロス削減施策の推進	224
こども家庭庁	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	福祉・保健・医療	3 児童相談体制の一貫した充実強化	243
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進	257
総務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
	行財政改革	1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	16
	行財政改革	2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	18
	行財政改革	3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
	行財政改革	5 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援	24
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	33
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
生活・産業	4 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	298	
生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311	
消防庁	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365
法務省	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	98
	都市整備	13 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	104
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	福祉・保健・医療	7 新興・再興感染症対策の充実	275
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
出入国在留管理庁	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	生活・産業	9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	306
外務省	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	生活・産業	9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	306
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365
財務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
	行財政改革	3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	33
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	308
	生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309

# 府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
国税庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
文部科学省	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	スポーツ・教育	2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の拡充等	333
	スポーツ・教育	3 学校における働き方改革の実現	336
	スポーツ・教育	4 学校施設の空調設備整備に対する支援	338
	スポーツ・教育	5 教育のデジタル化の推進に向けた支援	340
スポーツ庁	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	331
	スポーツ・教育	3 学校における働き方改革の実現	336
文化庁	スポーツ・教育	3 学校における働き方改革の実現	336
厚生労働省	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	246
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進	257
	福祉・保健・医療	6 保健医療施策の推進	272
	福祉・保健・医療	7 新興・再興感染症対策の充実	275
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
	生活・産業	13 障害者の就業支援策の一層の充実	316
	生活・産業	14 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	318
農林水産省	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	環境・エネルギー	12 食品ロス削減施策の推進	224
	生活・産業	7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	303
	生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309
	生活・産業	15 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	321
林野庁	環境・エネルギー	11 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	221
	生活・産業	7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	303
水産庁	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	159
	生活・産業	7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	303
経済産業省	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	12 食品ロス削減施策の推進	224
	環境・エネルギー	13 プラスチック対策の推進	226
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301
	生活・産業	10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	308
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
資源エネルギー庁	生活・産業	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324
	生活・産業	17 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	326
	生活・産業	18 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	327
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
中小企業庁	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
	生活・産業	15 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	321
国土交通省	生活・産業	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324
	生活・産業	17 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	326
	生活・産業	18 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	327
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	28
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	30
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	33
	災害対策	4 マンション防災の推進	35
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	38
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	46
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	53
都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	70	
都市整備	5 大規模水害対策の推進	71	
都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82	
都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84	

# 府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
国土交通省	都市整備	8 下水道事業における財源の確保	85
	都市整備	9 不法係留船対策の推進	88
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	90
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	91
	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	98
	都市整備	13 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	104
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	108
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	111
	都市整備	16 国道等の整備推進	119
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	121
	都市整備	18 都市鉄道ネットワーク等の強化	132
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	137
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	139
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	154
	都市整備	25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	156
	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	159
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	210
	環境・エネルギー	9 道路環境対策の推進	216
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301	
生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309	
生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311	
観光庁	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	生活・産業	8 MICE推進施策の強化	304
	生活・産業	9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	306
環境省	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	137
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	154
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	環境・エネルギー	8 熱中症対策の推進	214
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	環境・エネルギー	12 食品ロス削減施策の推進	224
	環境・エネルギー	13 プラスチック対策の推進	226
	環境・エネルギー	14 国立公園の活用	228
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309
	生活・産業	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324
防衛省	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進	363
	治安対策	5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365

## 参考 2

# 所管局別提案要求事項一覽

# 所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	28
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	30
	環境・エネルギー	11 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	221
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301
子供政策連携室	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
スタートアップ・国際金融都市戦略室	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	2 資産運用立国の実現【新規】	284
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
総務局	行財政改革	1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	16
	行財政改革	2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の年齢の拡大	18
	行財政改革	3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	30
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	33
	災害対策	4 マンション防災の推進	35
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	154
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	8 熱中症対策の推進	214
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	財務局	治安対策	4 国民保護事案に関する普及・支援の推進
治安対策		5 ミサイル攻撃に関する対策の推進	365
地方分権改革		1 真の分権型社会の実現	11
行財政改革		3 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	20
生活・産業		1 国際金融・経済都市の実現	281
デジタルサービス局	行財政改革	4 デジタルの力を活用した社会変革に向けた取組【新規】	22
	行財政改革	5 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援	24
	生活・産業	4 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	298
	生活・産業	5 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築	300
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301
主税局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	11
生活文化スポーツ局	災害対策	4 マンション防災の推進	35
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	スポーツ・教育	1 「東京2025世界陸上競技選手権大会」及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」開催への全面的支援	331
都市整備局	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	28
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	38
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	46
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	53
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82
	都市整備	10 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	90
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	91
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	108
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	111
	都市整備	16 国道等の整備推進	119
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	121
	都市整備	18 都市鉄道ネットワーク等の強化	132
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	137
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	139
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	151
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	210
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	生活・産業	6 次世代モビリティの社会実装の推進【新規】	301
生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309	
住宅政策本部	災害対策	4 マンション防災の推進	35
	都市整備	12 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	98
	都市整備	13 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	104
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
環境局	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	154
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	208
	環境・エネルギー	8 熱中症対策の推進	214
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	環境・エネルギー	12 食品ロス削減施策の推進	224
	環境・エネルギー	13 プラスチック対策の推進	226
	環境・エネルギー	14 国立公園の活用	228
	生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309

# 所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
福祉局	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	福祉・保健・医療	3 児童相談体制の一貫した充実強化	243
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	246
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進	257
保健医療局	環境・エネルギー	8 熱中症対策の推進	214
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	福祉・保健・医療	6 保健医療施策の推進	272
	福祉・保健・医療	7 新興・再興感染症対策の充実	275
産業労働局	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	161
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	189
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
	環境・エネルギー	11 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実	221
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	231
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	生活・産業	3 スタートアップ支援の推進	288
	生活・産業	7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	303
	生活・産業	8 MICE推進施策の強化	304
	生活・産業	9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	306
	生活・産業	10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	308
	生活・産業	11 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	309
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	311
	生活・産業	13 障害者の就業支援策の一層の充実	316
	生活・産業	14 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実	318
生活・産業	15 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	321	
生活・産業	16 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	324	
生活・産業	17 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実	326	
生活・産業	18 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	327	
生活・産業	19 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化	329	
建設局	災害対策	1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進	28
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	46
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	53
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	82
	都市整備	7 ライフライン施設の耐震化などの推進	84
	都市整備	9 不法係留船対策の推進	88
	都市整備	11 市街地の開発に係る諸事業の推進	91
	都市整備	14 東京外かく環状道路の整備促進	108
	都市整備	15 高速道路網の整備推進及び有効活用等	111
	都市整備	16 国道等の整備推進	119
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	121
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	139
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145	
環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	210	
環境・エネルギー	9 道路環境対策の推進	216	
港湾局	都市整備	4 東京港の高潮・地震・津波対策の推進	70
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	16 国道等の整備推進	119
	都市整備	17 道路・橋梁事業の推進	121
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	141
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	145
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	154
	都市整備	25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	156
	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	159
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	165
交通局	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	183
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	197
水道局	環境・エネルギー	10 有機フッ素化合物対策の推進	218
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	53
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	71
	都市整備	8 下水道事業における財源の確保	85
教育庁	福祉・保健・医療	2 送迎バス等の置き去り防止対策の推進	242
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	281
	スポーツ・教育	2 教育支援センターの機能強化、学びの多様な学校(いわゆる不登校特例校)の拡充等	333
	スポーツ・教育	3 学校における働き方改革の実現	336
	スポーツ・教育	4 学校施設の空調設備整備に対する支援	338
警視庁	スポーツ・教育	5 教育のデジタル化の推進に向けた支援	340
	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	348
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	350
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	352